

福祉教育常任委員会

令和6年9月6日（金曜日）午後3時11分開会

出席委員（8名）

委員 長 益 子 丈 弘
委員 堤 正 明
委員 相 馬 剛
委員 山 本 はるひ

副委員 長 星 宏 子
委員 室 井 孝 幸
委員 眞 壁 俊 郎
委員 玉 野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書 記 石 田 篤 志

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 9月定例会における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午後 3時11分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 皆様、お疲れさまでございます。若干、予定の当初の時間より早いんですが、皆様お集まりでございますので、早速始めたいと思います。

それでは、ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。



◎協議事項

○益子委員長 2の協議事項に入ります。

(1)9月定例会議における委員会の運営(付託予定議案、日程等)についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○石田書記 (9月定例会議における委員会の運営について説明。)

○益子委員長 説明が終わりました。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、5点ほど説明ございました。その中で皆様にお諮りしたい部分、3点ほどございます。まずその件を確認したいと存じますが、その前に、先ほど提案がありました日程でございます。資料1を御覧いただければと思うんですが、このような日程で行いますので、こちらで皆様、了解いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 では、この日程で、この付託された議案ということで、これらを審議してまいります。

それでは、先ほど3点のほうを確認していただければということで、事務局から説明ありましたので、まずお諮りいたします。

まず、この9月18日から20日までの3日間ということで、こちらの次第に沿った対応ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、では、そのように事務局提案のと通りの次第に沿って進めてまいりたいと思います。

続きまして、参考人招致についてでございます。

こちら参考人招致ということで、今回、当常任委員会に7件の公民館関連のですね、皆様御承知のとおり陳情が出てございます。私も伺ったところ、陳情提出者の皆様は、先ほど事務局のほうから説明ありましたとおり、ぜひ説明をしたいと。何名説明されるか分かりませんが、皆様にここで決定いただいて、参考人を招致するというのであれば、皆様に確認を取って、この7名の提案者の皆様にそれぞれお伺い、来ていただけるかどうかお諮りして、この参考人招致ということ。あわせて、先ほどあったように、今回はこの関連するものの議案と陳情ということで、なかなか全国的に見ても、こういったイレギュラーな対応ということで、同時に上程されるということはなかなかないということでございまして、先ほど来からありましたとおり、本来ですと、この日程的に4日間を想定してございましたが、先ほどお聞きいただいたとおり、やはり陳情者の声、そして、この議案先決が大前提ということを鑑みまして、こういったなかなかタイトなスケジュールになるんですが、3日間という提案をさせていただきたいと存じます。

あわせて、先ほどお諮りするべきところで、参考人招致ということで、この参考人招致を前提の上で説明はございましたが、お諮りしたいと思います。

参考人招致をする方向で異議ないかお伺いいた

します。異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、参考人招致をさせていた
だきたいと存じます。

続きまして、所管事務調査についてございま
す。

先ほどありましたとおり、今回の日程的なもの
を鑑みまして、正副で所管事務調査ということ
を考えたんですが、今回は特段用意しないで、この
陳情、また議案のほうに皆様に御審議に集中して
いただきたいと思っておりますので、今回は所管事務調
査はしないという方向で決したいと思っております、
異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、今回の常任委員会におい
ては、所管事務調査を行わないという方向で決定
させていただきたいと存じます。

それであと、日程的なものということで、先ほ
ど皆様に御承認いただいたわけですが、先ほど説
明ございましたとおり、この9月18日水曜日、ま
た9月20日の子ども未来部、金曜日の部分ですが、
こちらは先ほど説明ありましたとおり、相当数の
内容が、ボリュームがございますので、場合によ
っては西那須野庁舎から来ていただいて、審査が
滞ってしまって帰っていただくというのはちょっ
と先方にもですね、事務局の方にもなかなか不便
な部分があると思っておりますので、先ほど御説明あり
ましたとおり、まず9月18日においては、陳情の
審議、そして生涯学習課の関連の議案の審査、あ
わせて、その場に、終わりましたら生涯学習課の
残りの議案、教育総務課までを午前中の部分とさ
せていただきまして、あわせて、残りの学校教育
課、スポーツ振興課、この議案の取扱いは9月18
日水曜日の午後からとさせていただきたいと思
いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ありがとうございます。

続きまして、20日の部分でございます。

こちら事務局説明のとおり、子ども未来部と
いうことで、午前中の部は子育て支援課、併せて
子育て相談課ということで、こちらを2課を午前
中に審議をいたしまして、午後の部といたしまし
て、保育課ということにさせていただきたいと思
いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 では、そのように進めさせていただ
きます。ありがとうございます。

続きまして、今回の、先ほど皆様から決めてい
ただいた部分で、もう一点、皆様にお諮りしたい
部分で、こちら説明があったとおりなんですが、
先ほどあったとおり、今回の内容的なもので、相
当数、やはり関心事項、今日も傍聴者いらっしゃ
いましたし、いろいろな陳情が出ているというこ
とで、考えられます。その中で、今回、委員会に
おける議員間討議のテーマということで、事前通
告を今定例会と12月定例会において議会運営委員
会により試行的に行ってございしますが、こちらの
事前通告ということで、先ほどの説明ありまし
たとおり9月9日の月曜日、こちら質疑の通告と
同様午後5時までということでございしますので、
ぜひこちら皆様に議員間討議の通告をしていただ
きまして、皆様でこの内容について審議を尽くし
て、皆様に関心事項があるものに対して、委員会
として、委員会の決定として申し添えていただ
きたいと思っておりますので、よろしくお願
い申し上げます。

先ほど説明ありましたとおり、陳情の部分のま
ず説明に入りまして、提案者の質疑に入ります。
そして、その後、そこで今度、生涯学習課の議案
ということで、こちらの説明、質疑がございます。

あわせて、先ほどあったとおり、議決の部分については、まず表決をするところは生涯学習課の議案の部分が3番目となります。最後に陳情ということで、こういったイレギュラーな対応になりますので、あわせて当日の事務局から説明をさせますが、皆様のほうにもこのようにちょっとイレギュラーな対応ということで御理解いただきまして、そこが終わりましたところ、あと残りの部分、それ以外の議案ということで、こちらは教育部長より御挨拶をいただきながら、通常どおり、先例どおり進めさせていただきたいと思っておりますので、お含みおきいただければと思います。

○山本委員 質問、早口でちょっと分からなかったんですけども、すみません。陳情について、5、6、7、8、9、10、11とありますよね。これから参考人招致だと思うんですけども、先ほど陳情は1本1本決めていくというふうにおっしゃったんですけども、例えば陳情第5号というときには、部屋の中に入ってくるのは5号の関係者だけで、そこで説明をしてもらって、そこで1本決めて、出ていってもらって、その後、6号の関係者が入ってくるという形になるんですか。

○益子委員長 事務局、どうぞ。

○石田書記 簡単にすみません、流れをちょっと説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、今回、303会議室で行いますので、参考人の方にはまず中に全員入ってもらいます。

○山本委員 11号まで全部。

○益子委員長 全員です。

○石田書記 といいますのも、出る、入るを繰り返していると、303会議室の外というのが市長室のところなんですけれども、なかなか待っているところもないですし、かといってこの上の4階のところまで待ってもらって、一度呼びに行ってもうというのなかなかちょっと大変といい

ますか、効率も悪いかと思いますので、まず全員、後ろに、303へ入ってもらったところに、椅子を一行に並べまして、そこに座ってもらいます。イメージとしましては、円卓のちょっと前のほうに説明席みたいなところを設けて、そこに、まずは陳情第5号の方いいですかということで説明、そこまで来てもらって説明、あと質疑まで行います。終わりましたと、もう元の席に戻ってもらって、次に陳情第6号というふうにいけます。それを繰り返し行って、11号まで行っていきます。

終わりましたら、議員間討議に入るんですけども、陳情の議員間討議をして、終わりましたら、ここで一旦、暫時休憩を取らせていただいて、帰る方は帰っていただいて、ただ、傍聴したいという御希望も、お問合せもちょっと何件かいただいています、そのまま傍聴したいという方も当然いると思います。その方は当然残っていただいて、傍聴も可能ですよという御案内をいたします。帰る方は帰っていただいて、この暫時休憩中に生涯学習課が今度入ってこられます。生涯学習課の議案のほうを、こちらは一括してちょっと簡潔に説明させていただきます。終わりましたら質疑応答で、議員間討議終わりましたら、今度は陳情と陳情に関連する討論……

○山本委員 すみません、私全然理解できないんですけども、5号から11号まで7本ありますよね。1つは、説明者は、陳情は何人来ても構わないんですけども、その陳情の説明する人は1人に限ってほしいと思います。つまり1つの、5号の説明に3人しゃべるとか、6号に5人しゃべるとかというようなことをされると、訳分からなくなるということと、それともう一つは、これ1本1本に賛否採っていくという説明をされていたんですけども、そうすると5号をやるときに討論をして、決めて、終わったら6号といって、また同じ、

同じかどうか分からないんですが、陳情そのものの元が同じなので、話すことって多分、賛成と反対って決まってくると思うんですよ、この中で、5号については賛成したけれども、6号については反対したとかという、そんなばかなことはないと思うんですね。そういうことをやっていくと、11号になったときに、もう何ていうんですか、形式的なものになって、それを全員が聞いているんですよ、出入りしないということは。それで本当にうまくいくんですか。

○石田書記 採決の原則が、1本1本諮っていくというのが原則……

○山本委員 それはいいんです。でも、1本1本ということは、1つの陳情は完結をするわけですよ、1つずつ。それなのに説明者がずっと初めからいて、そして、最後まで出ていかないんですよ。それはどうなんですか。

○石田書記 前半の部分で、最初に入ってもらって、説明と質疑を行うんですね。それで、取りあえずは自分の席に戻ってもらって、次の陳情で、採決まではやらないんです、そこでは。

○山本委員 でも、つまり一括なんですよ。その最後の採決は1本1本でも、ここでやっていることというのは、5号から11号まで、その陳情者が別なわけですよ。本来、別ですよ、同じ人じゃない。でも、対象となるものは同じですよ、公民館無料か有料かと。それについて、ここにいる人というのは、何ていうんですかね、物すごく私たちが討論をしたり質疑をしたりするのがやりにくくないんですか。それでちゃんとやっていくんですか。私きっとしゃべるの嫌になると思うんですね。いや、最初のほうはいいですよ、5号は5号でいいけれども、11号までいったときに、同じようなことを言わなきゃいけないわけじゃないですか。一応、陳情というのは皆さんが意

見を言うことが多いので、同じことを7本言っていたら、どんだんぶつちらけるといっつか、結局、委員長の采配一つにかかっていると思うんですけれども、それでうまくいくんですか。こんなのやったことないので、すごく心配なんですけれども。

○堤委員 ちょっといいですか。この質疑と討論のやり方なんですけれどもね、各陳情ごとに通常だと説明があつて、質疑、討論というのを陳情ごとにやりますよね、一般的にはね。だけれども、今回、ちょっとその事務局の説明だと、質疑、討論のほうは一番最後にまとめてやるというような言い方だと私は……

○山本委員 違うよね。

○堤委員 そうでもないですか。討論だけまとめるんですかね。ちょっとそこが分かりにくかったね。

○石田書記 もしよろしければ、口述をちょっと皆さんに見てもらおうというのがいいですかね。

○益子委員長 そうしてください。

ただいま口述を用意して皆様に御覧いただきますので、それでちょっと流れをつかんでいただけますか。そのほうが分かりやすいかなと。

○石田書記 そのほうが分かりやすいかなと思いますんで。

○星副委員長 陳情者もみんなが来るとは限らないんですよ。参考人招致で来たいという人だけが来るので、何人来るかは正直分からない。

○山本委員 でも、全部来るかもしれないですよ。

○益子委員長 そういうことですね。それを前提でつくっております。

○山本委員 その時間制限もないわけじゃないですか、もしかしたら……

○益子委員長 時間は……

○山本委員 区切るんですか。

○益子委員長 区切ります。

○相馬委員 時間制限あったと思います、参考人招

致の時間制限、たしか。

○山本委員 よっぽどうまくやってもらわないと、こっちの審査をするほうが疲れちゃいます。7本同じようなことをずっと言い続けて、私きつと最後は何もしゃべりたくなくなるなど。

○益子委員長 よろしいですか。

通常ですと、やはり皆様懸念のように、同じような同一のもの、提出者が異なるけれども、同一趣旨のものというのは、皆様御承知のようにみなし採択、みなし不採択ということで、1本同じことをやれば、もう以下同文ということになると思うんです。だけれども、我々の正副のほうで諮ったときに、今回はその内容的にも皆様から来ているので、丁寧にしたいねという扱いを受けて、事務局なりにつくったのがこの内容です。

ただ、私も山本委員おっしゃるとおり、趣旨が一緒なので、例えば説明は皆さんがしたいということで、していただいて結構ですけれども、私も考えるに、恐らく同じ論点とか、質疑する内容というのは項目一緒で、例えば5号にはるひ委員が質問して、相馬剛委員が質疑してとなって、同じようなところをまた次の第6号というときに同じところを聞いて、同じ回答って、そういう場合もあり得るので、やはり私的に思うのは、説明だけは皆様に、もし皆様の御承認をいただけるのであれば、場合によっては事務局とも検討する余地はあるなと思って、私、腹積もりでいたところで、今、はるひ委員からこういう話が出たんで、申し上げたいんですけれども、例えば説明だけ一括ずつといただいて、質疑に関しては一括質疑ということで、質疑をされる方は、第何号の陳情に対しての質疑ですということにして質疑をしていただいて、合わせて質疑をしていただいて、特段なければ、それ以外の、例えば5号以下11号まで、その質疑に関して、何号の陳情の何々についてちょ

っと伺いますということであれば、前に来ていただいて説明、質疑をしていただいて帰っていただく。多分、同様にですね、同じようなものはそこで質疑が出なければ、そこで質疑なく、同じ趣旨ということになると思いますし、場合によっては、ちょっとこれはもうちょっと聞きたいとなれば、個別にそれぞれの陳情において質疑をしてもいいかなと考えているんですね。

ですので、説明は、陳情の説明者にその提案理由の説明ということをしていただきますけれども、場合によっては、はるひ委員が懸念されているように、同じところに例えば質疑を1本1本取って、また次の同じようなものを聞いて同じ質疑ということ、最終的には聞くことが論点がかぶってしまって、もうばらけてしまって、内容だけ、時間は進むけれども、内容的にはもう本当に質疑をするに当たっても、双方、陳情の提出者にも、我々委員がもう疲れてしまうという懸念があるので、やはりそこら辺はもうちょっと質疑の効率性というか、そういうものを考えながら、皆様に御承認いただけるのであれば、そういう説明をおのおのしてもらって、質疑は一括していただいて、その質疑に対して、じゃ何々の質疑です、何々の陳情に対する質疑です、何々のことについて伺いますということできてきていただいて、そういうことではないかと考えるんですが、その点についていかがですか。

なかなかこういった事案的には難しいので、やはり皆様が懸念するとおり、私どもでなかなか、でも、やっぱり根底にあるのには、こういった内容を真摯に受け止めて、提出者のそういった真意を皆様で丁寧に聞く姿勢は、これは私どもとしては、この当常任委員会としては示していきたいなと考えていますので、そういった丁寧なということで、事務局のほうでつくったのがこの案という

ことは御理解いただければと思います。

山本委員。

○山本委員 今これ口述書を送っていただいて見て
いるんですが、それで、提出者はみんなよくしゃ
べる人だと思うんですね、よくしゃべる、知って
いる人もいるんですけれども。そういう中で5号、
6号と1人ずつ送られていますよね。いや、やっ
ぱり7号までやっているうちに、最初の1つ、2
つは質疑が出たりね、それで答えてくれるとか。
これニュアンス違うと思うんですよ、答えるほう
のニュアンス。言うほうは同じことを言っても、
答えて、女の人、男の人もいますけれども。いや
これすごく難しくて、それで1本1本決めていく
んですよね。だけれども、ここにずっといるんで
すよね、その人たちがね。

○益子委員長 質疑だけは一括でして、採決は1本
1本決めざるを得ないかなと思っているんです。

○山本委員 本当は1本1本、ここに入ってもらっ
てしゃべって決めて出ていってもらって次にとい
うふうなものが一番だとは思いますが、
執行部の話もしてもらおうわけでしょう。

○益子委員長 そういうことなんです。そこで決ま
ってしまうと、先ほど皆様方御承知のように、今
回の陳情が条例と同様のものであれば、決めても
お互いに同じ、例えば今回の公民館の陳情、逆に
今回は原則無料にしてください、上げないでくだ
さいという話になっていますと、逆に上げてくだ
さいという陳情であれば、ここを決めても条例と
同様なので、ここを決めても同じになると思うん
ですよ、条例が、例えば陳情がお金を上げてくだ
さいという陳情が出ていて、条例もお金を上げま
すよというものだったら、陳情を決めても、じゃ
条例も同一趣旨なので、採択になりますよねとな
るんですが、逆に今回は、陳情はお金を上げない
でくださいというような趣旨、片方は上げますよ

ということなので、先ほど事務局の説明があつた
とおり、こちらを先に決めてしまいますと、この
ものに関しても決まったよって、逆にもうここで
例えば陳情を採択しますと議案は否決ということ
になります。逆に陳情を不採択すべきものとする
と、議案は必然的に反対なので、可決されました
ということになるのです。

そうすると、やはり陳情者は、今回その話をし
ても、自分たちはもう決まっているのに何を言う
んだという話になって、自分たちは説明しに来た
いんだという話があるので、今回こういったちょ
っとイレギュラーな、説明を先に受けて、じゃ陳
情者のほかに執行部側の意見も聞きましょう、や
はり先ほど言ったように、議案を先決しなくちゃ
ならないという大前提の原則があるので、議案を
先に決めましょうと。そうしないと、陳情によっ
て、議案のほうは、その決定事項によっては議案
の内容がもう拘束されてしまうと、そういったもの
があるので、それを拘束されないで、議案は議
案でフラットな状態で決めましょうと。陳情は、
そのことに関してはちょっと議案よりは、扱いが
ちょっと後になってしまうので、逆にさっき言っ
たように、議案のほうを可決すれば陳情は不採択
で、議案を否決すれば陳情は採択すべきものとな
るということになっております。

山本委員。

○山本委員 多分、8人、益子さんがあれだから、
7人ということですよ。私は質疑をする気は全
然ないんですけれども、つまり一人一人の意見っ
てははっきりするわけですよ、無料のままいか、
有料でいいかと。そここの最後の討論とい
うんですかね、意見は一本にしてほしいと思うん
ですよ。何度も何度もそれをしゃべらせるんじや
なくて、1本1本、質疑ある人は、この間、説明
会もあつたので。自分の意見、一人一人の意見は

1回にさせてもらって、そして最後に一つずつ採択するのは、手を挙げたりするのはいいんですけども、しゃべることだけは何度もやりたくないです、同じなんだから。同じもの。というところをきちんとしていただいて、聞いている人たち、聞いている……

○益子委員長 方たちにも了解していただいて。

○山本委員 にもそういうことがよく分かるように、必ず一人一人が、自分は無料のままがいいんだ、あるいは、もうこれは有料は致し方ないというか、賛成だということをはっきりと皆さんに言ってもらうような形を取っていただきたいと思います。

今だって、本当はそれがはっきり分かっていたほうが、分かっていたほうがというか、やりやすいけれども、そうはしないんでしょうけれども。

そうすると、7人だから、3・4とか2・5とかね、やらなくても決まってしまうわけだから、そのところは、陳情に賛成する人たちが先に5人なら5人やって、それから、執行部が出てきたものはいいという人は3人とか2人になるというようなことをきちんと分かりやすく、論点は違うかもしれないんです、賛成も反対も。というふうにしてもらう。で、皆さんもそれぞれ、何だか分からない意見じゃなくて、自分は無料のほうがいいんだ、有料化に賛成だということをきちっと述べてもらわないと、聞いているほうも分かりにくいし。私、しゃべりたくないです、何度も何度も同じことを。少なくとも。

○益子委員長 ありがとうございます。御懸念、私も十分理解しております。

やはり先ほど言ったように、この議員間討議のテーマということで、事前通告でございますので、ぜひそこを、やはり我々もそういったことで意識を共有しましたので、同じような例えば陳情5号について議員間討議をします。また第6号につい

て議員間討議をします。そういうことは、やはり山本委員おっしゃるように非効率ですし、お互い提案者も、言いたい部分はあろうかと存じますが、やはり疲れてしまうし、なかなか質疑がぼやけてしまって、論点がずれてしまうおそれもあるので、そこは集中的に、先ほどの質疑の部分と合わせて、その議員間討議も何々についてとか、例えば代表で同じ趣旨と取って、今回その全体について皆様どう思いますかというような、そういった一括の議員間討議というものにしていただくようにですね。私どものほうも、提出していただく委員の皆様には、そのようにお願いをしながら、そういったので進めていきたい。

あわせて、それを今回、招致をするということでございますので、事務局のほうには併せて確認いただいて、御了解いただいた上で、それで納得いただいた方が来ていただくというような、そういった方向で丁寧に、お互い双方が気持ちよく質疑に、審議に臨めるような形を取ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。そのような方向でよろしいですか。

○玉野委員 丁寧なということがいいですよ。

○益子委員長 相馬委員、いかがでしょうか、先ほど。よろしいですか。

○相馬委員 これ要するに、この口述書のとおりですもんね。このとにかく説明を、5号、6号、7号で参考人説明と質疑、これを繰り返していくということですよ、9号、10号、11号までね。

○益子委員長 あわせて、先ほどの提案ですと、はるひ委員のほうの提案を入れまして、例えば質疑の部分は、説明はいただくけれども、質疑は一括で、質疑をする方は、例えば質疑ですというのであれば、私のほうで、委員長のほうで、何についての質疑ですかと、全部ですよとか……

○相馬委員 じゃ、一括で質疑だ、書き換えるわけ

だね。

○**益子委員長** 例えば私は5号について質疑します、質疑をするときに提案者から来ていただいて質疑をして、特段なければ、以上で質疑を終結したいと思います。異議ございませんかと。討論についても1本1本、例えば5号についての討論ですとか6号じゃなくて、一括のものにさせていただければ……

○**玉野委員** 全部ということか。

○**益子委員長** 全部で、全部に当てはまりますよということにさせていただくような、そういった方向で、陳情提出者の方にも、我々もちろん委員側もそうですけれども、了解の上やらせていただくという前提でしたいと思いますので、そちらは皆様の意見を踏まえてそのように正副で諮って、文言の修正は、これから正副に一任いただければと思いますが、そのように進めさせていただきたいと思います。

堤委員。

○**堤委員** もう一回ちょっと再確認という格好で、その陳情については、この陳情の参考人招致を順番にそれぞれ説明してもらおうと。その次に一括質疑というような格好で、陳情の番号の中でどれどれについて質疑をしたいというような質疑をします。その次に、議員間討議も一括の議員間討議で、どの陳情についての議員間討議をします。最後に、またこれも一括的な討論でね、こういう考えがあります、賛成です、反対ですというのを最後に討論して、それから採決をするということですね。そういう流れでよろしいですね。

○**益子委員長** お示しさせていただいたとおり、それから陳情の説明、そして執行部のほうの議案の説明ということをしていただいて、場合によってはね、先ほど堤委員がお示しいただいたとおり、例えば質疑は終わっているけれども、場合によ

ては執行部側の説明を受けて新たな疑義が生じたということであれば、そこでまたそういった部分の文言を盛り込まなくちゃいけない部分はあるかと思えますし、そういったもので、あわせて例えば陳情者の説明を聞いた段階では特段、納得して合点がいったけれども、あわせて今度、次の執行部の説明を聞いたときにはまた疑義が生じたという可能性もあるので、そういうところも含みを残しながら、そこら辺も一括のまた例えば質疑で……

○**堤委員** ちょっとすみません、ちょっと分かりにくかったのは、執行部はどこから入るといのがちょっとよく……

○**益子委員長** 執行部は、今あったとおり、取りあえず陳情者の説明が終わった後、聞いた後で質疑を我々は一括でしますね。そこでは表決を表さないで、次にそこは取っておきますんで、あわせて今度、逆に議案のほうの提案をしていただくので、その段階で執行部は入ってきます。説明を受けて、質疑をそこでして、その質疑も受けたら、場合によってはそこで、さっき陳情者のほうに質疑したけれども、それとはちょっと食い違ったりだとか、あとは、ちょっと聞いたけれども、これはちょっと分からないなという疑義が生じたときは、やはりまたもしかすると陳情者に聞いてもらうような、そういった場面なんかも必要になるかもしれないし。そこは私が考えているだけで、特段なく、皆さんのほうで表決のほうに入れるものであれば、そこは特段用意する必要はないんですが、そこは若干、そこも含めて残しておく必要はあろうかなと私なりに考えています。

○**堤委員** もう一遍すみません、再確認だけでも、参考人招致の説明が終わってから、執行部が入ると。

○**益子委員長** 参考人招致の説明が終わって、そこ

で一括質疑という形、さっき言ったように質疑の場面をつくります。

○堤委員 いや、そうじゃなくて、条例の説明をするのは、参考人招致の説明が全部終わった後に条例の説明があるという格好になると。その後、それぞれの一括した議員間討議に入るという格好ですか。

○益子委員長 事務局。

○石田書記 すみません、ちょっと整理させていただきたいと思うんですけども、陳情の提出者の説明、全部聞いて、一括で質疑をやると思うんです。その後に陳情の議員間討議が入って、それが終わったら、暫時休憩して……

○堤委員 ここでね、ここで執行部。

○益子委員長 陳情は陳情で終わりにして。

○石田書記 陳情は陳情で議員間討議を。

○益子委員長 表決まではしないですけども。

○石田書記 はい。そうじゃないと、そこで何か、この後、暫時休憩を取って、帰る方は帰っちゃうかもしれないので、ここで議員間討議、陳情のをに入れておかないと、後で一括となると、もうそのとき聞きたい陳情の参考人はいない可能性があるもので、説明が終わって一括質疑をやって、議員間討議、陳情のをやって、暫時休憩を取って、ここで退席したい陳情提出者の方は退席してもらって、ここで同時に生涯学習課に入ってもらう。生涯学習課の関連議案の説明、一括でもらって、ここでまた議案の質疑を行って、その後に議案の議員間討議、関連する議案の議員間討議を行って、そこまで終わったら、今度は討論、全体のといいますかね、陳情と関連する議案の。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 ここで何人の人が聞いたか、この間、説明会は聞いているということからすると、最初にこの条例案のほうの説明をしてもらったほうが、

条例案件を生涯学習課から、こうこうこういう理由だからこれを出すんだよということを説明してもらったほうが、この陳情を全部読んだんですけども、もう似たような、これニュアンス少し違うんですけども、似たようなことなので、それから個々で言ってもらったほうが分かりやすいんじゃないですか、と私は思いました。この間の生涯学習課の話聞いていて、陳情は全部読みました。そこで言っていることでいくと、先に生涯学習課がなぜこういうふうにしたのかということ言ってもらって、陳情のほうの、みんな反対ですよ、だから。そののやっぱり無料がいいんだよという話をそれぞれ2分でも3分でも言ってもらってみんなで討論したほうが話は分かりやすいんじゃないですか。

条例案と陳情をごっちゃにしちゃ駄目と行って、同じ案件をやっているわけだからと私は思うし、あそこで聞いてしまったので、もう執行部の話なんて聞かなくなっちゃった感じがするんですが、全員が聞いていたわけじゃないので。そっちの方向のほうが分かりやすくないですかね。

○益子委員長 事務局、説明を求めます。

○石田書記 審査の仕方、一応こういう形で進めたいという旨は生涯学習課のほうにも説明はしてあって、分かりましたと、これでいきましょうという了解は一応得ているんですけども、最終的にどういうふうに進めたらいいかというのは委員の皆様の方で決めていただければ、それは、ここで決まったことは私、生涯学習課のほうに伝えるだけなので。どういうやり方がベストなのかというのは、ちょっと御協議をしていただければ。

○益子委員長 説明は終わりました。

山本委員から御提案ありました。まず、執行部の説明を聞いてから、陳情者のほうに入ってはどうかというような意見もございました。その点に

ついて皆様いかがでしょうか、御意見をよろしく
お願いします。

○眞壁委員 分かりやすいんじゃないかと思うんで
すよね、確かに。そうすると説明来るじゃないで
すか、執行部。そうすると、ある程度の内容、み
んな分かりますよね。その後に陳情の人が、やつ
がくるから、そのほうが分かりやすい。ただ、
最初のだけね、公民館の何だっけ、条例だっけ。
一番最初にやるの。

○益子委員長 関連の議案だけということ。

○眞壁委員 関連議案だけね。全部じゃなくてね。

○山本委員 この間の説明会、聞いていない人って
いっぱいいるのかな。

○益子委員長 いらっしゃいます。

○山本委員 聞いている人は、私と眞壁さんと星さ
ん、3人か。そうか。

○益子委員長 じゃ皆様のほうで、先ほど事務局の
説明あったとおり、この委員会で決定していただ
ければ、そういったことは可能だということなん
で、皆様のほうで決を採ってお諮りしたいと思う
んですが、先ほどあったとおり、山本委員の御提
案のとおり、まずは執行部の議案のほうの説明を
受けて、その後、陳情を扱うというような、あわ
せてですが、説明を受ければ、当然質疑、そうい
った質疑があつて討論ですか、討論があつて、そ
して陳情を聞いて陳情の質疑があつて討論という
ことになろうと思いますが、その方法で、そうい
った扱いでよろしいですか。

堤委員。

○堤委員 すみません、執行部のこの説明は、あく
までも公民館条例だけということ。

○益子委員長 もちろん。それでいきます。よろし
いですか。

山本委員。

○山本委員 質疑一括でいいんじゃないですか。つ

まり片方が上げたいんだよと、有料化したいんだ
よということですよ、執行部は。ここに出ている
7個のは、ちょっとニュアンス、書き方はいろ
いろあるんですが、ともかく今までどおり、ただ
で、言ってみればただで使う……

○眞壁委員 陳情のやつを1本という話ね。陳情の
質疑に対しては1本でということでしょう。

○山本委員 そうそう、だから……

○益子委員長 もちろんそれは、当然先ほど言った
通りです。はるひ委員からそういった提案があつ
たので、そこを変えるだけです。今まで協議した
ものは、あくまでもその前提で私も話しておりま
すので、そういったことで、よろしいですか。

〔「分かりました」「はい」と言う人あ
り〕

○益子委員長 それでは、順序をですね、まず執行
部側、議案側を聞いて、その後、陳情側というこ
とで、あわせて先ほど来から協議していただいた
ように、一括の審議、あと質疑、また、その一括
の討論というものは、そのように進めさせていき
ますので、あわせてお含みおき……

玉野委員。

○玉野委員 採決のタイミングはどこなの。

○益子委員長 採決は、先ほど言ったように、執行
部側、議案側が先決ということなんで、議案を決
めて、それから陳情ということになります。

○玉野委員 それが失礼じゃないかと言ったじゃな
い。

○益子委員長 そういうことなんです。

○星副委員長 だから、最初に例えば説明だけを執
行部に先にしてもらって、そこでは決を採らずに、
次は陳情の説明を聞いて、そこも聞くだけ。今度
採決は、今度、議案の次に陳情を採決しないとい
けないんですよ、順番としては。

○益子委員長 だから、説明をお伺いするけれども、

議決はそういったことで、先例として、まず議案を陳情より先にしなさいというような大前提があるものですから、そこは決めなくちゃならない。だから、陳情提出者にとっては申し訳ないんですが、まず議案をして、その後に陳情ということになるんで、そこはやはり場合によってはもう、そこが決まってしまうえば、必然的に決まってしまうということなので、この条例の内容をお分かりの方は、そういった議会の流れをお分かりの方は、もう決まりじゃんという話になるかもしれないんですが、そういったものにちょっとなってしまいます。

だから、あくまでも我々としては、陳情者を先に聞いて、そういったものを先に我々としては聞く耳を持って、ちゃんと聞いています、聞きますよという話で、執行部より先に聞いてはどうかというところで最初に話をした部分がある……

○星委員長 だから、決を採るのを最後に。

○益子委員長 だから、決は最後に。

○玉野委員 今、星さんが言ったように、執行部の話を聞いて、陳情を聞いて、決は最後に。

○星副委員長 決は議案が先で、その次に陳情の決を採るといふようになります。

[発言する人あり]

○益子委員長 そういうことです。だから、順番にいくということですよ。はるひさんがおっしゃっていただいたものは、執行部から説明を聞いて陳情で、決も議案が先に聞いたので、議案をやった陳情ということになって決を採るといふことなので。

○玉野委員 冒頭の話がね、陳情のあれを否決しちゃうとという、それ失礼だなというのが当初の話の中にあっただと思うんです。じゃもう今整理された感じ。

○星副委員長 そうですね。やっぱり同時になると

いうことがまず珍しいパターンで、例えば陳情は採択しました、でも議案は否決しましたとなると、ちょっとそこが……

○山本委員 あり得ないんじゃないですか、それは。だってはっきりマルかバツかというもので、三角はないんだから。無料化、有料化だから、ここで聞いたって、きっと、無料の人、「はい」、有料の人、「はい」って多分もうここで決まるくらいのもので……

[発言する人あり]

○益子委員長 だから、それをやっぱり丁寧に、我々としては、決まっているところですけども、丁寧に聞いて、ちゃんと審議をしましょうという、そういうことなんです。だから、通常であれば、例えば議案が決まった中で、それに対しては後日の定例会などで陳情が上がってくるパターンなんですけれども、今回は同時並行で同じような内容のものが、相反するものが出てきているので、その陳情も通常だったら1本、2本かもしれないんですが、今回7本出ているということで、あくまでも、異口同音で、いろいろ趣旨は違いますが、最終的にははるひ委員おっしゃるように、内容的なものは決まっているというようなもので、相反するものなので、扱いはなかなか難しいということでございます。

○山本委員 淡々とやっていくしかない。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 陳情人は、退出するのは、途中退出はどこかあるんですか。それとも最後までおるんですか。

○益子委員長 先ほど事務局から説明ありましており、説明が終わるまでは、暫時休憩まではいていただいて、帰る方はその段階で帰っていただいて、会議は原則公開なので、傍聴人として例えばそこに残っている可能性はあるということだけは。

○堤委員 参考人の説明が終わったら終わりというのが基本的に。

○眞壁委員 それは帰ってもらって。

○玉野委員 いるもいないのも自由だと。

○益子委員長 そういうことです。説明が終わったら成り行きを見ていただいても、帰っていただいても結構ということになる場合にちゃんと口述しておりますので。

○堤委員 それプラス傍聴者はまた別途、最初からおると感じるもある。

○益子委員長 そういうこともあろうと思います。議会の規則では原則公開となっているので、初めから陳情者に関係ないけれども、見たいという方もいらっしゃるかもしれないんですが、やはり先ほど言ったように303のキャパシティの問題があるので、それ以上は一般公開と言っても、中には質疑が、我々委員なんかもやりづらい部分もあるし、先ほどあったように市長室とか、ほかの執行部側の職場ですので、なかなか……

○堤委員 傍聴者はどれぐらい入れるんですか。

○星副委員長 規制しないと無理だと思います。一グループが例えば20人とか来られても、もう絶対入れないので、例えば一グループ代表で、説明をする人とあともう一人ぐらいが限界かなという部分ですね。何人来るかは分からないんですけども、無制限にということではできません。

○益子委員長 では、委員の皆様からその部分も含んで、事務局から説明いただいたときに、そういった説明を付け加えてさせていただいてよろしいですかね。

○玉野委員 キャパの問題ですということ。

○星副委員長 そうです。入り切れないのでという。

○益子委員長 入り切れないのでという説明をしていただきながら、じゃそのような方向にさせていただきます。あくまでも我々としては、やはり今

回の件に関しても丁寧に扱って、審議を決めていきたいと思いますので。その辺、進めさせていただきます。

○石田書記 ちょっとだけ補足になるんですけども、よろしいですか。

○益子委員長 どうぞ。

○石田書記 順番を執行部先に変えたんですけども、陳情の提出者の方は最初から入っていてもよろしいということでもいいんですね。

〔発言する人あり〕

○石田書記 傍聴人扱いとして、最初から。

○益子委員長 原則公開なので、そこにいる前提で、そうしないと、やはり執行部の話を聞きながらも、提案者の話なんかも聞けるでしょうから。

○山本委員 出たり入ったりも大変でしょう。

○益子委員長 そういった丁寧な扱いをして、あくまでも我々は審議に臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

じゃほかに皆様のほうからなければ、この9月定例会における委員会の運営、付託予定の議案、日程等についての議題を閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 では、そのように進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、(2)その他を議題といたします。

その他として委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、(2)その他を閉じます。

—————◇—————

◎その他

○益子委員長 それでは、大きな3、その他に入ります。

こちら委員の皆様から何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 すみません、学童フェスからアンケート調査をしたかどうかということで提案をさせていただきますまして、ゆめがくどうさんの事務局との打合せをさせていただいたんですが、そのフェスタの当日が市の表彰式になっているということで、最初からの参加が難しいんですね。やっぱりブースを借りるとなると、ちょっと敷地的にも制限もありますし、私たちがそこだけを確認して午前中からということも非常に申し訳ないので、後から、表彰式が終わった後、皆さんで、テントは立てずに、アンケート調査、ボードに貼ってもらうでもなんでも簡単に答えられるようなものでもいいので、やれないかということも提案をさせていただいたんですけれども、午後になってしまうと、そのフェスタのほうでもいろいろちょっとイベントを設けていきたいということで、そちらにかかり切りになってしまうので、議員の対応までは難しくなると。向こうでも人をちょっと省くことができないということで、あと、去年もそうだったんですけれども、結構、駐車場関係もいっぱいになってしまっていて、議員の皆様にもちょっと不自由な思いをさせてしまうのは非常に心苦しいことではあるので、そこのフェスタでのアンケート調査のほうは、ちょっと私たちが対応できませんので、お断りというか、お断りさせていただければありがたいですと。

その代わりに、アンケート調査をするのであれば、作っていただいたものを各学童さんのほうにお渡しをしたりとか、協力依頼のほうはさせていただくことはできますので、そのときには言うただければ協力いたしますということを言うただけだったので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、そのアンケート調査をやるのかやらないのかということにもなるんですけれども、また協議していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○益子委員長 星副委員長より御説明ありました。

以前からお話しさせていただいているゆめがくどうさんの部分ですね、このブースの中で我々議員側が赴いてアンケートを取らせていただくというような試みを皆様にお諮りしたところ、やってもいいんじゃないかというような内容でございましたが、先方からお話ありました。また、星副委員長からありましたとおり、その日の当日は市の表彰式の日と重なるということで、我々議員側はそちらのほうに出席していて、場合によっては午後からも可能じゃないかということで、星副委員長にもそこら辺は粘り強く調整をさせていただいたんですが、先ほど聞いていただいたとおり、先方のほうも、やはり日程的に、また人員的にもちょっと厳しいということで、NGということでございました。

しかしながら、アンケートですね、後日ということであれば協力はいたしますということで、そういった前向きな発言をいただいたんですが、これを受けまして、改めてアンケートをしてもよいか、それとも、しないという方向になればしない方向で、今後の我々のテーマとして、これから報告書なり作っていかなくちゃならない部分で、また皆様と協議をしていかなくちゃならないなと思ひているんですが、その点、まずお諮りしたいと思ひんですが、アンケートは、我々は訪れて、行けないということではあるんですが、先ほど提案ございましたとおり、アンケートを後日ということで、可能ということであるんですが、その点については皆様、実施してよいものかどうかお諮りいたします。

実施する方向で異議ございませんか。後でまた
ということでもいいですか。

○星副委員長 今日を取りあえず、頭出しというこ
とで……

○益子委員長 そうですね、すみません。

それでは、そういったことを踏まえながら、ち
よっと皆様の頭の片隅に置いていただいて、そう
いったことでどうかということで、後日、最終日
の日でもお諮りしますので、委員会の最終日のそ
の他のところでお諮りしますので、それまでにち
よっと皆様のほうで整理していただいて、御意見
を賜れればと思いますので、よろしく願いいた
します。

それでは、そのほか委員の皆様から何かござい
ますか。ないですか。

[発言する人なし]

○益子委員長 事務局、いかがでしょうか。

事務局。

○石田書記 (事務連絡。)

○益子委員長 今、事務局から説明がありました。

皆様、今説明がありましたとおり、積立ては8
月から行っていないところなんです、こちら今
後の12月定例会、また3月定例会、まだ控えてご
ざいます。その中で、こちら、お昼、また所管事
務調査の際に使う部分、またその他必要事項があ
って使う部分があるかと存じますので、捻出の
部分として予備的に取っておきたいということで、
事務局から提案ございましたので、年明けの精算
の部分は、年明けの3月頃をめどにさせていただ
きたいというような今、提案ございましたが、そ
れでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 それでは、そのように進めさせてい
ただきます。ありがとうございます。

ほかございませんでしょうか。

[発言する人なし]

—————◇—————

◎閉会の宣告

○益子委員長 なければ、本日の議事日程は全てで
ございますので、以上をもって閉会といたします。
本日はお疲れさまでした。

閉会 午後 4時10分

福祉教育常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第二分科会）

令和6年9月18日（水曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員 長	益 子 丈 弘	副 委 員 長	星 宏 子
委 員	堤 正 明	委 員	室 井 孝 幸
委 員	相 馬 剛	委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	山 本 はるひ	委 員	玉 野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教 育 部 長	田 代 宰 士	教育総務課長	金 子 嘉
教育総務課長 補 佐	小 野 志 保	教育総務課 主 幹	深 澤 孝 志
総 務 係 長	植 木 智	給 食 係 長	八木澤 佳 代
学校施設係長	鈴 木 美津治	学校施設係 主 査 (係長級)	菱 沼 大 介
黒磯学校給食 共同調理場長 兼 業 務 係 長	遅 沢 友 則	共英学校給食 共同調理場長 兼 業 務 係 長	平 田 篤 史
西 那 須 野 学 校 給 食 共 同 調 理 場 長 兼 業 務 係 長	横 山 純 一	学 校 教 育 課 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	大 藏 裕
学 校 教 育 課 副 参 事	磯 泰 弘	学 校 教 育 課 長 補 佐 兼 学 校 支 援 教 職 員 係 長	二ノ宮 直 美
学校指導係長	星 野 卓 央	学 校 み ら い 係 長	渡 辺 英 俊
児童生徒サポ ートセンター 所 長	印 南 伸 一	児童生徒サポ ートセンター 児 童 生 徒 係 長	小 山 田 良 子
生涯学習課長	佐 原 勝 美	生 涯 学 習 課 長 補 佐 兼 青 少 年 係 長	福 田 真 二
生涯学習係長	佐 藤 竜 一	文 化 振 興 係 長	岩 瀬 眞 生

那須野が原 博物館長	松本裕之	那須塩原市 図書館兼 管理係長	伊藤俊彦
黒磯公民館長	北村議徳	黒磯公民館 活動振興係長	田中幸子
スポーツ振興 課長	宇賀神晶子	スポーツ振興 課長補佐兼 スポーツ振興 係長	関谷和俊
管理係長	大島尚恭		

参考人

嘉部廣司	門井寛子
星功	印南敏夫

出席議会事務局職員

書記 石田篤志

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[生涯学習課]

- ・議案第72号 那須塩原市公民館条例の全部改正について
- ・議案第73号 那須塩原市いきいきふれあいセンター条例の全部改正について
- ・議案第75号 那須塩原市ワnpak館条例の全部改正について
- ・議案第77号 那須塩原市多目的研修センター条例の全部改正について
- ・議案第78号 那須塩原市高林活力倍増センター条例の全部改正について
- ・議案第79号 那須塩原市鍋掛地域コミュニティセンター条例の全部改正について
- ・議案第80号 那須塩原市農村環境改善センター条例の全部改正について
- ・陳情第5号 公民館の有料化を見直す陳情
- ・陳情第6号 公民館使用の有料化の再検討を求める陳情
- ・陳情第7号 公民館使用料の「原則無料」の条例の存続を求める陳情
- ・陳情第8号 那須塩原市公民館使用料についての現行の「原則無料」継続を求める陳情
- ・陳情第9号 公民館の有料化条例案の否決を求める陳情
- ・陳情第10号 公民館の有料化についての方針の撤回を市に求める陳情

- ・陳情第 1 1 号 公民館の無料化継続を求める陳情

[教育委員会事務局教育部]

- ・教育部長挨拶

[生涯学習課]

- ・議案第 7 4 号 那須塩原市那須野が原博物館条例の全部改正について
- ・議案第 7 6 号 那須塩原市田舎ランド鳴内条例の全部改正について
- ・議案第 8 5 号 那須塩原市文化会館条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 6 2 号 令和 6 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[教育総務課]

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[学校教育課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 6 2 号 令和 6 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[スポーツ振興課]

- ・議案第 7 1 号 那須塩原市立学校施設の開放に関する条例の制定について
- ・議案第 8 6 号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について
- ・議案第 8 7 号 那須塩原市塩原 B & G 海洋センター条例の一部改正について
- ・議案第 8 8 号 那須塩原市ホースガーデン条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 6 2 号 令和 6 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1 号 令和 5 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 皆様、おはようございます。

本日、当委員会の傍聴希望がありました。議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。また、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを認めます。

皆様、改めまして、おはようございます。

本日は委員会ということで、この陳情、そして関連議案ということで、皆様いろいろ、これ話題のものでございます。我々福祉教育常任委員会といたしましても、皆様の思い、そしてしっかりと議案というものを審議、審査させていただきまして、陳情、そして我々として、しっかりと対応させていただき、判断を下してまいりたいと思えます。委員会を代表して御挨拶を申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）及び決算審査特別委員会（第二分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名です。

委員の皆様には、異議なしなどの意思表示をはっきりしていただくこと、明瞭な質疑をしていたいただくことをお願いいたします。

審査の日程及び審査順は、御手元に配付の次第のとおりといたします。

今定例会議におきまして、当常任委員会に付託された案件は、陳情7件、条例の制定、改正及び廃止20件、規約の変更案件1件の計28件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件4件であります。

また、決算審査特別委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、決算認定案件4件でござ

います。予算及び決算に関する案件につきましては、関係所管課のところで、随時、分科会に切り替えて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げます。

それでは、審査事項に入ります。

ただいまから陳情及び陳情に関する議案の審査に入ります。

陳情第5号から陳情第11号まで並びに議案第72号から議案第73号まで及び議案第75号及び議案第77号から議案第80号までの陳情案件及び条例案件合わせて14件を一括議題といたします。

初めに、陳情に関連する議案の説明、質疑に入ります。



◎生涯学習課の審査

○益子委員長 生涯学習課の皆様、お疲れさまです。

本来であれば、ここで教育部長から御挨拶をいただきますが、教育部の審査の際に改めて御挨拶をいただきたいと思えます。

それでは、議案第72号 那須塩原市公民館条例の全部改正について、議案第73号 那須塩原市いきいきふれあいセンター条例の全部改正について、議案第75号 那須塩原市ワンパク館条例の全部改正について及び議案第77号 那須塩原市多目的研修センター条例の全部改正についてから、議案第80号 那須塩原市農村環境改善センター条例の全部改正についてまでの条例案件7件について執行部から簡潔に説明を願います。

課長。

○佐原生涯学習課長 （議案第72号、議案第73号、議案第75号、議案第77号から議案第80号までにつ

いて説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

なお、委員の皆様申し上げます。今回、議案ナンバーが多数説明ございましたので、どの議案に対しての質疑なのかを述べてから質疑をお願いいたします。

それでは質疑をお願いいたします。

堤委員。

○堤委員 いいですか、着席のままです。

○益子委員長 着座で結構です。

○堤委員 まず、公民館条例の全部改正についてお伺いしたいと思います。

20ページの第10条、この中で使用料の減免という項目があるかと思いますが、この使用料の減免は、詳細については規則で明記するということなんです。規則の内容について、主にどのようなような規則になっているかというのをちょっとお伺いします。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 規則、この後でございますので、まだ案でございます。それから、この内容につきましても、15公民館におきまして、利用者説明会の内容で申し上げたことの繰り返しになりますが、この場で御説明を差し上げたいと思います。

大きく10の区分に分類させていただいております。

1つは、市、それから市の機関が利用する場合、これは減免対象を申し上げております。

2つ目、市内の幼稚園、保育園、小中高校が利用する場合、それから3番、国・県、他自治体が利用する場合、4、社会教育地域団体、具体的にはPTAあるいは子ども会育成会等が利用する場合、5つ目が社会福祉地域団体、婦人会、民生委員、児童委員、協議会等が利用される場合、6つ

目が地域コミュニティ団体が利用する場合、7つ目がその他、公共的地域団体、具体的には自治会あるいは消防団等が利用する場合、8つ目が文化芸術振興団体、具体的には郷土芸能保存会、文化協会等が利用する場合、9つ目でございますが、産業経済団体、商工会、農協等が国や県あるいは市の委託補助事業等に基づく活動をする場合、最後になりますが、NPO法人等の非営利法人が国や県、市の委託や補助金等に基づく活動をする場合となっております。

以上でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 事業形態にはいろんな種類があるかと思いますが、社団法人でも一般社団法人もあるし、公益社団法人もあるし、それから今、述べられたNPO法人もあるということですが、一般社団法人とか公益社団法人という、そういうくくりでは、特には規則には入っていないということによろしいですか。

○益子委員長 館長。

○北村黒磯公民館長 規則のほうでは、今のところは案なんです。非営利法人という表現で考えています。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この今、10の区分になっているということで、規則の中であるということなんです。実際に利用者団体名がいろいろ複数あるかと思うんですけども、それが今度10の区分の中で、全ての利用者団体がどの区分に値するか、あるいは区分に該当しないのかというのは、それらの選別はどのようなふうに行われるかということをお聞きしたい。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 まさに、今、御指摘のとおりでございます。利用団体は、様々な活動をされて

いる団体がございますので、どうしても判別がつきにくいものに関しましては、個別に公民館のほうで、その内容の確認をさせていただきまして、対象となるかどうかというところはしっかりと判断をさせていただきたいというふうに考えております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 各公民館で、この10区分に当たるかどうかを判断するというので今承りましたけれども、団体名と活動内容で区分するんでしょうけれども、この会議室を利用する内容によっては少し、この規則に該当するのかが該当しないかによって、利用の内容によっても違ってくるんじゃないかと私は考えておるんですけれども、そこは例えば一つの例として今挙げますと、公民館主催行事があるとしますよね。その主催行事に、この利用団体が協力してボランティア活動をしたり、講演会をやったりという公民館の主催行事があるかと思うんですけれども、そのためのまず、それが該当するかどうか、主催行事が。それが1つです。

もう一つは、それに関する打合せをやった場合、会議室を利用した場合、それは免除規定に該当するかどうかというところをちょっとお聞きしたい。

○益子委員長 黒磯公民館長。

○北村黒磯公民館長 まず1点目の公民館主催事業の減免の考え方になりますが、公民館が主催するという事業になりますので、その場合は免除ということで考えております。

2点目のじゃ、公民館の主催事業に協力するに当たってその団体が練習であったり、打合せするときに、それはどうなのかという点だと思うんですが、それに関しては内容によると思うんですが、明らかに公民館側の今度のお祭りに協力するための打合せであったりとかという場合について

は、個別の内容を見て判断したいなというふうに思っております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今、答弁承りましたが、公民館によって減免になるか減免にならないかという、どうも判断になるかと思うんですけれども、そうすると公民館が判断するということは、公民館長が判断するというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 これは、各公民館にももちろん館長がおられますけれども、これは全ての公民館で共通認識を持つてするというのでございますから、単なる公民館長の判断ということではなくて、生涯学習課、公民館全体としての判断という形にさせていただきたいと思っておりますし、もし万が一、公民館長のそれぞれ、今申し上げたように共通認識を持つはずですが、万が一ちょっと違うんじゃないかとかいう、そういう疑義が生じた場合には、生涯学習課のほうにお問合せいただければ、しっかりとそこもフォローさせていただきたいなというふうに考えております。

○堤委員 はい。もう1点。

○益子委員長 堤委員、どうぞ。

○堤委員 使う人と使わない人に、ちょっと不公平が生じているんじゃないかという御意見もあるかと思うんですけれども、公平性という観点からいくと、当然、使用料を有料化しても、使う人、使わない人は出てくるわけですので、その生じる差というのは、有料化しても無料の状態でも必ず発生するというふうに考えますが、その点についてはどのように考えていますか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 全く御指摘のとおりというふうには、私も思いますが、ただ、今回は全庁的な考え方の中で、まず住民負担の公平化ということ

が成果として考えられるところがございますので、今おっしゃられたのは、無料であっても有料であっても、使う人と使わない人がいますよねということだと思うんですけども、これはあくまでも使う方がその他の実際に受益者の御負担をしていただくというところで、そこで公平化を図っていくという考えでございまして、もちろん使わない人は使わないという、これ今後もいるというふうに私どもも見てきておりますけれども、今回の改正は、あくまでも使う方にその一部を御負担いただく公平化を図るということが目的でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 では、最後の質問ですが、今の公平性の考え方と使う人、使わない人がおられるということなんですけれども、ただ有料、無料という使用料に関しては、免除措置というのがあるかと思えますので、そこでやはり有料化になっても、無料で使える利用団体は当然出てくるというお話ですよ。そうすると、今後、条例が改正した後でも、さらに無料で使える人、有料で使える人、この免除に該当するかしないかで新たな差が生じるというか、悪く言うと、もう差別がちょっと拡大するんじゃないかというふうに私は考えるんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 今回の減免措置につきましても、全庁的な見直しの中で、基本的には市として統一した考え方で実施しております。その大きな判断基準は、公益性の高さというところで判断をしております。今回の公民館条例の制定に伴って、この後、規則が仮に制定されれば、これがしっかり明確に明文化されるわけですが、今おっしゃられた点につきましては、私どものほうとしては、そこは、いわゆる活動そのものが地域社会

全体に対する、例えば先ほど申しあげました自治会の活動というのは、単なる個人の集まりではなく、これ地域全体で寄与するというふうに考えております。それから、PTA活動なども同じだと思っております。また、先ほど申し上げた消防団、こういったものも同じかなというふうに思っております。そういった、まさに公共性の高さに応じて判断をするというところございまして、私ども今の考えとしては、そのような考えで進めております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 先ほど、質問の中にちょっとお答えしていただかない項目があったんですが、要するに、差が拡大する、減免の対象者と減免にならない利用団体とその差が新たに、今まで全部無料だから、ある意味で公平だったんです、お金に関しては。今度、有料になって、無料の団体と有料の団体というふうに分かれるわけですから、そこに差が生じるという考えについては、どういうふうにお考えですかということです。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 繰り返しになりますけれども、御指摘のとおり差は生じます。もちろん、これは有料になる団体、そして無料、免除される団体と、差は生じるということが、この差はどうして生じるのかということに関しては、先ほど述べましたとおり、公益性の高さによって生じるものであって、そこは、それによって判断をさせてもらうというのが私どもの考えでございます。

○益子委員長 そのほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 まず、22ページの利用料金の設定についてですが、全庁的な利用料の見直しということで、原価計算をしてというのが、いろんな施設の利用料の原価を計算するという説明でしたが、公

民館について、その原価計算というのはどのように行われているのか、御説明いただいでよろしいですか。

○益子委員長 館長。

○北村黒磯公民館長 今回の使用料の改定に当たって、どのように原価計算をしたかという点なんです。各公民館の維持管理に係る経費であったり、建設費等に関して総延べ床面積に占める、その部屋等の面積割合から、各部屋等の年間利用するコストを算定した上で、最終的に1時間当たりの各部屋等の原価を算出という、全体の面積の中に、どのくらいこの部屋がコストを占めているのかなというところを見た上で、最終的に1時間単位の原価を出している。今回の使用料の設定に当たっては、それに対し0.25を掛けまして、原価の4分の1に設定したという考え方です。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 4分の1というのは、25%というのは受益者負担率ということだと思うんですが、その25%とする理由を伺いたいと思います。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 こちらも全庁的な考え方、でございますが、まず基礎的・必需的サービスについては、利用者の負担を低くというふうになっております。それから、逆に選択的あるいは競合的なものについては、利用者の御負担を高くということでございます。

具体的には、公民館は最も基礎的、そして必需的サービスということで、最も低い25%を適応させていただいております。先ほど、逆に高いほうでいいますと、例えばレジャー施設であるとか、駐車場、こういったものは選択的あるいは民間と競合するということで、高い設定になっております。

以上でございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、すみません、24ページになりますが、24ページの規定で、目的外の場合ということで4倍掛けるというふうな説明でしたが、具体的には、公民館の使用の目的外というのはどういうことを想定されて、目的外使用というようなことがあるのか、これちょっと説明いただけますか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 具体的には、例えば、民間企業の社内研修会であるとか、講演会だとか、そういったものでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 ということは、これまで営利目的の公民館使用は駄目ということだったような気がするんですが、民間企業にも営利目的でなければ貸出しをするという、そういった規定だということではよろしいんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 ちょっと、私の言葉、説明が言葉足らずで、営利目的以外の民間での利用ということでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 具体的にどういった場合があるんでしょうか。社員研修とか、そういったものですか。

○益子委員長 館長。

○北村黒磯公民館長 目的外利用に関しては、今、課長のほうから説明させていただいたとおりなんですが、具体的に申し上げますと、民間企業が例えば内向きの社員の講習会であったりとか、研修会であったりとか、健康診断であったりとか、あくまでも、内向きの利用であれば、直接的な営利性はないだろうというところで、利用許可の対象としているものです。

ですから、例えば、民間企業が公民館を使って

商品の展示会をやるとか、販売会をやる、そういったものについては、社会教育法の営利制限が関わってくるというふうに判断しまして、利用許可の対象にはしておりません。

○益子委員長 そのほかございませんか。

山本委員。

○山本委員 今の営利の話なんです、公民館法では、専ら営利をという書き方をしてあると思うんです、23条でしたか。その専ら営利をという言い方が、非常に私はずっと引っかかっていたりするんですけども、那須塩原市の場合は例えば、今、物を売ってはいけないというふうにおっしゃいましたけれども、何かをただサンプルでやるときに、1人、事務経費みたいな形で、例えば100円ずつ集めるみたいなものは、多分、専ら営利にはならないと思うんですが、その辺のお金の基準みたいなものってあるんですか。

○益子委員長 館長。

○北村黒磯公民館長 サークル内のお金のやり取りに当たっての基準というところなんです、我々としては、普通にサークルさんが会費を取って、自分たちの運営費に充てているというのはあります。その場合、その営利の関係性で何が問題になるかといいますと、講師がいたとして、その講師に対して金銭的な対価がある、なおかつその講師がその団体の代表を務めている、そういったことであれば、実質的に民間の私塾であったりとか、そういった民間教室というところと同一だろうというふうに判断をしまして、そういった場合は利用許可の対象にはしておりません。

ですから、最初に、公民館を新規に御利用される団体に当たっては、必ずサークルの中でのお金のやり取りがあるのか、代表は誰なのか、代表に対しての謝金はあるのかというところは、必ず登録の段階で確認をしまして、利用許可を判断して

おります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、その会費というんですか、謝金とってしまっただけではいけないのかもしれないんですが、会費の金額というのは何か目安があるんですか。

○益子委員長 館長。

○北村黒磯公民館長 特には設けておりません。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 代表の名前は、どなたでもなれると思ったりするんですけども、それで謝金じゃなくて会費という形で、例えば、習い事みたいな形で何かを習うと。1か月、月に2回行くと、そこで公民館を使うと。そのお金を4,000円取るみたいな具体的な話ですよ、というようなことに関しては、それは問題にはならないというふうには、那須塩原市は考えていると理解してよろしいですか。

○益子委員長 黒磯公民館長。

○北村黒磯公民館長 そのサークルがどういった人たちで構成されているかというところは重視しておりまして、あくまでも、民間の例えばダンスであれば、ダンスを練習したい、ダンスで自己実現を図りたいという方たちの一般市民で構成されたものがサークルであるというふうに考えております。その中で、そのサークルの方たちが、第三者として誰か専門家を招致して、その方に学ぶというのも普通にあります。

ただ、先ほど私、申し上げましたとおり、あくまでも主体は市民で構成されているサークル、その中で外部の講師を呼んでお金を払う、謝礼的なものを払うというのはサークルの中でありまして。その点においては、社会教育法上の営利の制限には該当しないというふうに我々は判断しております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 実際、私は自分でそういう経験をしているので、お聞きするんですけども、そういったしますと、結果、もともと市民のサークルというのは、原点は、公民館が行っている文化的な講座をしたりしたものが1年とかで終わった後、やっぱり続けたいよねというのが多いような気がいたします。そういうものに対して、公民館が主催でやっているときは、公民館から、つまり税金から講師の方にはお金を支払っているわけで、それが公民館から離れてしまった場合には、サークルを構成している人たちが、じゃその先生には、やっぱりただというわけにはいかないから、お金を払いましょうねとなる。それは、多分いいんだということだと思うんですが、現実として、どう計算をしても、変な言い方なんですけれども、講師の人に必要なもの以外に、例えば材料費とか、あるいは交通費とか以外にも行っているよなど、一般的に考えられたとしても、きちんと公民館に、代表はその先生ではありません、謝金としてこれだけもらっているというのは、正直に書いているかって分からないですが、そういうものが通ってしまえば、つまり公民館の事業としては専ら営利ではないということで、オッケーだというふうに理解してよいですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 今回の案件に関しましては、まず私も先ほど来、黒磯公民館長から説明させていただいておりますが、その利用団体が利用する、登録するに当たって、そして利用するに当たってしっかりと聞き取りを調査させていただいております。その内容が公民館の目的に即したのかどうかというのをしっかり把握はさせていただいております。

ただ、一方で、仮に今、山本委員御指摘のような方が虚偽の報告をされた場合、申出をされた場

合に、私どもとしてそれを虚偽であるかどうかというところを明確にするのが今現状ございません。ですから、具体的には捜査権もございませんし、それとまた、まず1つは、利用される皆さん方のこれはある意味、そういうことがあるのであれば、そこはモラルの問題だと思っておりますので、そこはしっかりと、そういったことはいけないんだよというところを我々としてはしっかりと周知をさせていただいて、そういったことが起こらないように、そして、もし万が一そういった利用があるということが、ある意味で情報としていただけるのであれば、それはあくまでも聞き取りの範囲でございますけれども、公民館として、しっかりと聞き取りをさせていただくということで対応させていただきたいというふうに考えております。

○益子委員長 そのほかございませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○益子委員長 ここで、議事進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

事前に、益子委員長から討議通告がございました。益子委員長から説明をお願いいたします。

○益子委員長 今回、事前通告といたしまして、私のほうで、皆様から御意見を頂戴したいと思っております。討議の箇所でございますが、使用料の額ということで、今、るる説明ありました中で、そういったものでございます。

論点といたしましては、今回の議案と陳情の論点の中に、使用料の額に対する考え方があると思っております。これまでどおり無料という考え方や利用者の一部負担をしていただくなど、両方の意見があると思っております。

私は、公民館を将来的にも安心して持続的に利

用できる施設として残すためにも、見直しは必要だと感じております。今後の市の方向性を示す重要なものと考えているため、委員の皆様の意見を交換し、また共有し、論点を整理したいと思いついて、委員各位の御意見をお伺いいたします。

○星副委員長 ただいま益子委員長より事前通告の議員間討議についての趣旨の説明がありましたので、これから委員各位に順次伺ってまいりたいと思います。

初めに、益子委員長の今の説明を基に皆さんの御意見を聞きたいんですが、じゃ、まず初めに、堤委員から順番にお願いしたいと思います。

○堤委員 議員間討議ということで、使用料が一番安いのが1時間当たり50円と、高いところは夜間なんかも使うと1時間当たり200円ということなんですけれども、まず有料化ということで、50円から200円まで設定をされておりますけれども、先ほど、ちょっとこの条例の中でも質疑があったように、やはりこの中で免除規定が設けられておいて、当然、免除になった利用団体は無料が継続されるということなんですよ。

そういう意味では、この50円がいいかどうかという問題ではなくて、やはり基本的に、公民館の目的というのが社会教育法の第20条で規定されているわけです。そのちょっと中身の中の要点だと、住民の教養の向上だとか、健康増進だとか、自治活動を育てるといふ公民館の理念に基づいた活動というような格好で書いてありますので、この公民館の目的に沿った利用団体の活動であつては、当然、これは免除に該当するんじゃないかなというふうに考えるところです。

○星副委員長 ありがとうございました。

それでは、玉野委員お願いします。

○玉野委員 益子委員長のお話を聞きまして、改めて受益者負担の公平性ということ、それから今ま

で負担していた方でも、10条、使用料の減免ということがあります。それと、負担したとしても原価計算、4分の3は行政が持ちます、4分の1、25%は負担ということですね。そういうことの積み重ねが、市民側からの意識改革になるんじゃないかなと思います。

また、課長が説明されましたことは、一言でやっぱ意識改革イコール、モラルということにもつながってくると思います。

以上です。

○星副委員長 ありがとうございます。

それでは、山本委員お願いします。

○山本委員 社会教育というのは、そもそもは基本的に住民に開かれた、住民が自由にいろんなことができるというような教育のこと、学校教育はカリキュラムがもう決まっていて、答えが決まっているようなものとは違うというもので、生涯学習の中の多分、理念の上には載っているんでしょうけれども違うものだと思うんです。ですので、私も社会教育の施設としての公民館の使用ということを考えるときに、私は受益者は誰なのかということは、とても大切な観点だと思うんです。

先ほど申しましたように、本当に自分たちがこのことについてみんなで話し合いをしたり、考え方をまとめようみたいなものというのは、それは社会教育そのものだと思っております、そういうものと、何かのものを教わるのに先生という人がいて、その人に謝礼とか、そういうものを会費というんですか、ものを払っているところというのは全く意味が違って、その先生という人にお金を何がしか出しているところは、受益者というのは、その教えている人なんじゃないかなということはずっと考えていたんです。

ですから、1人に対して、月謝とは言わない。会費3,000円だ、4,000円だというときに、10人の

方に教えていたら、その先生がやっぱり専ら営利ではないけれども、卑近な言い方をすると、もうかっちゃうじゃないかなというものを思っていました。そのときに、調べてもらったら、そういうふうに届出はしていないんです。ですから、届出をじゃ整うようにしていると、そうやって、受益者が一般の市民じゃなくて教えている人であっても、そここのところは、今までは無料で借りていたという現実があったと思うんです。

そういうことを考えると、じゃ使用料はどういうのがいいのかなと一律に言えなくて、私はすごく迷うところがありますが、77年前にできた社会教育法と今の現実は違うというところもあります。ですから、4分の1というのは、本当に高いものではないし、そのくらいは使う人に、トイレも使うし、暖房も使うしということで負担してもらってもいいと思うんですが、受益者が市民ではないというようなところに関しては、きちんと4倍のお金を取るべきではないかというふうに考えます。

以上です。

○星副委員長 ありがとうございます。

続きまして、眞壁委員をお願いします。

○眞壁委員 じゃ、私のほうから、ちょっと受益者負担という考え方についてお話をしたいと思えます。

まず、地方自治体の提供する公共サービス、これは住民から徴収した税金、これで賄うのがまさに原則でございます。であります、サービスにより利益を受ける方が特定される、今回は公民館の使用者という形になるかと思いますが、こういうものを全て税金で賄うということになると、本当にサービスを受ける方と受けない方の不公正が間違いなく生じると私は見えています。

その考えから、サービスにより利益を受ける方につきまして、受益の範囲内で使用料などを負担

するという事は、まさに受益負担の基本的な考え方だと思っております。まさに、それが受益者負担。

あと、算出のほうの関係でございますが、今回、出ているものにつきましては、原価計算、算定もある、そして経常的維持管理費、また、あと土地、そして人件費、こういうものを全て計算されて、今回、出しています。その中でも、特に受益者負担率がまさに4分の1と、公民館を利用する方に本当に使ってほしいというような形で入っておりますので、これはいいのかなという感じがしています。

以上です。

○星副委員長 ありがとうございます。

それでは、相馬委員をお願いします。

○相馬委員 議員間討議のテーマ、利用料の金額の設定についてというテーマだろうと思えますので、今回、使用料を設定するに当たって全庁的な施設の使用料の見直しと、これについては行財政改革という中で話し合われたという説明を受けていたところでございます。

そうした中で、行財政改革の中で財源確保ということがございまして、その中で公民館も使用料が必要ではないかというふうになったというところだろうと思えます。その使用料の金額については、先ほど説明がありましたとおり、原価計算方式ということで原価で計算され、さらに受益者負担率ということで、これも4分の1をその原価に対して、4分の1の受益者負担率を掛けるということでございますので、今回、示された使用料の金額については、妥当な金額なんだろうなというふうに思っております。

以上です。

○星副委員長 ありがとうございます。

それでは、室井委員。

○室井委員 私が考えるに当たり、今まで中学校のナイターだったりとか、そういった同じ市の施設を使うに当たって、お金のかかっているところと公民館、建物の中で無料で使えていたところとかというような形で、公平性でいうと、やはりそこは有料化というような形で外を使っている方から、何で公民館だけはただなのというようなお声も今まで言われたこともございました。これは、これから市が持続可能とか、皆さんでやっぱり市民の気持ち的なところも考えて、これからはみんなで一緒になって市も支えていく、市も市民を支えていくというような意味でも、公平性という意味で、有料化というようなものは妥当なところだと考えます。

また、今回の物価高騰とか、そういうのもあつてのタイミング、また市のほうとしては、電気だったり、そういったものも高騰している中なので、そういったものの受益者負担というような意味では、ここまで原価も抑えて、金額も抑えていただいているということで、市が4分の3を負担して4分の1の御負担をいただくというような形で、いや、物すごく市のほうも頑張っていることだなど思うので、私は、こちらには賛成の意見をさせていただきたいと思います。

以上です。

○星副委員長 ありがとうございます。

最後に、私の意見も述べさせていただきたいと思えます。

この利用料金の額に対する考え方といたしましては、やはり持続可能な維持というものが施設の維持管理という部分でも必要ではないかと考えております。確実に、施設のほうも公民館も老朽化も進んでおりますし、そこに関する施設の維持経費という部分もこれからかかってくるということと、あと消耗品等に関しましても、テーブルや椅

子とか、そういったものも減価償却としてやはり換算されていく部分でもございます。

また、先ほど室井委員も言いましたが、社会情勢も変わっていきつつ経費も高く、電気代とかそういった部分も、今、高騰しているというところでは、やはり77年前とは今、社会情勢も変わってきておりますので、やはりこういった部分の考え方は必要ではないか、意識改革をしていく必要はあるのではないかと考えております。

また、外はなぜ有料なのかというところでは、小学生でも外でスポーツ施設で遊びたい場合には、みんなでお金を出し合ってテニスをやったり、やっているんです。こういった遊びをしようと考えながら小遣い出しながらやっている、けれども一方では、室内のほうでは無料でいけるという部分での不平等感も確かにあるなというところもありますし、また、1つといたしましては、民間企業、先ほど、今までは民間企業は確かに借りられなかったのか、借りられましたか、内向きだったら借りられたんですね。分かりました。使用の幅も広がるのかなと。利用客はそれ今度改正に伴って、今まで利用していなかった方も利用しやすくなる部分も含まれているのであれば、改正の余地もあるのではないかと考えております。

以上です。

各委員より伺いましたが、ほかにも何か伺いする点はありますでしょうか。

益子委員長。

○益子委員長 先ほど委員の皆様からの御意見の中にも一部ございましたが、お伺いしたことの関連の中で、一方の考え方といたしまして、社会教育法上の公民館の設置者、また、目的など、そういったもの、内容もございました。

その中で、そのものに対してそごがあるのではないかという声や、公民館の利用、活動が停滞す

るのではないかと懸念の声も私も伺ってございます。そのことをどのように考えるのか、その点について、委員各位のお考えをお伺いしたいと思いますので、よろしく願います。

○星副委員長 ただいま益子委員長より、今回の公民館関連の議案と陳情に関連性の高い社会教育法上の懸念についての考えを伺いたいとのことですので、これより私のほうから、順次指名していきたいと思いますので、御意見のほうよろしく願います。

じゃ、また初めと同じように堤委員、よろしく願います。

○堤委員 社会教育法の公民館の目的ということで、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、基本的には住民の教養の向上、健康増進、地域活動を育てるという公民館の役割があるということですので、これに基づいて公民館を使用していくということで、公民館の活動というのは、しっかりある意味で住民自治の拠点だということで、公民館を考えております。

さらに、先ほど皆さんとの討議の中で、受益者負担という考え方、いろいろ議論が出ておるわけですが、そこでちょっと私の受益者負担の考え方も少し述べさせていただきます。

基本的に公民館の使用料、これは有料のワーキングスペースとは違っているということをやっぱり私は考えております。有料のワーキングスペースは、仕事で使ったり営業活動で使ったり、ある意味で利益を上げるための有料スペースなんです。公民館はそれとは違って、利益を上げる利用形態はできませんということですので、内容的にはボランティア活動で使ったり、あるいは公益性を持った活動をしているというふうに思っております。

1つ、ちょっと例を出して言うならば、ダンス

教室とか囲碁教室とか、いろいろそういうところがあるかと思うんですけども、これらは生きがいを醸成するような活動でもあるし、認知予防の活動でもあるというふうに、いつまでも市民が長く那須塩原市で元気に生き続けたいという、一つの活動ではないかというふうに考えております。

この前の6月の定例会議の一般質問の答弁の中でも市から答弁をいただいております。基本的には、これまで公民館が活発に利用されてきたことは本市の社会教育に大きく貢献しているものと考えていると、このような答弁もいただいております。

そういう意味では、じゃ受益者というのは誰なのかということなんですけれども、単なる部屋を使う人が受益者なのか、私はそうではないというふうに考えています。こういうふうに市の答弁でもあるように、公民館を利用することによって、市の、那須塩原市への社会教育に大きく貢献しているという意味では、本当の受益者は、私は那須塩原市そのものが受益者であるというふうに考えております。

以上です。

○星副委員長 ありがとうございます。

それでは、玉野委員、願います。

○玉野委員 停滞はないと思います。今回のこういう討論を通してブラッシュアップされると思います。さらに公民館って素敵だなということの認識が上がると思います。

以上です。

○星副委員長 ありがとうございます。

山本委員、願います。

○山本委員 お金を有料にする、使う使用料を有料にすることによって、使う人が減るということはないのではないかと思うんです。

昨日の一般質問の答弁の中で、公民館は30代か

ら50代までの利用があまりないということで、利用するのはその上の高齢者と言っていいのか、それと子供たちだということがあったんですが、まさにそれが公民館、社会教育法ができたときと違う社会情勢なんだと思うんです。30代から50代の人平日の昼間、あるいは土日に公民館を使って自分の教養を高めるとか、あるいは運動するとかするかと言ったら、とても、こんなのは失礼な言い方かもしれないですが、稼ぐのがいっぱい、平日の昼間なんてそこに行かないし、じゃ土日はどうかと言えば、土日は家族なり自分の体のために休むというようなことで、公民館を専ら利用しているのは、本当にお年を召したりリタイヤした方とか、あるいは子供たちということを考えると、自由に使って1時間50円ということだと、1人当たり5円というような値段で、そのくらいの負担というかはいいいのではないかと。みんなの税金でやっている、ほかのもののことを、だって25%を何とかしていこうねと言っている話なので、私はその5円払うことになったから公民館で運動するのをやめる、そこでみんなで話し合いをしたり、豊かな暮らしのために何かするのをやめるというのではないと思います。

○星副委員長 ありがとうございます。

眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 今回の使用料を有料にするということで、公民館の使用が減るとは私はやはり思いません。非常に安い金額だと思います。

以上です。

○星副委員長 ありがとうございます。

相馬委員、お願いします。

○相馬委員 私も同様で、公民館の有料化によって公民館の利用が減るというふうにあまり思っていないので、恐らく利用者数が減るということはないだろうと思います。

○星副委員長 ありがとうございます。

室井委員、お願いします。

○室井委員 私も有料化によってというところですが、やはり皆様で何かを一緒にするというところは変わらないと思っています。この金額が一番高いところでも150円が上がったからじゃやめますというようなところ団体だったりサークルとか皆さんも、そういった利用者の方は少なくはないと考えております。

○星副委員長 ありがとうございます。

じゃ、私の考えなんです、やはり社会教育という部分は、本当に公民館を利用して広まっていくということは確実に間違いないとは思っております。

そういった広がりの中で、やはり昨日も一般質問の中にありました利用者の偏りがあるという部分では、やはりここは公平的に考えていかなくてはいけないのかなと思っているところでございます。

これからも社会教育がこれで立ち止まってしまおうということも考えづらいと思っておりますので、こういったことの改正は必要ではないかと考えます。

以上です。

それでは、そのほかに何か伺うこととかありますか。

益子委員長。

○益子委員長 各委員により御意見をお伺いして、新たな疑義が生じたので質疑をお願いいたします。質疑お願いします。

○星副委員長 議員間討議の途中ですが、ここで一度質疑に戻ります。

益子委員長。

○益子委員長 今、議員間討議させていただいた中で、いろいろな御意見、委員各位お持ちですので、

その中で、改めて使用料の額について、どのような考え方にに基づき決定されたのか、改めてお伺いいたします。

○星副委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 使用料の額の決定につきましては、一部、繰り返しになる部分もございますけれども、まずは全庁的な使用料、手数料の見直しの考え方にに基づいてございます。これは限られた財源で質の高い行政サービス、公民館条例の場合には公民館の運営を持続的、そして安定的に提供するために、今回、使用料、手数料の見直しを行うというところでございます。

額の決定に当たりましては、先ほど各委員からのお話しありましたが、それぞれの季節のコスト計算を行って1時間当たりの単価を出し、さらに受益者負担率ということで、公民館の場合には基礎的、必需的サービスということで最も低い負担率25%、言い換えれば4分の1のみ利用者に御負担いただくということの考え方の中で、結果としまして50円から200円という使用料を今回提案させていただいております。この額につきまして、高いとか安いとか、これは人それぞれ感じ方違うと思いますが、そのような形、考え方の中で決定をさせていただきました。

以上でございます。

○星副委員長 ありがとうございます。

委員長。

○益子委員長 それでは、続いて伺ってまいりたいと思います。

先ほどのほうの中で伺った中で、公共性、公平性の考え方というものが各委員からあったと思うんですが、その点について、その考え方についてお伺いいたします。

○星副委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 公共性もそうですが、先ほど

来、ちょっと委員の皆さんの御意見の中に、この活動そのものが公共性があるものなのか、あるかないのかというような話もあったかと思っています。

私自身、今現在の教育委員会生涯学習課としましても、社会教育法の20条の理念というものは、これはしっかりと今後も継続していく考えでございます。いわゆるサークルの皆様方の活動もこれは社会教育法の20条にのっとった活動、つまりそういう公共的な活動というふうに認識はしておりますし、我々もしっかりとそこは行政として、その部分のサービスを提供をしていきたいというふうに考えております。

ただ、一方で、先ほど来申し上げたような目的に基づいた、全庁的な考え方に基づいた使用料の見直しというのが、やはりこれは別の次元として必要なものだというふうに考えております。

なおかつ、公共性の高さに関しましては、これもちょっと少し繰り返しになる部分もございますけれども、やはり地域全体の活動としての自治会、PTA、商工会、こういったものはやはり公共性の高いものだ。それから、いわゆる自分の楽しみ、趣味嗜好といったものというところで、少し区分をさせてもらおうというのが今回の公共性の高さという判断でございます。

それから、幾つか御心配のあった利用者に関してでございますけれども、私どもの公民館の今後の運営に当たりまして、これまでももちろん公民館は様々な利用者の皆様方を、多くの利用者様、皆さん方に使っていただくために、多数、多種多様な講座を開いておりましたが、単にそういうことではなくて、今後、先ほどの利用者の減が懸念されるということにおいては、一つは既存のサークルへの参加者が増えておる、そんな講座。それから、それがまず今、既存のものを減らさないとい

う取組に当たるかと思えます。

それから、もう一つは、新たなサークルが結成される、そういった講座です。

最後に、もうまさに先ほど発言がございましたが、若い世代つまり20代から50代ぐらいなんでしょうかね、そういった方々が公民館に足を運んでいただけるような講座、こういった目的をしっかりと明確にしながら、さらにこれまで以上に取組んでいきたいというふうに思っております。

それから、もう一点、2点ございましてもう一点でございますが、やはり公民館では地域の方が集まってくれ施設ということでございますので、何といたっても、この方々が本当に気楽に、そして気持ちよく使ってもらおうというのがとても大事なことだと思っております。あまりにも基礎的なことかもしれませんけれども、やはり接遇、いわゆるおもてなし、こういったしっかりとした挨拶のお声かけであるとか、これまでも公民館職員しっかりとやっていると思うんですが、さらに気持ちよく使っていただけるように、あるいは施設の維持管理につきましても、清掃であったり、あるいは器具の手入れだったり、そういったところも十分に気をつけて利用者の皆様方が本当に気持ちよく、そして、また行ってみたいなど思ってもらえるような公民館の運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○星副委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、議事進行を委員長と交代いたします。

○益子委員長 進行を交代いたします。

ほかに質疑や討議はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 よろしいですか。

ほかに討議すべきもの、また質疑がないよう

したら、議員間討議併せて質疑も終了したいと思います。これに質疑ございませんか、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時17分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより陳情の説明及び質疑に入ります。

本件については、本日お忙しい中ですが、参考人として、陳情の提出者を御招致してございます。

参考人の皆様に申し上げます。

これより順次説明をしていただきます。陳情の趣旨を御説明願います。なお、着座で説明は結構でございます。

それでは、初めに、陳情第5号の提出者である嘉部廣司様、御説明をお願いいたします。

○嘉部参考人 座ったままでよろしいですか。

○益子委員長 着座で結構です。

○嘉部参考人 私は、ギター同好会、その代表をしている嘉部と申します。

それで、ここで皆さんに述べるにしても、こういう慣れない場ですので、できる限り皆さんにも伝えたいという思いで、事前に私の陳情意見とい

うのを渡していただいていると思いますので、それをちょっと御覧になって聞いていただきたいと思います。

この陳情意見というのは、今まで、今、ここで私どもが聞いていた委員さんの中での議論というのを踏まえていないものですから、これ以外に今日の議論も、委員さんの討論なども聞いていて、少し内容を付け加えたりすると思いますので、御了解ください。

それで、私どもとしては、まずこの読みます。議員の方たちについては日頃から私たち市民生活向上に御尽力していただいて、敬意を申し上げます。

ギター同好会は15年ほど前に発足しました。最初は豊浦の公民館で集まっておりました。その後、最近1年ほど前から東那須野の公民館に移って、そこを使用しています。月に2回、曜日を決めて午後2時間の時間を使ってギター練習、公民館で行っています。そして、私どもは、公民館まつりというのが毎年秋にございますので、その秋の公民館まつりで披露したいということが主で行ってきている団体であります。

現在、私ども公民館まつりだけではなくて、自分たちの演奏をもっと多くの方にも聞いていただきたいという思いの中で、高齢者の施設などで演奏を聞いてもらえるようにと、それでボランティア団体にも登録しております。演奏活動を広げて地域での交流を広げていっているというのが実態です。

私どものようなサークルというのは、公民館を使って、私が知っているだけでも、オカリナ、三味線、フラダンス、それからダンス、お花、お絵描き、こういった様々な趣味を持っている方が、公民館に集まってサークルをつくって、そして公民館まつりで発表するというのでやっております。

す。これらの様々なサークルの活動も自分たちだけが楽しむということではなくて、地域でも貢献しているサークルが結構あります。

そういう中で、今回、公民館、今まで原則無料だったのが有料ということで、それを聞いて大変びっくりしました。説明会でも公民館に行って聞きました、資料ももらいました。有料化の値段についても、いろいろ配慮はしているという中身はありますが、先ほどの議論の議員間の皆様の討論の中で、その幅をどれぐらいにするかというように意見が分かれているような内容だと思いました。

それで、私どもが今回有料化ということで那須塩原市が打ち出してきたのは、その理由としては、大きく見て2つあると思っております、まず、ほかの県内の他の自治体も有料だから、みんな有料だからというのが一つの理由に挙げられている。もう一つが、公民館を利用している人と利用していない人の公平性を保つため、そして、利用している人に受益者負担をしてもらうと。これが主な内容だなというふうに私は感じております。

公民館を私ども使うには、日中も使えるということでは、やはりどうしても私どもも仕事はしていない、ある程度高齢者、そういう方たちが多く利用していますが、今、世界では夫婦共働きという中で、公民館を活用してとかいうのがなかなかできないような状態になってきている。ある意味で公民館の利用の乖離というのは、今のような社会的なこういう変化の中で、もっと利用できるようにするにはどうしたらいいかという社会生活上の問題も、それも考えていかなきゃならないというふうに思います。

まず、ここで皆さん議論していただきたいのは、公民館をもっと多くの方が利用できるように、より使いやすくする、これはやっぱり公民館利用する上で非常に大事で、これがやっぱり公民館の役

割、自治体の役割だというふうには思います。

先ほども委員間の皆さんの討論の中でも、社会教育施設で住民の教養の向上とか、健康増進とか、自治活動を育てるといふふうに公民館が位置づけられていると、これがあるわけですから、やはり県内の他の自治体に合わせて有料化するというのではなくて、那須塩原市は今まで住民自治が育まれるようにということを進めてきていた自治体だといふふうに私は思っていますので、ぜひその道をさらに進んで、このことをもっと胸を張って他の自治体にも言ってもらいたいと思っております。

それから、特に思います、財政面のことを最後に言います。先ほどから持続可能性とか、ある程度物価が上がってきていると。景気の低迷から持続可能性のことも言われているんですが、那須塩原市の広報なすしおばら、私は最初この陳情に上げたのが、あのときは明らかに分かっていたものは、まだ4月のことだったのが、今回なすしおばらの6月号の令和5年度の一般会計収支状況、これを見ましたら、46億円も余っているということがはっきりしています。単年度だけで46億円も余っているということですので、公民館を有料化して270万円の収入増を見込んでいるといふふうに聞いておりますので、その点では持続可能性とかいうのを考えなくても十分やっていける。やはり住民、生活や暮らしの安心・安全を住民に保障する地方自治体の役割、これを大いに委員さんの中でも議論していただきたいと思えます。

それで、先ほど来の委員さんの中で、最初に意見が出ると、後から委員さんも私たちの陳情見ていて意見変えにくいとか、いろいろあるのかもしれないけれども、ぜひ私どもの、ほかの方のサークル、ほかのところも聞いた上で、思い切った判断、今までここで言わないこともこうだとい

うことで判断していただきたいと。

ですから、私どもは今ここで急いで有料化、それから使用料の有料化の問題と料金設定の問題ということ、今ここで急ぐ必要はなくて、立ち止まって考えていただきたいということで、私どもの要請の、最初から渡した要請書には、公民館の本来の目的を優先してください。それから、受益者負担は公民館の利用と相入れないものがありますので見直してください。9月議会で公民館有料化の条例、これについては、公民館の活用はどうあるべきかをもう一度検討した上で考えてくださいという内容にしておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○益子委員長 説明ありがとうございました。

続いて、陳情第6号の提出者でございます、門井寛子様、よろしく願いいたします。

○門井参考人 油井におります門井寛子です。

私は、新日本婦人の会黒磯支部の支部長を務めております。その立場で陳情いたしましたので説明いたします。

市の説明資料によりますと、令和5年行政改革推進計画、これを作成したと。そこで公民館使用料を含め、全庁的に使用料、手数料を見直すことが決まったとありますね。この行政改革なんですが、私の理解では、無駄な支出を削減し統一的な財政運営を行う、このことによって市民に無料でサービスを提供するもの、このように理解しております。

そして、行財政改革という、まるで水戸黄門の印籠のように、これが目に入らぬかと、そういうような感じで市民がひれ伏さなくちゃいけない、または悪代官もひれ伏す。こういうものではないと思うんです。今は民主主義の時代です。このことを言いたい。市では全庁的に使用料、手数料の

見直し、これを行った結果、イコール無料の施設は有料、有料の施設は値上げ、これは結論ありきではなかったでしょうか。

公民館運営審議会では、3回の検討会で結論が出されております。原価計算やコスト計算を根拠にすれば、当然市民負担が必要となるでしょう。これは当然です。しかし、公民館の果たす役割である市民の教養の向上、健康の増進など、市民サービスを行うのは必要経費ではないでしょうか。もう一度強調したいと思います。

そして受益者負担、住民負担の公平性といいますが、ここだけを見て公平性というのには、私は疑問があります。といいますのは、那須塩原市はキャッシュレス決済ポイント還元事業、これを6月に行いましたね。そして、1億4,300万円の還元で地域経済の活性化が図られたということでありました。これは下野新聞で出ております。これを利用した人と利用しなかった人との公平性、これはどのように説明するのでしょうか。私たち公民館を利用する人を受益者としておりますけれども、市民が元気で活動する源が公民館活動でできるなら、これは経済活性化とは違う効果があるものと考えます。むしろ益を受けるのは市民、市ではないでしょうか。

教養と教育が大切です。この教養のことですが、今日用がある、今日行くところがあると出かけ、人と会って話をする。外出が多い人ほど認知症や寝たきりのリスクが少ないと言われております。教養と教育を大切にしていくために、公民館は無料を継続していただきたいのです。

財源の確保が必要としていますが、先ほど嘉部さんが言いましたが、令和5年の財政状況では46億円の黒字です。財政的に逼迫している状況ではないと見えますが、それでも将来に備えて取れるところから取ると、取ろうというのでしょうか。

那須塩原市は何とたくさんの基金があるとお聞きしています。189億円もあって、そのほか特別会計にももっと基金があると。このように財政豊かで金持ちの那須塩原市だと私は思っています。ならば、公民館の無料化を継続していただきたい。それとともにPay Payでもぼいぼいでもやっていただき、相乗効果を出していけばいいんじゃないかと思っております。

私たちは、物分かりよくわきまえることができませんので、再検討の上、公民館使用料の無料継続を陳情します。

最後に、市議会議員の皆様は、市民の代表者でございますので、行政のチェックをしていただき市民の味方になっていただきたいことをお願いして、説明を終わります。

○**益子委員長** 説明が終わりました。ありがとうございます。

続いて、陳情第7号の提出者である根立かさね様は欠席となります。

陳情の内容は、事前に配付してある資料のとおりとなりますので、説明は割愛いたします。

続いて、陳情第8号の提出者である榎田守雄様は欠席となります。

陳情の内容は、事前に配付の資料のとおりとなりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、陳情第9号の提出者である星功様、御説明お願いいたします。

○**星参考人** 私は、那須野が原・九条の会の代表、星功と申します。本日はどうも御苦労さまです。

私たちの九条の会は、日本国憲法を学び平和な国際社会をつくるために何ができるかということが次第として月に1度、地域の方が集まり語り合っております。

私たちは、日本が戦前のような軍事国家に変わりつつあることを懸念しています。栃木県北に住

む私たちはいかほどもできませんが、街頭でスタンディングを行ったり、九条のリーフを作ったりして、交通の方々に配布したり、いろいろ考えてみましょうと訴えています。そのための会議や準備、西那須野公民館や厚崎公民館を使わせていただき、大変助かっております。

過日、公民館使用のルールの説明がありました。実質的には通告であります。本年9月の議会に条例改正案が審議され可決される。来年から、4月から有料になるということです。公民館の使用料有料化は全国で進められており、公民館利用が無料である自治体は2割だということです。私たち那須塩原市が無料である自治体であってほしいと願っております。

有料化の理由に挙げられているのが受益者負担です。公民館を使う人もいれば使わない人もいる。無料なのは不公平だという論理ですが、それは論理になっておりません。第3次那須塩原市行政改革推進計画で公平な使用料、手数料の在り方を検討することで、受益者負担の適正化を図り、適正な歳入の確保を進めますと書かれており、公民館使用有料化の計画が細かく説明されました。1時間100円の使用料で年間270万程度の収入を見込んでいるということです。受益者負担と言えどもっとも聞こえますが、公民館の利用は支払う金があるかないかで差別するようなことではないでしょうか。

私たちは市に聞きたいと思います。

地域にある憩いの場を、公園もそうです。使う子供もいれば使わない子供もいます。受益者負担と称し、公園にゲートを設けて1日10回やらなければ、そこが使えるような発想は拒否するでしょう。子供たちは自由に集い、憩い、遊べる公園が設置することは自治体の責務です。無料なのは費用対効果です。無料なのは費用対効果から来るも

のではなく、子供たちが憩える公園の利用を当然無料であるべき理念から来るのです。

例えば図書館の本を借りた、百科事典読んでいる人もいれば絵本を読んでいる人もいる。私は図書館、小説読まないから図書館行かない、そういうようなものじゃないですか。

社会教育法第2条に言うのには、公民館の目的というのがあります。住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すると書いてあります。まして自主的に学習をするということは、これはスポーツの世界では自主訓練やっているようなものです。小学生や中学生が自主的にクラブ活動で活動している、自主的なんです。年齢に関係なく自主的にいろいろ活動することをやっぱり推奨しなくちゃいけないと思います。そういうことでは、受益者負担という考え方は金銭万能というんです。

住民の健康を守って自治活動を育てる自治体であるべき理念とは相入れません。どうか受益者が高い料金を払って参加するというのではなくて、ぜひ私たちの市でもこれまでのとおり無料化を続けていっていただきたいと思います。皆様の英断を期待しております。公民館条例改正案、有料化を提出を断念していただきたいと私は思っています。

「人がつながり新しい力が湧きあがるまち那須塩原」これが市の理念じゃないですか。お金で云々言う、そんなそういった覚悟はないです。どうぞ英断よろしく願います。

終わります。

○**益子委員長** 説明が終わりました。ありがとうございました。

続いて、陳情第10号の提出者である印南敏夫様から御説明をお願いいたします。

○**印南参考人** 私は、平和と憲法を守る栃木県北市

民ネットの共同代表しております印南敏夫と申します。

当団体につきましては、マナビィ・ボックスのほうに学習会というカテゴリーの中に掲載をいただいておりますけれども、民主主義と平和憲法を生かす社会の実現を目指す社会的連帯実現の運動というようなことで、宣伝活動とか学習活動とかそういったことを日々やっております。

月に12回ほどの宣伝行動を那須町、那須塩原市、大田原、矢板、あの地域です、そういう団体で、それらについての打合せを公民館のほうをお借りして基本的に月に1回ぐらいということでありましてけれどもやらせていただいております。

私は、今回の陳情、有料化の条例撤回を市に求めているということですが、1つは、15の公民館全体で説明会、公民館から説明会をされていると思いますけれども、私が参加したその説明会の中でも強く感じました、もう決定事項の説明という格好なんですよ。もうこういうふうになりますよと、ですからよろしくお願ひしたいというようなそういう雰囲気の中で始まりました。その質疑の中で、もう決まったことなのかということに対して、いや、これは市議会の議会の中で議決されて初めて決まることなので、正確に言うとは決まっておられませんというようなことから、それを聞いた瞬間に、手を挙げた方が何人かいらっしゃいました。

その中には、個人の発言でありますけれども、だと思っておりますけれども、公民館の利用者団体協議会の役員さんをやっている方も、ぜひ無料だと、せっかくこういういい制度があつて公民館活動が盛り上がって祭りも盛り上がると。市民の交流の場がそういう形で公民館が使われていいんじゃないかと。ぜひともこういういい制度を残して続けてもらいたいという気持ちで私は反対しますとい

う御発言がありました。私はそれを聞いてそのとおりだなと思ひ、やはりこういう陳情活動も大事なことだなということで、会のほうでも議論をして今回の陳情に至ったということでございます。

それから、こういう大きな政策決定をするに当たって、やはり政策策定段階で市民の意見を広く聞くべきだと、これは大きな影響がある内容だと思います。全公民館、今までの公民館を一部有料になりますよという話ですので、そういう意味では、この政策を決定する過程、決定というか、条例案を制定する過程でやはり市民の意見を十二分に聞くべきと。公民館運営審議会での諮問、答申というやり取りの時期に、やはり市民の意見を聞く場を、機会を設けるべきではないかというふうに思っております。

ですから、そういう意味で十分な市民の意見を反映した、されたとは思えない条例案について、ぜひとも議員の皆さんの御英断の下に、今回の条例案の撤回を市に求めているだけをお願い申し上げたいというふうに思っております。

それから、有料化の理由として、受益者負担の適正化、住民負担の公平化、歳入の増加などが挙げられました。これは今までの、今の方の議会の陳述の中にもございましたので、あまりダブらないようにとは思いますが、一部ダブってしまいますが、受益者負担の適正化というのは、高齢者の健康増進の手だてとして公民館のサークル活動が欠かせないというふうに思っております。私の地域活動の中でも、そういうケースはいっぱい目にしておりますし、例えば100歳体操とか、そういうことを大事にしている方もいらっしゃいます。だからそういうことをすることによって高齢者が医療に頼らずに暮らしていくための健康、健康増進に寄与しているんじゃないかと、この公民館活動はですね。そういう意味で、受益者負担

というその受益者というのは、やはり市の行政側も多大なる受益者になり得るということなんですね。その医療費の面でも、健康で元気に住んでもらえる、そういう市をつくっていくという点でも大変大事なことだと思います。

そういう意味では、大いに公民館を使ってもらえるようなそういうことを、市でも公民館の方からそういう今後の御計画の話もございましたけれども、それをさらに進めると。ましてやここで有料化するというのは全然反対ではないかと、やり方が。そういう意味になります。

それから、歳入の面の話がありました。先ほど議会答弁の中でもありましたけれども、本当に那須塩原市の財政が逼迫していて、公民館の270万円を皆さんから頂かないと市の財政がおかしくなるぞという説明をしっかりとすべきではないでしょうか。そういうことも踏まえて、ぜひ今回の条例案、否決の方向にこの委員会が、意見がまとまって本会議のほうでも採択していただければ大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○益子委員長 ありがとうございます。

続いて、陳情第11号の提出者でございます植竹伸一様は欠席となります。

陳情の内容は、事前に配付している資料のとおりとなりますので、説明は割愛をいたします。

それでは、全ての陳情の説明が終わりましたので、質疑を許します。

なお、質疑に至っては陳情番号を述べてからお願いたします。

なお、陳情第7号、陳情第8号、陳情第11号については提出者が欠席となりますので、質疑は行いませんので御理解ください。

それでは、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 陳情6号の新日本婦人の会黒磯支部、門井寛子様にお伺いをいたします。

市の条例の中で、免除規則という中で、この中でNPO法人は免除に該当するということなんです、この新日本婦人の会はNPO法人ということなんでしょうか。

○益子委員長 御説明できますか、可能ですか、大丈夫ですか。

門井様。

○門井参考人 NPO法人として認定されておりますが、それはこの市に該当するのかどうかちょっと分かりませんが、認定はされております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 NPO法人ということで、ちょっと確認をしたかったのですが、NPO法人だというお答えです。

公民館の利用団体は、ほかの利用団体でもボランティア活動なんかも当然やっている団体も多くあるわけですが、そこのところは内容によって免除されるのかされないのか、いわゆる規定では違いが出てくるということですが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○益子委員長 門井様、よろしいですか。門井様に指名でございますので、門井様以外の方はちょっとお答えできないんです。

○門井参考人 今の質問がよく聞き取れなかったんですけれども。

○益子委員長 もう一度。

堤委員、もう一度お願いします。

○堤委員 NPO法人は免除規則の中で免除というふうに、先ほど執行部のほうから説明がありました。けれども、ボランティア団体については、なかなか利用団体の中とか、利用の内容とかによって公民館で決めるということなんですけれども、

免除をされる団体とされない団体が生じることに
ついて、何かどういうふうにお考えでしょうかと
いうことなんです。

○益子委員長 門井様。

○門井参考人 特にNPO法人として具体的に、例
えば核兵器廃絶の問題とか、そういう署名とかや
っていますけれども、具体的にやっているのは会
議運営とか、それから公民館の祭りに参加する
とか。ですから、学習会とかそういうのなのでち
よっと該当しないのではないかなと思います。

○堤委員 分かりました。

続いてよろしいですか。

○益子委員長 どうぞ。

○堤委員 次、陳情9号について、この那須野が
原・九条の会星功様のほうにお聞きしますが、受
益者負担というのでいろいろ議員間討議の中でも
出てきましたが、一つ、受益者負担の中では使用
料、1時間当たり50円からということになってい
るんですけども、一般の利用する人の中では50
円ぐらいは仕方がないなというような意見もある
んですけども、それに対してどういうふうにお
考えですか。

○益子委員長 星様。

○星参考人 いいですか。

○益子委員長 どうぞ。

○星参考人 いわゆる私たちの会なんかは、特に高
齢化、だから職業はいわゆる年金暮らしです。年
金暮らしの中でそれを払っていかなくちゃいけな
いんですけども、それらの金額が50円、100円
だと言いますけれども、これは長く続けていくわ
けですよ。

皆さん、スーパーのぞいて見てください。今、
キュウリ1本58円です。そういうふうに金額が、
今、こういう時代ですから、50円、100円も侮れ
ないんです。

1回これを許せば、この次は50円値上げします、
こういうなあなあになっていくんじゃないかと、
1回決めたなら。下げることはもうあり得ないで
しょう。私はそういうことを危惧しております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 もう一点、先ほどギター同好会の中で、
公民館まつりに出展というか演奏するためにふだ
ん活動されているということなんですけれども、
那須野が原・九条の会は公民館祭りに出展をされ
ていますか。

○星参考人 しています。

○益子委員長 公民館まつりに出展することによ
って、公民館の活動に対して貢献しているとお考
えですか。

○益子委員長 星様。

○星参考人 公民館の活動がいろいろで、カラオケ
のところもあれば、手芸のところもあれば、歌を
歌うところもある。私やっている九条の会は、グ
ラフなどを表示してそれを理解してもらって、イ
ンスタントですが、コーヒーを来た人に1杯サー
ビスしています。それがいいかどうか、公民館に
貢献しているか、していないかちょっと分からな
いんですけども、そうやって公民館まつりに来て、
そういうことで触れ合ったということでは、私た
ちは自己満足しているかもしれません。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 最後に、陳情10号です。平和と憲法を守
る栃木県北市民ネット、印南敏夫様にお伺いま
す。

先ほどの質問と同じですが、使用料1時間当
り50円、これは僅かなものだから仕方がないね
というお話はほかの市民の方からも出ていますが、
それについてどのようにお考えでしょうか。

○益子委員長 印南様。

○印南参考人 やはり公民館が有料になるというこ

と自体が、やっぱり全体の市民活動の低下につながるおそれがあるというふうに思っておりますし、こういった平和の問題をみんなで考え取り組もうというような運動については、その他の団体も含めて、いろいろな市民間交流がある中での発展を期待できるというのがありますので、そういう意味で、安いからとかという、しょうがないねというふうな考え方にはならないというふうに思っております。

○益子委員長 そのほかございませんか。

室井委員。

○室井委員 参考人の皆様にちょっとお伺いしたいんですが、今回この有料化するに当たって、今まで皆様がされてきた活動が、持続ができなくなる可能性があるかというのをちょっとお聞きしたいんですが、それぞれ皆様にお聞かせいただければと思います。

○益子委員長 それでは、室井委員からそれぞれの皆様の活動が行えなくなるかということで、それぞれ本日参加の皆様に御意見をということでございますので、私のほうで指名いたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、陳情第5号の提出者である嘉部廣司様、お願いたします。

○嘉部参考人 私どもは、そういう趣味で今まで集まってきてはいるんですが、全く皆さんからはギター同好会は会費は取っていないんです。

最初15年ぐらいまで、地域にギターの先生が来てそこで教わってやっていた時期もあって、ギターの先生には一定の授業料渡さなきゃならないから、会費をそれぞれ取ってやっていた。けれども、もうそれは今やめて、ギターみんな、今、趣味でやって、無料でまさにやっているものですから、まず1時間50円、2時間で100円、金額的には、今、我々メンバーにも聞いたら、それは上が

らないほうがいいよと。上がるとみんな誰がお金いつ出すんだ、ややこしくなると言う。それと、今は50円かも分からんけれども、これ1回ぼんと上がったら消費税じゃないけれども、ぼんぼん上がっていく可能性だってあるんじゃないか、だから、まずはやめてほしいというのがみんなの声でしたので。そういう意味で、今、安いけれど、これが急に上がっていくのも大変危惧しているというのが私の考えです。

○益子委員長 よろしいですか。

それでは、続いて陳情第6号の提出者である門井寛子様、お願いたします。

○門井参考人 私たちは会として会費を1人ずつもらっていますけれども、それはほかの活動に使っているんですが、今度公民館のほうに使用料が払うこととなりますと、そのほかの活動ができなくなります。

やっぱり無料と有料ではまるっきり違いまして、有料になればどんどん上がるという、そういう心配もありますし、小さい値段だから大丈夫だろうと、こういうふうには言えない。上がることを考えれば、ちょっと活動が停滞しかねないと思っております。

○室井委員 すみません、今のこの値段を料金を見たときに、今後、今、これが高くなるかではなくて、今現在のこの金額を見たときに継続が可能か、もう厳しいよというようなところちょっとお聞かせいただきたい。

○益子委員長 それでは、今の今回のものについて上がるか、そこについて皆様の活動ができるかできなくなるかということで端的にお願いたします。

○門井参考人 すぐにできなくなるということはないと思います。

○益子委員長 ありがとうございます。

続きまして、陳情第9号の提出者である星功様、

お願いします。

○**星参考人** 会費は取っておりません。料金を取るようになるとしたら、1人や2人は減るかもしれませんが、皆さん高齢化しているので、先は何とも言えません。何とかひねり出すという形になると思います。

○**益子委員長** 今回の、先ほど室井委員から出た、今回の上がる分に関して、星様の会の活動ができなくなるかできるか、その点、端的にお願いいたします。

○**星参考人** それは、活動できなくなることはないです。私たちを支援する人が、公民館で活動するんじゃなくて、支援する人に早い話が少しカンパしてくれよという、そんな形を、年中でやっているわけではないんですけれども、そういうふうに必要なときはそういう人をお願いしなくちゃならないんです。そういうことです。

○**益子委員長** ありがとうございます。

続きまして、陳情第10号の提出者である印南敏夫様、お願いいたします。

印南様。

○**印南参考人** 使用料が、例えば1部屋、小さい会議室1か所なら安いぞということもありますでしょうけれども、大きな会場を使って講演会などをするというのも、そういう機会もあります。ですから、平和の問題とかそういうことについて、例えばいきいきふれあいセンターの大きな会場をお借りしてやるということもありますし、ですから、その運営の仕方によって、市民ネットのほうでは会費は取っておりませんので、これは募金などで賄っておりますので、賛同いただける方の募金で賄っているということもあります。

ですから、そういう点で、それが足りなくなったらやめようかという、この事の性質上、やめられません。こういう危ない政治的な状況があり

ますので、平和と憲法を守ろうという運動ですので、そういう意味では何とか捻出してやっていく形になるかと思います。

○**益子委員長** よろしいですか。

そのほか皆様ございますか。

堤委員。

○**堤委員** 使用料のちょっとお話が出ているかと思うんですが、1時間50円、1時間100円という形で、当然2時間使えば100円、200円というふうになるんだけど、その費用を会費から出す団体もあるし、募金で集める団体もあるんですけども、そういうふうな費用の捻出方法について、各団体からどういうふうに捻出するか、さっきちょっと募金という意見は一部ありましたけれども、費用の捻出の仕方と、あと例えば参加者一人一人から取るのであれば、その参加者一人一人に領収書が要るのかあるいは会への領収書が要るのか、その2点についてお伺いをしたいと思います。

○**益子委員長** 皆様にといいですか。

それでは、お金を頂いている際、会としてその頂いた方に領収書を出しているのか、個別に出しているのか、また、会として管轄して一括して出しているのかということで、それぞれ今回の提出者の皆様に堤委員より御意見を伺いたいということでございますので、私のほうから指名いたしますので、御回答をお願いいたします。

初めに、陳情第5号の提出者である嘉部廣司様、お願いいたします。

○**嘉部参考人** 先ほども言いましたように、会費は取っていないので、新たに会費を取ること、それこそ相談しなきゃなりません、ギターの間と。その中でみんながどういう意見になるのか、それによって決まりますが、やはり何となく親しんでやっている仲間内が、ちょっとそういう議論し出すとぎすぎすしてくるんじゃないかな。

ちょっとそんな不安、楽しみながらやろうとしているのに、そしたらもう、そういうことだと遠慮するよという人も出てくるんじゃないかなという、そういう不安もありますね。

だから、会費を今、取ろうということで、とにかく相談して決める。今まででも、代表の私が楽譜の印刷とかそういうものを自費で作ってやっているようなものでしたので、さらにこれになると、こっちはマイナスになるわけで、やっぱりそういうことは議論の中で、とにかく議論するしかないということです。

○益子委員長 よろしいですか。

続きまして、陳情第6号の提出者である門井寛子様、お願いいたします。

○門井参考人 一応、会で会費を集めていますので、そこから一括して支払いをしますので、一人一人には領収書は出さないことになります。

○益子委員長 ありがとうございます。

続いて、陳情第9号の提出者である星功様、お願いいたします。

○星参考人 会費は取っていないので、そういう話がありましたら、公民館に集まった時点で、これをどうするか、じゃ、今からカンパを訴えるか、そしてカンパを訴えて会場費は参加者からカンパが来るかもしれないし、集まらないかもしれないということはないと思うんですけども、1年分ぐらい集まったということも、私たちが講演会とか何かやるので、カンパ要請も結構多くなっていくんじゃないかということがちょっと懸念したいと思います。

以上です。

○益子委員長 続いて、陳情第10号の提出者である印南敏夫様、お願いいたします。

印南様。

○印南参考人 自主的な募金、カンパということで

すので、特段、領収書というのは出しておりません。

○益子委員長 ありがとうございます。

堤委員に申し上げます。

今、各陳情の提出者、参加いただいた方に御意見を伺いました。ほかに伺うことございますか。

○堤委員 大丈夫です。

○益子委員長 大丈夫ですか。

委員の皆様申し上げます。

そのほか何かお伺いする質疑等ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑がないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議併せて質疑も終了したいと思います、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、質疑及び議員間討議を終了いたします。

以上で陳情の趣旨説明、質疑を終了いたします。

参考人の皆様、本日はお忙しい中にもかかわらず貴重な御意見を述べていただきまして、心から感謝を申し上げます。

本委員会としてのただいまの御意見を審査に十分生かしてまいりたいと思いますので、本日は誠にありがとうございます。

ここで参考人退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 零時11分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで陳情及び陳情に関連する議案の討論に入ります。

討論はございますか。

〔「条例の討論ということで」と言う人あり〕

○益子委員長 関連の議案も入ってございます。

堤委員。反対ですか。賛成ですか。

○堤委員 反対です。

○益子委員長 どちらに対して反対ですか。

○堤委員 公民館条例全部改正について、反対の討論をいたします。

○益子委員長 どうぞ。

○堤委員 いろいろ執行部のこの条例の提案の説明もお聞きいたしました。

だけれども、この条例の中の先ほど細則といいますか、規則の中でいろいろ免除規定、免除の規則が決められているということなんです、主に公共性、公益性のところは免除ということなんです、ここで、先ほどもちょっと述べましたけれども、新たな免除になった利用団体、免除にならない利用団体というところで、まず、今度は別の公平性という点で差が生じて差別につながるんじゃないかという危惧をしているところがあります。

それと、あと公民館の目的ということで、社会教育法でそれぞれ定められておりますので、その社会教育法に従って、目的に従って利用する公民館の利用団体、それについては、全て免除規定に、この中の免除に該当するんじゃないかというふうには私は考えるんですけれども、そのところがうた

われていないというところがあります。

さらに、この公民館の使用料の有料化、今までずっと公民館は60年にわたって無料化が続けられてきたので、新たに有料化になると、無料化の歴史、60年あるんですけれども、この歴史に悪い1ページを残すことになるのではないかという危惧をしております。

この公民館は、地域の拠点として市民の地域自治の活動の場でもありますし、生涯学習の場でもありますということで、市も公民館を地域の拠点として位置づけていますので、さらなる公民館の活動を発展させて、市の地方自治に寄与することを考えると、今回の公民館の条例で無料化を有料化にするということについては、反対をしたいと思います。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時14分

再開 午後 零時15分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより採決いたします。

初めに、議案第72号の採決を行います。

議案第72号 那須塩原市公民館条例の全部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○**益子委員長** 異議がございますので、挙手により採決いたします。

議案第72号 那須塩原市公民館条例の全部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**益子委員長** 挙手多数と認めます。

よって、議案第72号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号について採決いたします。

議案第73号 那須塩原市いきいきふれあいセンター条例の全部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○**益子委員長** 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第73号 那須塩原市いきいきふれあいセンター条例の全部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**益子委員長** 挙手多数と認めます。

よって、議案第73号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号について採決いたします。

議案第75号 那須塩原市ワンパク館条例の全部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○**益子委員長** 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第75号 那須塩原市ワンパク館条例の全部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**益子委員長** 賛成多数と認めます。

よって、議案第75号については原案のとおり可決すべきものに決しました。

次に、議案第77号について採決いたします。

議案第77号 那須塩原市多目的研修センター条例の全部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○**益子委員長** 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第77号 那須塩原市多目的研修センター条例の全部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**益子委員長** 挙手多数と認めます。

よって、議案第77号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号について採決いたします。

議案第78号 那須塩原市高林活力倍増センター条例の全部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○**益子委員長** 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第78号 那須塩原市高林活力倍増センター条例の全部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**益子委員長** 挙手多数と認めます。

よって、議案第78号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号について採決いたします。

議案第79号 那須塩原市鍋掛地域コミュニティ

センター条例の全部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第79号 那須塩原市鍋掛地域コミュニティセンター条例の全部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第79号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号について採決いたします。

議案第80号 那須塩原市農村環境改善センター条例の全部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第80号 那須塩原市農村環境改善センター条例の全部改正については原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第80号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情の採決に入ります。

初めに、陳情第5号を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第5号 公民館の有料化を見直す陳情について採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手少数と認めます。

よって、陳情第5号は、不採択とすべきものとするに決しました。

次に、陳情第6号について採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第6号 公民館使用の有料化の再検討を求める陳情について採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手少数と認めます。

よって、陳情第6号は、不採択とすべきものとするに決しました。

次に、陳情第7号を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第7号 公民館使用料の「原則無料」の条例の存続を求める陳情について採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手少数と認めます。

よって、陳情第7号は、不採択とすべきものとするに決しました。

次に、陳情第8号を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第8号 那須塩原市公民館使用料についての現行の「原則無料」継続を求める陳情について採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手少数と認めます。

よって、陳情第8号は、不採択とすべきものとするに決しました。

次に、陳情第9号を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第9号 公民館の有料化条例案の否決を求める陳情について採択すべきものとするに賛

成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手少数と認めます。

よって、陳情第9号は、不採択とすべきものとするに決しました。

次に、陳情第10号を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第10号 公民館の有料化についての方針の撤回を市に求める陳情については採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手少数と認めます。

よって、陳情第10号は、不採択とすべきものとするに決しました。

次に、陳情第11号を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第11号 公民館の無料化継続を求める陳情について採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手少数と認めます。

よって、陳情第11号を不採択とすべきものとするに決しました。

以上で陳情及び陳情に関連する議案の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

なお、午後1時30分より再開いたします。

休憩 午後 零時26分

再開 午後 1時26分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎教育部の審査

○益子委員長 これより教育部の審査を始めます。

初めに、教育部長より御挨拶をお願いいたします。

部長。

○田代教育部長 (挨拶。)

○益子委員長 ありがとうございます。

◇

◎生涯学習課の審査

○益子委員長 先ほど陳情に関連する議案の所管課である生涯学習課の審査の一部を行いました。引き続き生涯学習課の審査を行ってまいります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

◇

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第74号 那須塩原市那須野が原博物館条例の全部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○佐原生涯学習課長 (議案第74号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 すみません、ちょっと基本的なことなんですが、熟覧というのはどういうことですか。

○益子委員長 館長。

○松本那須野が原博物館長 要は資料を丹念に、入

念に見るといような意味なんですね。例えば資料をいっぱい持ってきて、こう見て、これ違うよねとかというと、それまでお金を取ってしまうと申し訳ないので、ちゃんと見て、例えばメモ帳なんかにそこを書き写しながら読んだりとか、そういったものについてお金を課しますよということで、それを熟覧という言い方をちょっとさせていただいています。

すみません、あまりなじみのない言い方でございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、普通の人が見に行くというよりも、何か研究をすとかという特殊な方のことでいいんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 今、御指摘のとおりで、まさに研究者であるとか、あるいは大学生なんかが自分の研究発表などに使うとか、そういったもののケースが一番多い利用状態となっております。

○山本委員 了解です。

○益子委員長 そのほかございますか。

室井委員。

○室井委員 そうしますと、一般の入館料プラスという形の考えでよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 先ほど観覧料は、展示室へ入るものとなります。今回は博物館に収蔵している資料等を熟覧すとか模写すとか、そういったものに係る資料でございます。

○室井委員 ありがとうございます。

○益子委員長 ほか何か。

堤委員。

○堤委員 このいろんな条件が書かれておるんですが、無料から有料になるものと有料から無料になるものとの区別があるかと思うんですけれども、

無料から有料になるものをもう一度、ちょっと教えていただければと思います。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 それでは、議案書の33ページ、34ページを御覧いただきたいと思います。

まず、別表第1にございますこちらは拝観料、こちらにつきましては、従前どおりでございます。これは有料です。展示室の本を見る際に係るものございまして、この内容の変更はございません。

34ページ御覧いただきたいんですけれども、今回設定させてもらったのは、この別表の第2、先ほども申しあげました資料の熟覧、模写等でございます。

加えまして、別表の第3、こちら、エントランスの部分とそれから研修室というところがございまして、こちらが利用可能な施設ということで今回整理させてもらいまして、こちらを有料とさせてもらいました。

以上でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 研修室が1時間500円ということで、金額が上がっているんですけれども、一般で先ほどの午前中のお話で、公民館の場合は1時間50円から200円という料金設定がされておったんですけれども、その1時間500円との違いもちょっと教えてほしい。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 先ほども説明させてもらったように、まず原価計算をしまして、1時間当たりのスペースのコストというものを算出しておりますので、まず公民館、先ほど25%が受益者負担率。今回、こちらが50%ということ。

あと、加えまして、公民館の建設年度は非常に古いものが多いんですね、博物館が比較的新しいので、要は建設コストの違いであるとか、そうい

ったものをもろもろ計算した結果、このような形になっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この免除規定というのはあるんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 こちらも、またもちろんまず条例が決定されて、その後、施行規則がまた新たに設定されればということでございますが、基本的な考え方は公民館のほうの……。

○堤委員 併せて。

○佐原生涯学習課長 ほぼ一緒という形でやってございます。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第74号 那須塩原市那須野が原博物館条例の全部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございますので、挙手により採決いたします。

議案第74号 那須塩原市那須野が原博物館条例の全部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第74号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第76号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 次に、議案第76号 那須塩原市田舎ランド鴨内条例の全部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○佐原生涯学習課長 (議案第76号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

玉野委員。

○玉野委員 別表、これは談話室からグラウンドまで入っていますけれども、あそこに附属の遊具がございますけれども、あれは何になるんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 遊具につきましては、これは公共エリアの公園などと同じような扱いで、そこは無料ということで使っていただきます。

あと、グラウンドの部分を、例えば何かあそこ

で運動するとかということに関しては、これはグラウンドとして有料と。それ以外のところは公共のその遊具という形で使えるという形でございます。

○益子委員長 室井委員。

○室井委員 すみません、うちの子供たちが小学校と中学校のときに夏休みの宿題をつくるのに、あそこでさんざんお世話になって、毎年のようにお世話になっていたんですが、子供たち、小学生、中学生たちの利用という形であれば、公民館と一緒にみたいな形で、子供たちが1人でとか、こういう工作みたいなに行かれるときには、利用の料金とかはいかがなんでしょうか。

○益子委員長 係長。

○佐藤生涯学習係長 お子さんがグラウンド等で活動されたりとかまたは遊びに来るところについては、特に使用料は徴収しないという考え方になります。

○益子委員長 室井委員。

○室井委員 夏休みの宿題、特にあそこで木工教室みたいな、いろんな材料を用意していただいて作って、夏休みの宿題として提出するというのは、多分、毎年やっていただいているんですが、そういった利用の場合にはどうなるんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 ここは、例えば田舎ランドの中の事業としてやるものはもちろん無料でございますが、運動施設と基本的な考え方は一緒でございます。お子様であっても、例えば運動施設で野球をすると、団体で野球をするということであれば、これは有料でございます。ですから、中の決められた施設、例えばそこで木工もやるということになれば、やはりそこは子供の利用であっても有料ということになります。

○室井委員 ありがとうございます。

○益子委員長 ほかございませんか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第76号 那須塩原市田舎ランド鳴内条例の全部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第76号 那須塩原市田舎ランド鳴内条例の全部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第76号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第85号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 次に、議案第85号 那須塩原市文化会館条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○佐原生涯学習課長 (議案第85号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 大体、使用料金が1.5倍上限で改正されるということなんですが、中には金額が下がっているものもあるかと思うんです。それは何か理由がございませうか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 これは全て同じ理由になってしまうんですが、今回の全庁的な考え方の計算、指標、コスト、原価計算を行った結果によるものでございまして、具体的に個別のところはちょっと私も今、認識しておりませんが、あくまでもしっかりと原価計算に基づいた結果ということでございます。

○益子委員長 ほかがございませうか。

山本委員。

○山本委員 先ほどの大田原市と那須町の方たちは外の料金ということだったんですが、特に理由はあるんですか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 様々な考え方あるかと思うんですが、やはり那須塩原市の施設であるということで、これまでは大田原市、那須町の市民につきましても同じ額というふうに設定させていただいたんですが、これも那須塩原市の施設ということで、市民ということに今回限定させてもらったと

いうこととございませう。

○山本委員 了解です。

○益子委員長 そのほかございませうか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございませうか。

[「ありません」と言う人あり]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第85号 那須塩原市文化会館条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませうか。

[「異議あり」と言う人あり]

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第85号 那須塩原市文化会館条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第85号については原案のとおり可

決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。

◇

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○佐原生涯学習課長（議案第62号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ここで、副委員長と進行を交代いたします。

○星副委員長 進行を委員長と代わります。

委員長。

○益子委員長 今、課長のほうから説明がありました14ページでございます。

5項3目文化振興費、文化財保護費、2001事業についてお伺いいたします。先ほど、鍋掛イトヨの里のポンプ修繕とありましたが、内容、詳細についてちょっとお伺いできればと思いますので、よろしく願います。

○星副委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 今まで、冬期、特に12月ぐらい、11月ぐらいなんでしょうね、11月の後半ぐらいから翌年の春先、3月終わりぐらいまで、どうしても水が濁水してしまうんですね。その生息するイトヨが、水がなくなってしまうばもちろん

生息ができないということで、これをポンプで地下水をくみ上げてございます。このポンプそのものも設置からかなり、もう15年、20年近く経過するものですから、ポンプ本体が動かなくなってしまったと。いわゆる故障してしまったと。経年劣化による故障なものですから、今回それを交換するということになります。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 先ほど、そうしますと交換ということで、大変これは文化財保護という観点で重要かと思いますが、このイトヨの生息、これらに影響することはないのか、その点をお伺いいたします。

○星副委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 しっかりとその水を冬場確保することは、やはりイトヨの生息にとっても大切なことだと思っております。

加えまして、ちょっと今回の補正とはちょっと離れますが、やはりあそこの指定文化財であるイトヨの保護につきましては、市のみでやるということではなくて、地域の例えば土地改良区をはじめとする皆様方、それからなによりもではあそこに鍋掛小学校の子供たち、あとは専門的な知見から、なかがわ水遊園なども連携しまして、年に数度、意見交換とか様々な活動を一緒にこれからやっていきたいと思いますということで、昨年そんな活動も始めさせていただきまして、我々としましてもしっかりとこのイトヨを保全、保護、そして活用していきたいというふうに考えております。

○益子委員長 はい、了解いたしました。

○星副委員長 いいですか。

○益子委員長 はい。

○星副委員長 じゃ進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

ほか質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についての議題といたします。

なお、説明については、金額に大きく変更があった項目、新規事業の項目を中心に御説明ください。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 （認定第1号について説明。）

○益子委員長 お疲れさまでした。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 ちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、再度お聞きしたいと思います。

教育費、市政報告書のページ、321ページ、生涯学習推進費、20事業で、これの主な目的というか、どういう内容なのかお聞きしたいと思います。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 生涯学習推進事業、20事業ということですよ。

こちらの主な内容としましては、生涯学習に関する各種会議、例えば社会教育委員会会議であるとか、そういった各種会議を開催しております。そういった経費と、それから、なしお博という大きなイベントがございますが、こちらの開催経費でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 ちょっと金額が結構減額、減少されているようなので、決算とかね。これは何か理由、もう一度お聞かせいただければと思います。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 令和5年度にスマート公民館構築のためのモデル事業というものを西那須野公民館で実施しました。これ、令和4年度はこの生涯学習推進費のほうに計上しておりましたが、内容からちょっと、財政のほうでもちょっと調整もございまして、予算の新たな公民館総務費のほうに、そのスマート公民館の整備事業のほうを移し

たということございまして、実質、お金の発生はしてございません。

そういった内容で、こちらの項目が減額になったというところでございます。

○堤委員 はい、了解しました。

○益子委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

生涯学習課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時43分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎教育総務課の審査

○益子委員長 ただいまから教育総務課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

教育総務課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明は、金額に大きく変更のあった項目、新規事業の項目を中心に御説明ください。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○金子教育総務課長 （認定第1号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 すみません、歳入の43番で、高林小学校太陽光発電売電代とあるの、これは教育総務課で

よろしいですかね。

○金子教育総務課長 はい。

○堤委員 聞きたいところは、高林小学校は、売電代を計上しているんですけども、ほかの例えば箒根学園なんかは結構体育館から校舎まで太陽光を全部入れているんですけども、その売電はないんですか。収入に上がってこないんですか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 まず、箒根学園については、売電のほうを行ってはおりません。

対応については、まず太陽光で発電したものを蓄電池のほうで充電をしまして、充電電池のほうから校舎並びに体育館のほうに電気のほうを供給していく。そうすると、例えば日中余った電気をどうするのかというところがございますが、こちらのほうは電力の契約上、まずは売電のほうではなくて、そういった蓄電並びに送電のほうの契約をしている関係がございますので、売電のほうは箒根学園ではしていないというのが実状でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 基本的に箒根学園は売電をせずに自家消費と、それから、余ったところは蓄電池に入れると。そういう理解でよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 そうでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 引き続きまして、ちょっと歳出のほうよろしいでしょうか。

286ページ、奨学資金貸与基金積立金というのがありますけれども、減額の理由は先ほどお聞きして、R4年度は一般会計に繰り入れたもので大きくなっていると。それは、今度令和5年度になったからまた減額になったということでお聞きしましたけれども、この奨学資金貸与基金というのは、主にどういう方に貸しつけるというか、内容

の目的をちょっとお聞かせいただければと思います。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、こちらのほうは、貸与する要件等がございまして、成績が優秀であること、かつ経済的な理由により進学のほうがなかなか難しいという子供たちの教育への機会の均等を受けさせるための奨学資金でございます。

ですので、要件等については、まず所得要件、あと、学業要件というので募集のほうをかせせていただきまして、選考の会議を経てこちらのほう貸与のほうをしているところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 対象学年はどこのあたりなんですか。

小学校中学校全部なんですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 失礼いたしました。

まず、大学、専門学校とかというところがありますので、まず高校。あとは進学に当たって、高校への進学というのもありますので中学、対象は中学校と高校生が中心となります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 了解しました。

引き続きまして、305ページと306ページになるのですが、小学校施設整備事業費。

エアコン等いろいろやられていることなんだけれども、まずこの小学校施設整備事業と、それから、その次にくる小学校の維持管理費ですかね、そのやりくりでいろいろ減額になったとかいろいろあったかと思うんですけども、その整備するお金と維持管理するお金の考え方がいいですか住み分け、どのように。何かやりくりいつもできるのか、今回やりくりしただけで本来はこういう目的できっちり分けをするべきなのかというのをちょっとお聞かせください。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、予算のほうについては、今回だけやりくりしたというわけではなくて、令和5年度からこういった組替えをさせていただいているのは事実でございます。

この内容のほうにつきましては、やはり言葉どおり維持管理に関わるもの、あとは整備に係るもの、こちらのほうを工種のほうを分けさせていただいているところでございます。

要は、学校のほうにおいて、例えば修繕をかけるようなもの、維持管理ですね。例えば、そのほかに新たにつくるようなものについては、あくまでも改築、改修というのがありますので、そういったもので工種において分けるような形でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 もう今、エアコンについていろいろ支出がされているようなんですが、エアコンと教室と特別教室、それから、体育館とかそういうところが主なところかと思うんですけども、進捗率といいますか、あと、残がどれぐらい残っているのかをお聞きしたいです。

○益子委員長 教育総務課課長。

○金子教育総務課長 まず、率というものについては、ちょっと今、計算のほうしていないので、お答えのほうはできない状況でございますが、まず、エアコンのほうにつきましては、普通教室と特別教室の中で、理科室と音楽室、普通教室、あと、特別支援教室のほうについては、エアコンの整備率はほぼ100%でございます。ほぼと言ったのは、特別支援学級のほうについては、年度途中で増えないとかというのものもちろんありますので、そういったものを踏まえた上でほぼ100%という形を取らせていただいております。

そのほか特別教室のほうにつきましては、それ

以外の特別教室については、ほとんど整備されていないのが実情でございます。

例えば、家庭科室のほうにつきましては、現在17教室ございますが、そのうち整備されているのが1教室に当たるとか、図書室のほうについてはまだ設置のほう7校しか終わっていないというところがございまして、やはり家庭科室、整備されていないのでこれら教室のほうにつきましては、家庭科室、図書室、調理室、美術室、技術室というようなところもございまして、特別教室のほうについては、理科室と音楽室以外は整備のほうあまりされていないというところで御理解いただければありがたいと思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 体育館についてはいかがですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 体育館のほうにつきましては、整備されている学校は、箒根学園1校でございます。

○堤委員 了解しました。

○益子委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 309ページです。

2項2目の学校配当分の決算の内訳の中で、飼料費というのがあります、309ページの表の中。

これ、細かい話なんですけれども、飼料費というんで多分小さな動物を飼っている餌代なんだと思うんですが、去年からすると大原間小学校と南小学校がなくなっているんです。

それで、今、小学校では、その動物を飼うということをやめているのか、これを見ながら思ったんですけども、その辺のところはどんなふうになっているのですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、こちらのほう小学校の

教育課程のほうになりますので、小学校の学習指導要領に基づいて教育のほう行っていくところでございますので、教育総務課から教育課程のほうについてちょっとお答えすることがなかなか難しいというところがございます。

飼料費のほうにつきましては、やはり以前は、鳥類、鳥であるとか、主にウサギであるとかというのを飼っていたのが事実でございます。

ただ、今、学校のほうで小学校のほうではそのほかに恐らく爬虫類の亀であるとか魚であるとかというのを飼っていると。

要は小学校の学習指導要領上のほうについては、命の大切さというのを学ぶ、育てるところが主になっておりますので、それに基づいて学校の裁量でやはり継続していかれるのか、特に亡くなった動物で新たにまた購入するとかということについても、やはり児童のお気持ちというものもあると思いますので、そういったのを踏まえた上で、学校の裁量でやっているというところで認識しています。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 本当に聞いたかったのは、これから言うことなんですけれども、この、配当分決算というの毎年これ出ているんですけれども、細かいんですね。消耗品とか印刷費とか餌代とかに分かれています、私からすると学校に、これ前に聞いたときに人数だけではないというふうに言われたんですね。人数掛ける幾らなんですかと言ったらそうではないとお答えのときがあったんですが、これまとめて、例えば黒磯小学校消耗品費が94万8,148円でやらないでまとめて学校裁量としてお金を渡したほうが学校ごとに使えるのではないかというふうに思うんですけれども、何でこういうふうに分けて決算出てくるのかというか、次に予算で聞けばいいのかもしれないんですが、どう

いうふうになっているんですか、これ。

それは学校教育課に聞くのか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、この学校にお渡ししているというのは、やはり予算の勘定科目に基づきまして事業費部分について、以前はこの学校配当のところに光熱水費ですとか電気代、水道料金のほうも入れさせていただいていたと思います。

そういったものについては、教育総務課のほうで光熱水費のほうについては引き上げて、学校での支払いを幾分少なくしたいという思いもあって、やはり消耗品、印刷費、飼料費、庁用費、図書購入費というところがございますと、やはり庁用器具とか備品、図書については備品扱いになりますんで、やはりこういった地方公共団体の財務会計規則にのっとった科目で計上のほうはさせていただいているというところではございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 これ、どんと渡して結果として分けているということなんですか、そうすると。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 いえ、この科目ごと渡しています。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

続きは予算のときにきちんと聞くかもしれません、すみません。

○益子委員長 そのほかございますか。

星副委員長。

○星副委員長 一般会計歳入決算一覧表が資料であって、34から37のところなんです、子ども・子育て夢基金繰入金がありまして、そこで、今度、充当先としては黒磯学校協同組合、共英小、西那須野学校があつてというふうに分けているんですけれども、これ学校給食の管理運営費を要は

子ども・子育て夢基金から学校給食費にこれを繰り入れていくその理由というのは、何かやはり物価高騰とかがあってこのようなふうには計上をされているのでしょうか。お伺いします。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 まず、こちらのほうにつきましては、子ども・子育て夢基金の644万1,567円が全体のうち、各調理場、こちらのほうが基金のほう繰入れ、充当先としてさせていただいているというのが前提で、なぜこちらのほうが各調理場になっているかという、拓陽高校のキスミルという表現を私がボキャブラリーがなくて申し訳ないんですが、キスミルといいまして、こういう小さい……

○星副委員長 カルピスみたいなやつですよ。

○金子教育総務課長 そういったのを、キスミルのほうを購入のほうをさせていただいて、これを学校給食のほうに提供させていただくのに各調理場から配食のほうをしている関係で、その給食の配食人数ごとにある程度分けさせていただいたというのがございます。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 あと、別の項目。その下なんですけど、給食費なんですけれども、給食の回収率99.8%だったかと思うんですけれども、これは、給食の回収率というのは年々上がっていているという認識でよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 上がっているかと言われると、以前は徐々に上がっていたというのが事実ですが、既に99.8%まで上がってしまいますと、これを今後も徐々に上げていくとか下げていったというのがなかなか難しいのが実状でございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 とすると、99.8%というのはほぼ

100%かなと思っているんですけれども、ここまで上がってきたというのは支払ういろいろ取組もあったかと思うんですが、そういうものは、銀行振替だったりとか、あとは支払う方法をいろいろ様々設けたことによってこのように回収率が上がったということですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 今、星副委員長のほうでちょっとした口座振替であるとかというのもやはり一つの要因というのはございます。

そのほか、市の全体としましてキャッシュレス、コンビニで支払いができるかというのがありますので、そういったものも教育委員会のほうでは市町共通でやっているそういった支払いの方法については。できるだけ準じた形で進めさせていただいている。

そのほか、これは、教育総務課長から申し上げますと、やはりこちらのほう給食費のほうにつきましては、令和2年度から各学校で今まで徴収をしていた給食費のほうを令和2年度から現在の教育総務課給食係のほうに全て引き揚げて、給食係のほうで徴収の対応をしているというところがございますので、夜間訪問をさせていただいたり、電話催告のほうをさせていただくとかといったところを踏まえた上で、令和6年度以降の給食費のほうを少しでも収納率を高めたいという形で今、給食係のほうでやっているとございます。

○益子委員長 そのほかございますか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 給食費のところ、289と292とで3つの給食調理場の中で、賄材料費の中に委託炊飯に係る米飯加工賃というのも入っているんですが、これは、賄材料費なんですか。

お米の代金ここに入っているということなんですか。

○益子委員長 教育総務課課長。

○金子教育総務課長 米飯加工賃についてのお話だ
と思うんですが、米飯加工賃のほうにつきましては
は、お米の代金のほうについては保護者の給食費
の中に入っているという状態。米飯加工賃のほう
につきましては、あくまでも精米から御飯をつく
るところでございませう。

ただ、これを賄材料費のほうに入れているもの
については、やはり米飯の性質上御飯代というの
が、全て食品としては、炊いて、御飯に入れてこ
その御飯であって、パックの中に入れて食べられ
るようになるのが御飯であって、やはりそこでそ
それを賄材料費の中に組み込ませていただいて、そ
れを子供たちのほうに還元させるということでそ
の観点から米飯加工賃のほうは以前から賄材料費
のほうに入れさせていただいています。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、ここにある給食用賄材料
の中にお米そのものはそちらに入っているという
ことでいいんですか。

加工賃というのは、賄材料であるお米を炊いて
御飯にするためにかかるお金ということでもいいん
ですか。という理解でよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 そのとおりです。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 続きはその他で聞きます。決算そのも
のではなくて、お米代が上がっていることの話、
そこは分かりました。

○益子委員長 そのほかございませうか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等は
ございませうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います、異議ございませ
うか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議
及び質疑を終了いたします。
討論はございませうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 討論がないようですので、討論を終
結したいと思います、異議ございませうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするに異議ございませうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認
定すべきものと決しました。

教育総務課の所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時52分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた
します。

—————◇—————

◎学校教育課の審査

○益子委員長 ただいまから学校教育課の審査に入

ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。課長。

○大蔵学校教育課長 （議案第62号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討論に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討論及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討論及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明の際は、金額に大きく変更のあった項目、新規事業の項目を中心に御説明ください。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。部長。

○田代教育部長 課長からの説明の前に、私から1つ謝罪がございます。お手元に正誤表がございますが、市政報告書の数値に誤りがございました。

1点目は、310ページ、10款2項2目小学校就学援助費のうち、就学援助費の準要保護の人数及び要保護の人数、そして10款3項2目中学校教育振興費、319ページでございます。こちらも同様に、就学援助費の準要保護の人数、要保護の人数が誤っておりました。正しくはお手元のペーパーのとおりでございます。おわびして訂正をお願いいたします。

○益子委員長 部長より訂正がございましたので、皆様もよろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。
課長。

○大蔵学校教育課長 (認定第1号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ここで進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 進行を交代いたします。
委員長。

○益子委員長 それでは、私のほうから質疑させていただきたいと思います。

令和5年度市政報告書でございます。298ページ、10款教育費、1項4目学校運営支援費、この中で教育相談費、100事業、教育相談費、10001事業についてでございます。

委託料のこちらの内容のスクールカウンセリングということで、こちらに額が上がってございますが、内容をお伺いいたします。

○星副委員長 所長。

○印南児童生徒サポートセンター所長 こちらのほうは、スクールカウンセリングということで、つばさというところにカウンセリングを委託しております。年間を通じてお子さんとか保護者の方とのカウンセリングができるようにという形で、その委託料になっております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 今、所長から御説明いただきました。その中で、つばさというところに委託をされているということで、その委託料だということで了解いたしました。

そうしますと、この1年間を通じて、多分年度中ですから通じてこの額だと思うんですが、大体年度中、何回ぐらい利用があるものなんでしょうか。もし分からなければ後日で結構です。

○星副委員長 後日でいいですか。後日提供していただけますか、資料。

〔「はい。すみません」と言う人あり〕

○益子委員長 大丈夫です。

では、私のは以上です。

○星副委員長 じゃ、司会進行のほう委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

質疑ございますか。よろしいですか。質疑ございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認

定すべきものと決しました。

学校教育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時29分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎スポーツ振興課の審査

○益子委員長 ただいまからスポーツ振興課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

—————◇—————

◎議案第71号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第71号 那須塩原市立学校施設の開放に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 (議案第71号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 これは、箒根学園は学校としてはエアコンが入っていて、エアコンが入っている体育館は那須塩原市の中で今のところ唯一の学校には

なるんですけれども、ここの利用する金額の部分は箒根学園も含まれているのでしょうか。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 箒根学園も含まれております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 特別割増し料金になるということではなく、こういった体育館とかが使えるということとで。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 今のところ、冷房が入ったりエアコンが入っているという施設が箒根学園だけになりますけれども、こちらに関しては、蓄電池を利用したりとか再エネを利用するという観点から、特別な料金は頂かないで、そのまま運用するというふうには考えておりますけれども、ただ、利用時刻ですとか、そういったエアコンの稼働時間というところについては、詳細について今後詰めていきたいと考えております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、利用時間とおっしゃいましたが、あとは温度ですね、エアコンの。かんかん効かせて、すごく冷たくしてやるのがいいのか、そういった温度の設定的な部分に関してこれから詳しいことを詰めていくということよろしいんですか。

○益子委員長 課長補佐。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 現在、学校と教育総務課のほうで使い方に関するガイドラインがございまして、それを参考資料として頂いておりますので、設定温度ですとか、そういったものについては、それを参考に、学校側、それから利用団体と協議して決定してまいりたいと考えております。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 ほかに質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 まず、この料金が、これ無料から有料になったということによろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 はい、そのとおりでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 区分の中で、校庭、校舎、夜間照明施設ということで3つ主に区分がされておるんですけども、例えば校舎なんかはどういう、公民館でも当然会議室は利用できるんですけども、公民館の利用とこの校舎の利用との何かすみ分けといますかね、用途で何か違いがあるのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 用途ですみ分けというところは特別していないんですけども、市民の利用される方が、例えば公民館に来るより学校のほうが近いとか、そういった形で利便性を考慮して、多分、市民の方は御利用いただいているのかなと思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 校舎と書いてあるんですけども、これは教室というふうに理解してよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長補佐。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

この条例制定する際に、利用実態のほうをちょっと調査させていただいたんですけども、特別教室ですとか、そういった別棟で単独で施設ができたりというような教室を主に自治会ですとかコミュニティの方がたまに利用されていたりとか、あと太鼓とか郷土芸能の練習に使われたりというような使われ方をしているそうなので、その部分も含めて、今回の条例制定に合わせて校舎という

形で含ませていただいた形になります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 よろしいですか。

じゃ、眞壁委員、どうぞ先に。

○眞壁委員 第9条の関係なんですけど、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免し、または免除することができるという形になってはいますが、この辺、御説明を。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらについては、体育施設も同様なんですけれども、例えばスポーツ少年団ですとか、公益性が高い団体が利用するに当たっては、減免の基準、判断をして、そういう形で減免をしたりという形で対応のほうを。

○益子委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 そうすると、判断的には、ここは教育委員会という形になってはいますが、実際には学校のほうの形になるのかどうか、その辺。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらについては、詳細の減免の規定の内規的ものはうちのほうでつくっていますので、スポ振のほうで判断をさせていただいています。

○眞壁委員 内規ができるのね。

○宇賀神スポーツ振興課長 はい。

○益子委員長 ほかがございませんか。

副委員長。

○星副委員長 あと、確認なんですけど、閉校になった学校も利用した場合はここに準ずるという形になるんですか。

○益子委員長 課長補佐。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 閉校になった学校利用につきましては、教育総務課のほうで所管しておりますので、そちらのほう

に申請をいただいて御利用いただくという形になると思います。

○益子委員長 部長、どうぞ。

○田代教育部長 若干訂正が。管理そのものは、今後、財政課のほうに移ってまいりますので、教育総務での管理というのはなくなるということでございます。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 失礼しました。

○益子委員長 そのほかございますか。
相馬委員。

○相馬委員 16ページの別表のところになります、最初の夜の夜間照明利用の場合ということで、休館が11月1日から3月31日までというふうになっております。これ、旧夜間照明設置条例でこういうふうになっていたんだと思うんですが、これを11月1日から3月31日までは休館とするというふうにした、今回条例改正するに当たってこれも盛り込んだ理由を伺います。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 夜間、主に冬期の利用につきましては、霜が張ったりとか、降雪があった場合に、そこでスポーツを利用してしまうと、学校側のほうで原状復旧ができないということで、スポーツ振興課でも原状復旧の予算とかを持っていないものですから、冬期については、申し訳ないんですが、ちょっとお控えをいただくというようなところで残した経過になります。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほか質疑ございませんか。
堤委員、どうぞ。

○堤委員 公民館の利用は、いろいろ利用者説明会なんかを開いておられたと思うんですけども、この学校施設に関しては利用者に対して説明会は

あったのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 西那須野地区と、あと黒磯地区、2回に分けて、こちら学校施設に関しては、施設を利用しますよというような形で申請があって、申請が許可された団体のみが利用できるというような形になっておりますので、なので、その利用団体を対象に説明会のほうは開催させていただきました。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 主なその中の説明会で出た利用団体からの意見はどのようなものがあつたのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 もちろん、公民館同様、どうして使用料を取るのかというような意見から、夜間照明も含めて受益者負担という形、こちらの考えを理解していただいて、料金を払うのは当然ですよねというふうな御意見をいただいているような利用団体の方もいらっしゃいました。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第71号 那須塩原市立学校施設の開放に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第71号 那須塩原市立学校施設の開放に関する条例の制定についてを原案のとおり可決すべきものとすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 次に、議案第86号 那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 (議案第86号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 料金についてなんですけど、大体1.5倍から2倍ぐらいの改定をされているかと思うんです

けれども、先ほど、前の条例、文化会館の条例の中では、料金の中で上限を設けておいて、1.5倍という設定をしておるんですが、ここではどうもこの1.5倍の上限はなくて、何か2倍もあってというような感じで、その辺は上限を設定されるという考えはなかったのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらに基づきましては、やはり市の全庁的見直しの方針ということに基づき見直したわけなんですけれども、極端に1.5倍を超えてしまうような原価計算に基づいた使用料、こちらが出た場合には、やはり実情に応じた金額を使用料として設定した結果、2倍近くになっているというような施設もございます。

○益子委員長 ほかに質疑はございますか。

じゃ、副委員長、進行をちょっと代わりますので。

○星副委員長 進行を代わります。

委員長。

○益子委員長 先ほどの堤委員の部分にも関連するかと思うんですが、今回のこの条例、86号に関しては、さきの午前中の公民館条例の使用料の設定の部分にも絡んでくるかと思うんですが、スポーツ施設ということで、その額の設定の部分、公民館は25%だったかと思うんですが、スポーツ施設ということで、その点の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○星副委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらは50%というこ

とで設定いたしました。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 よろしいですか。

○益子委員長 はい、よろしいです。

○星副委員長 じゃ、司会進行を委員長と代わりま

す。

○益子委員長 進行を交代いたします。

質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 すみません、備考欄に利用券ということで、そういうちょっと回数券みたいなものがあるかと思うんですけども、これは何かこう、どういう意味でこの備考欄に書かれたということなんでしょうか。

○益子委員長 管理係長。

○大島管理係長 これまで条例の中で考え方としては回数券と同じような考え方にはなるんですけども、現在、ここの利用券というのが、スタンプ形式と言ったらあれなんですけれども、1回利用するとそこへスタンプを押して行ってという形になっているので、今回は利用券という形で、1回1時間利用するとスタンプを押していくという、こういった形にしているので、回数券と言うとちょっと伝わりにくい部分があるので、利用券という形にさせていただいたという。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 もう一点、会議室、これはくろいそ運動場の管理棟ですかね、会議室1、2、3というふうにあって、300円から600円の2倍になっているという格好なんですけれども、会議室とか研修室とか、いろいろ場所によって呼び名が違うんですけども、ここはちょっと金額的に、例えば公民館だと1時間50円から100円というような値段設定がされております。ここだと600円というのは、1時間当たり600円、ちょっと高額になるというふうに感じているんですけども、この会議室は大きい会議室だというふうな感じ、大きい会議室だから600円と設定されたということによろしいですか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらは面積というわ

けではなくて、体育施設を利用するその利用目的としている対象がやはり公民館とはちょっと違ってくるという、一般市民というよりかは、例えば営利を目的としたスポーツ団体ですとか、そういったところも御利用するのが通常の使い方ということで、例えば会議室単独で使うというよりかは、大会の附属で控室的に借りるとか、そういうような運用のされ方をしているのが大部分なので、実際にこの50円とか市民相手ではないというような形で、やはり原価計算に基づいた形の50%という形になっております。

○堤委員 了解しました。

○益子委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第86号 那須塩原市体育施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第86号 那須塩原市体育施設条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとする
ことに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第87号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 次に、議案第87号 那須塩原市塩原B & G海洋センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。
課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 (議案第87号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
堤委員。

○堤委員 このプールの使用の中で、初めて年齢によって利用料が分かれているというふうに感じます。特に未就学児は無料になっているということで、ほかの施設で年齢によって無料だという、こういう項目はなかったと思うんですけれども、その点、ここで無料の区分を設けたというのは何か理由があるんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 プールの利用に関しては、こちらに関しては、例えば通常の体育施設で

すと、中学生、義務教育までの利用に当たっては保護者の同伴が必要なんです。例えば体育館でバスケットをやったりバレーをやったり等々、中学生だけでは利用はしていないというところなんですけれども、プールに関しては、夏休みとか子供たちだけで自転車に乗って例えば来たりすることもあつたりしますよね。そういうところで、実際にそれが直接的に区分けというわけではないんですけれども、実際にスポーツ少年団とか、そういった利用以外に、個人でプールって子供たちだけとか未就学児が来るというところを想定する関係で、明らかに明記したという形でございます。

○益子委員長 管理係長。

○大島管理係長 実際、那須塩原市のほかのプールの施設がございまして、こちら那珂川河畔公園にしなすの運動公園のほうにもプールがあるんですけれども、こちらはいわゆる都市公園条例のほうで規定している内容になりまして、そちらのほうには料金表として同じように未就学児は無料という形で記載はしております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 説明は理解しました。

ただ、このプールのところは未就学児は無料というのは理解をしたんですけれども、ほかの条例との関連で、非常に使用料に関しては、あまりこの未就学児という言葉が出てこずに、さっきのお話の説明では、保護者同伴だから特に規定はしないんだよというお話もあつたんですけれども、保護者同伴しなくても未就学児だけで利用するいろんな施設もあるとか聞いていますので、この前の一般質問でも森本議員のほうから、バスケットボールとかいろんなところは何か子供たちだけで遊びに行くこともあるよというようなことも聞いていますので、この何か条例の中で、未就学児、ここで無料だ、あとのところは特に、子供、未就学

児でも皆お金取りますよというような感じで条例が制定されておるものですから、そこの点でちょっと少し疑問を持ったところです。

ちょっと今ここでお伺いしても、そこはちょっとお答えはできないかと思っておりますので、そういうことで、ちょっとその条例の整合性という点では今後考えていただきたいと思っております。要望です。

○益子委員長 要望ということで。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第87号 那須塩原市塩原B&G海洋センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

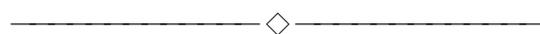
議案第87号 那須塩原市塩原B&G海洋センター

条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第87号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第88号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 次に、議案第88号 那須塩原市ホースガーデン条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 (議案第88号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○星副委員長 確認なんです。特別支援学校の小学校または義務教育学校、障害を持っているそういった子供たちが利用する場合にも、これは減免にはなるような形になるんですか。減免措置にはならず、そのまま普通に料金を取るようになるんですか。

○益子委員長 管理係長。

○大島管理係長 今回、元の条例の中で、ちょっとそこから説明になってしまうんですけども、もともとの条例の中には、使用料というのが一般とかという使用料としての定めしかない形であって、その中で、さらに減免規定という中で障害者の方は減額をして、免除するとか減額するかという

形の流れだったんですけれども、今回はその形を改めまして、料金のほうの今回の条例改正に合わせて、料金の中で障害者の金額というのを通常のコから減じた形で定めたという形になりますので、障害者の減額が定まっている金額に対してさらに減免規定の減額というのを重ねるという料金になります。料金表のほうでもその料金と同じになっていますという話になります。ちょっと分かりにくいですが。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はいかがでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第88号 那須塩原市ホースガーデン条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第88号 那須塩原市ホースガーデン条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第88号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第62号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 （議案第62号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はいかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についての議題といたします。

なお、説明の際は、金額に大きく変更のあった項目、新規事業の項目を中心に御説明を願います。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 （認定第1号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 市政報告書360ページのスポーツ健康まちづくり基金積立金、これが令和5年度から新規に基金が設立されたということですが、405万円という金額が計上されております。この新規にされた目的をお聞きしたいと。

○益子委員長 課長補佐。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長
こちら、第2期那須塩原市スポーツ推進基本計画の目標達成のために設置した基金になるんですけども、スポーツを通じて市民の健康維持と、それからスポーツを通じた交流人口の増加によるまちづくり、こういったものに寄与するために基金を造成したものになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今回の令和6年度の補正予算でも、多分寄附金か何か入っていたものですから、100万円補正がされており、これを加えると現在の残高は405万円に100万円足して505万というふうに考えておりますけれども、今後の使用計画、今はまだ新規だものですから、なかなかちょっと使用見込みは立たないかも分かりませんが、どういふようなところでこれから使っていきたいというところ、お考えがありましたらお聞きしたい。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらは基金という形で改まって積立てをするものですから、例えば安易な経常経費的な修繕とか、そういったところには使用目的としては今のところ定めておりませんで、例えば、ツーリズム推進課のほうに大規模の大会、こちらのほうは移管されてはおりますけれども、そういったものと連携して行えるような大会、実際こちらの基金、うちの課だけが使っているわけではなくて、ツーリズム推進課と両方併せた、コラボした形で利用させていただいています

ので、観光目的だったり、人を呼び寄せたりとか、地域振興に役立てるような大会について使ったり、あとは施設の新たな目的みたいな、振興するような目的があれば、そういったハード面でも使用を考えているところではございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この基金の名称からいって、スポーツ健康まちづくりという格好で、ちょっと少し幅が広い名称がついているのかなと思って、だから、ある意味で、スポーツの分野だとか健康増進の分野だとか、観光的な要素も含めて幅広く使える基金だというふうに考えればよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 おっしゃるとおりでございます。

○堤委員 了解しました。

○益子委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○星副委員長 361ページの使用料、賃借料でホースガーデンの乗馬教室用バスとあるんですけども、これは、ホースガーデンがオープンした当初は、全小学校に利用していただきたいというような思いも当時があったかと思うんですけども、今の利用状況としては、大体、全小学校はもう利用できているような状況なんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちら令和5年度については、利用学校は7校で、延べ8回ですか、利用していただいているというふうな状況になります。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 あともう一つは、その利用目的として、子供たち、今、不登校とかも増えていますがけれども、ホースセラピー等もやっていきたいと、そういった心のケアというところもあったかと思

うんですが、そういったことでも利用されている、あすなろとか、そういった適応指導教室を利用されているお子さんたちも利用していると思うんですけども、そのあたりも事業としては行っているのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 おっしゃるとおり、心に何か悩んでいるお子さんですとか、そういった形でセラピー目的で利用されている方もおります、実際に。

○益子委員長 ほかございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

スポーツ振興課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時19分

再開 午後 5時21分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎その他

○益子委員長 本日の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 事務局から何かございますか。

事務局。

○石田書記 (事務連絡。)

—————◇—————

◎散会の宣告

○益子委員長 それでは、以上で本日の委員会を散会といたします。

皆様、長時間大変お疲れさまでございました。

散会 午後 5時22分

福祉教育常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第二分科会）

令和6年9月19日（木曜日）午前9時55分開議

出席委員（8名）

委員長	益子 丈弘	副委員長	星 宏子
委員	堤 正明	委員	室井 孝幸
委員	相馬 剛	委員	眞壁 俊郎
委員	山本 はるひ	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長 兼福祉 事務所長	板橋 信行	社会福祉課長	平井 克巳
社会福祉 課長補佐	小田 由起子	福祉政策係長	吉村 明倫
福祉政策係 主査 （係長級）	薄井 一樹	地域福祉係長	田端 政昭
障害福祉係長	薄葉 哲郎	社会福祉課 主幹	添谷 弘美
生活福祉課長	高根沢 寿夫	生活福祉課長 補佐兼 生活支援係長	若目田 治之
保護係長	大森 義智	保護係副主幹	梅田 千尋
高齢福祉課長	秋元 武志	高齢福祉課長 補佐兼 高齢福祉係長	印南 和也
介護管理係長	山田 慎太郎	介護認定係長	君島 栄三
地域支援係長	君島 忍	国保年金課長	江連 宣仁
国保年金課長 補佐兼 管理係長	関根 達弥	国保年金係長	小出 涉美
国保年金係 主査 （係長級）	三浦 怜子	国保年金課 副主幹	江連 真由子

健康増進課長
兼黒磯保健セ
ンター所長兼
西那須野保健
センター所長

亀田 康博

健康増進課長
補佐兼
健康増進係長

高久 浩二

健康増進課
主 幹

根本 カヨ

保健予防係長

阿久津 宏介

健康増進係
副 主 幹

大島 圭子

出席議会事務局職員

書 記 石田 篤志

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[保健福祉部]

- ・保健福祉部長挨拶

[健康増進課]

- ・議案第 89号 那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 63号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

[社会福祉課]

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[生活福祉課]

- ・議案第 81号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[高齢福祉課]

- ・議案第 91号 那須塩原市シニアセンター条例の一部改正について
- ・議案第103号 那須塩原市高額介護サービス等資金貸付基金条例の廃止について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）
- ・議案第 65号 令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔国保年金課〕

- ・議案第 92号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について
- ・議案第108号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）
- ・議案第 63号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第 64号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 散会

開会 午前 9時55分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 皆様、おはようございます。

散会前に引き続き、福祉教育常任委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。



◎保健福祉部の審査

○益子委員長 これより、保健福祉部の審査を行います。

初めに、保健福祉部長より御挨拶をお願いいたします。

部長。

○板橋保健福祉部長 (挨拶。)

○益子委員長 ありがとうございます。



◎健康増進課の審査

○益子委員長 ただいまから健康増進課の審査に入ります。担当課の皆様、お疲れさまでございます。



◎議案第89号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第89号 那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○亀田健康増進課長 (議案第89号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

堤委員。

○堤委員 質疑ないようですのでちょっと、この会議室を無料から1時間当たり50円の有料化にするということで、公民館の有料化の考え方と同じということでもよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 やはり市全体の方針に基づくもので、公民館と貸館業務ということで類似したものとなってございます。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 長寿センターの2階に、たしか子供を遊ばせられるプレールームもあったかと思うんですけども、そこに関して有料になるという考えでもよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 キッズルームにつきましては、これまでも予約なしでやっておりまして、今後も無料で予約なしで自由に入れる状況でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 会議室は分かったんですが、この長寿センター、当然入浴施設を抱えていますので、入浴者が休憩したり、軽い食事を取ったりというところの部分は、今回のこの利用区分の中には入っているのか、入っていないのかをお伺いしたいと思います。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 量の大広間がございますが、そちらは今回の使用料の対象外でございます。

○堤委員 ちょっと分からない、対象に……

○亀田健康増進課長 対象外でございます。

○堤委員 対象外、分かりました。了解です。

○益子委員長 ほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 この使用料、議案資料の56ページの別表第2で使用料50円というふうに書いてございますが、これは公民館なんかだと時間とか、1時間当たりとかと書いてあるんですけども、これ何もないんですけども、どこかに書いてあるんですか、時間数は。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 57ページ、備考欄で記載してございます。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 57ページに訂正をお願いします。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第89号 那須塩原市健康長寿センター条例

の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第89号 那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第89号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

それでは、議案第63号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

健康増進課長。

○亀田健康増進課長 （議案第63号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 交付申請額と実績額の差ということでございますが、具体的に御説明いただいでよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 まず交付申請額、特定健康診

査分としまして4,998万6,875円、特定保健指導の金額としまして226万8,690円を申請しました。結果、実績が特定健康診査が4,467万7,008円、特定保健指導が190万9,950円、こちらの差額を出しますと250万9,000円となるものです。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 実績額が下回る理由を伺います。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 当初予算申請時におきまして、受診率の向上ということで、申請人数を9,000人でこちら想定して交付申請をしましたところ、実績が8,017人ということで、若干下回ったところから返還が生じたものでございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第63号 令和6年度那須塩原市国民健康保

険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第63号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

○益子委員長 続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に関しては、金額に大きく変更があった項目、新規事業の項目を中心に御説明ください。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○亀田健康増進課長 （認定第1号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 172ページです。この新型コロナウイルス感染症対策基金積立金、5年度末で、これで幾らになるのかな。2億2,122万円ほどになるかと思うんですが、これの今後の使途と伺いますか、何か計画あればちょっとお聞きしたいと思います。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、令和6年度から定期接種となることから、市で予算措置を、これまで国で出していたのが市で予算措置をすることになりますので、この基金からその費用を捻出、基金から繰入れすることになります。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 その他ございますか。

相馬委員。

○相馬委員 143ページの長寿センターの運営費、総体的には減額なんですけれども、指定管理料の増というふうに入っていたような気がするんですが、指定管理料が増になる要因をもう一度説明してもらってよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 こちらは、物価高騰による光熱水費をはじめとする、それから、物品、これの増額により指定管理料が足りなくなってしまったということで、増額となっております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 これ、補正か何かやったんですか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 令和4年の3月の補正です。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほかございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 予防接種なんですけれども、子宮頸がんワクチンの対象者数が約6,000人、あと維持接種者数が1,000人ということなんですけれども、これはそのままキャッチをやって、今年度もやっているかと思うんですが、ここはまだ、5年度ときにはそれほど浸透されていないからこの接種率になるのかどうなのか、ちょっと確認したいんですけれども。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 キャッチアップ接種は令和4年度から開始はしているんですが、やはりそれまでの副反応の重さというのが引きずっていたといえますか、そういったことがありまして、こちら積極的にこれからは接種してくださいという勧奨はしておりますが、なかなか。

○星副委員長 なかなか進まないということですね。分かりました。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 任意接種のほうにHPVもあるんですけれども、これはキャッチアップのこの対象以外で自主的に受けたいわという、年齢よりもっと高い世代の人とかのワクチン任意接種ということでよろしいんでしょうか。

○益子委員長 保健予防係長。

○阿久津保健予防係長 こちらの任意費用助成のHPVにつきましては、定期接種の対象外であった方が自費で接種をされた方に対して償還払いという形で費用助成をしているものでして、そもそもキャッチアップ接種が始まって、そういった方はそちらのほうで飲み込まれるような背景となっております。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議

及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第2号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○亀田健康増進課長 (認定第2号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び

質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第3号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

健康増進課長。

○亀田健康増進課長 (認定第3号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ここで進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 議事進行を委員長と交代いたします。

委員長。

○益子委員長 ただいま394ページの部分の課長のほうから御説明あった受診者数が増えたというお話あったと思うんですが、その要因をお伺いいたします。

○星副委員長 課長。

○亀田健康増進課長 まず、要因の一つとしまして、後期高齢者そのものの人数、分母のほうが増えていくということが大きな要因の一つとなっております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 大きな分母の分が増えたという、高齢者の方が増えたというようなことかと思うんですが、併せて皆様の取組、勸奨であったりとか、いろいろな手続とか、そういった受けてくださいというような働きかけされたと思うんですが、そういうものも要因として考えられるかと思うんですが、そういった認識で間違いないでしょうか。

○星副委員長 課長。

○亀田健康増進課長 受診勸奨も毎年力を入れてやっているとございますし、また、健康相談なども行っている中で、ぜひ受診してくださいねといった、そういった面前での勸奨も行っていることも要因の一つと考えてございます。

〔「了解いたしました」と言う人あり〕

○星副委員長 議事進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

ほかに質疑ございませんか。

堤委員。

○堤委員 同じ394ページの中の人間ドックの受診状況なんですけど、1泊ドック、日帰りドック、それからあと脳ドックというような格好で受診者数が入っておりますが、これは令和5年度に関しては、過去の年度と比べて推移状況はどのようになっているかお伺いしたい。

○益子委員長 主幹。

○根本健康増進課主幹 この人間ドックに関しては、国保年金課所管のところにはなっております。

以上です。

○堤委員 ああ、そうですか。どの課に聞けばいいですか。担当課だけ教えていただければ。

○益子委員長 主幹。

○根本健康増進課主幹 国保年金課になります。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほか質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

健康増進課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時38分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎社会福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから社会福祉課の審査に入ります。担当課の皆様、お疲れさまでございます。

社会福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に際しては、金額に大きく変更のあった項目、新規事業の項目を中心に御説明ください。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 （認定第1号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 129ページ、この中の地域共生社会推進支援事業費の中に、福祉相談支援システムデータ連携構築ということがあるんですけども、これは主にどのような内容かお聞きをしたいと思います。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 このデータ連携構築なんですが、福祉総合相談システムというものを入れている中で、より充実を図るために生活保護のデータを取り込むというものを昨年度、システムの改修といたしますか、システムの構築を行っております。これによって、相談を受けた方等がそういった世帯なのかどうか、それによってもいろいろ、困窮世帯でありますと、また別な対応も入ってくるところでありますので、そういったものを瞬時に分かるような形にするためのシステム構築となっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 基本的には職員のほうで業務効率化できるというふうにご考えてよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 いろいろな資料を見なくて済むというものもありますし、状況によっては、その把握できる部分でより適切な支援につながるというところがございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 同じ129ページの避難行動要支援者支援事業費の中で、ここは避難行動要支援者名簿システム保守という格好で載っておりますが、令和4年度は初期費用でやって、今回はそれ運用、維持管理というところで計上されておるんですけど

も、避難行動要支援者名簿システムというのは、どこまで個人情報が入っておって保護されているかという点で、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 こちらのシステムも住基上のシステムとか、あとは福祉関係のシステムとも連動しているような形取っております。それですから、介護の状況とか、障害の状況とかも把握できるようなシステムとなっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 その個人情報等は庁内だけで利用して、ほかへの流用というか、共用というのではないというふうに考えてもよろしいですね。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 システムの内容につきましては、これは庁内ということですので、外部へ何か提供するということはございません。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 133ページ、ここの総合支援法事業管理費の中の同じく、下のほうから8行目か9行目に障害児・障害者サポートアプリ構築ということで、これは今回新規に構築されたかと思うんですが、まず内容をお聞きしたいと思います。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 こちらは、障害児・障害者サポートアプリですが、先ほども若干説明の中で触れさせていただきましたが、障害者に特化する部分になっています。これまで情報発信の中で、ホームページの通知とかそういったものはあったんですが、こちらアプリを見ていただくと、もう瞬時に障害の種別等を入れるだけでそれに合った支援の内容がどうだとか、あとは、そのアプリを登録していただければ、逆に今度はプッシュ型で案内が送れるといったものになっております。よ

り障害者が日常生活を送る上で必要となるような情報、支援の提供、また、事業所の紹介なども併せてさせていただいております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 基本的には障害者の支援をするためのシステムと、アプリというふうに考えるわけですが、障害者から見ればどれぐらいのメリットがあるというか、それはどのようにお考えですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 そのアプリの中身がどうかというところが一番大きいのかなと思いますが、事業所とか、自身ではどこどこにあるか分からない、また、こういったものだとどこに相談していいか分からない。そこの相談していいか分からない中で、最初のアクションを起こせない方も中にいらっしゃると思います。そういったところでは、それを見ていただくと、ああ、ここなんだなというところが分かったり、あとは、自分に対してはこういうサービスがあるんだ、歳出でも申し上げましたが、いろいろ給付なんかもございます。そういったものも御自身で、ああ、こういうのがあるんだということを理解といいますか、情報収集ができる。さらには、もちろん細かいところはお問合せいただいてということになると思うんですが、そういう第一弾的な情報が自分で得られやすい環境にはなってきたかなと思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 基本的には、このアプリは支援する側だけではなくて、利用する側でもタブレットとかスマホで何か確認できるということでもよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 ええ、利用する方もですし、御家族等支援する方にも見ていただいた中で、よりサービス等を的確に使っていただければなとい

うふうに思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この利用開始時期と、ただ、あと利用対象者数、実績でも構わないんですけども、それは何人ほどでございますか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 利用開始時期は今年の3月となっております。そのままですとなかなか広がらないということもありますので、事業所、いわゆる障害者のサービス事業所に声をかけて、アプリの説明会なんかもやっております。それで、実際その対象者は、障害に特化したアプリとなっておりますので、障害者または障害者の支援者ということになっているかと思うんですが、一般の方もこちらもちろんアプリはダウンロードできますので、そういったところの中で、現在アプリの登録者数が……

○益子委員長 障害福祉係長。

○薄葉障害福祉係長 アプリのダウンロード数につきまして、8月末現在の数ですが、一応579件ということで上がっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 引き続いて、これは確認なんですが、167ページの生活保護費というところは、令和5年度は社会福祉課で、令和6年度は生活福祉課ということになっておるんですけども、今回説明がなかったから、これは生活福祉課と考えればよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 生活福祉課になりますので。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 市政報告書の128ページ、社会福祉総務費の前年度比減ということで、主な要因として

無料弁護士相談の委託料が実態に合わせて減らしたという説明だったんですが、もう少し詳しく説明いただいてもよろしいでしょうか。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 こちら、無料弁護士相談の見直しなんですけど、これまで利用いただいている中で、これまでの利用でいきますと、1日当たり9名が相談できるような環境にしていました。ただ、空き時間がやはりあるんです。その申込み、事前の予約いただいて、1人当たり20分の中で御相談をいただくというような形を取っているんですけど、どうしても空き時間等がある。いわゆる埋まらないというところになります。そういったところもありまして、その利用実態を鑑みまして、今まで3時間でやっていたものを2時間20分、40分、2人減らすというような形の中で、1日当たり9人来ていたところを7名に切り替えて行っております。実態に即した形で、結果短くなったといえますか、そういったところです。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 予定が埋まらないというか、その要因というのはある程度分析はされているんでしょうか。20分が短いとか、そういうことではないんですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 要因的には、まず申込み時に御連絡きますので、そういった中で申込み数が少ないというようなものがあるかと思うんですが、時間的にはどうしても、この無料弁護士相談で解決するのではなく、解決に向けての糸口といいますか、じゃ、どういう手続をすればというような部分だけでしかないものですから、そこは多く市民の方に御利用いただきたいということで、時間は20分程度にしています。申込みがない要因については、すみません、中身は確認していません。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほかございませんか。

眞壁委員。

○眞壁委員 127ページの特定疾患患者見舞金給付費というのがあるんですけども、ちょっと私勉強不足で分からないんですが、特定疾患患者というのはどういう病気というのか。

○益子委員長 障害福祉係長。

○薄葉障害福祉係長 特定疾患患者につきましては、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づきまして、国のほうで指定難病として指定をされているものがありますが、例えば潰瘍性大腸炎ですとか、パーキンソン病ですとか、筋ジストロフィー、そういった疾患の指定を受けている方につきましては、栃木県のほうで指定をしまして、受給者証というものを交付されます。その交付を受けている方に対して、我々のほうで条例に基づき給付金を支給しているというような状況でございます。

○益子委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 その人数が1,017人、那須塩原市にいるということですか。

○益子委員長 障害福祉係長。

○薄葉障害福祉係長 おっしゃるとおりで、令和5年ですと1,017名の方に支給しているという状況でございます。

○益子委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 134ページなんですけど、障害福祉サービス給付費の関係でありますけど、障害者が今増えているというお話、ちょっと説明の中で聞いたかなと思うんですけど、ちなみにどんな方たちなのか教えていただきたいんですが。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 障害者の動向といいますか、そういったところなんですけれども、人数の推移

につきまして、実は身体的な障害者というのは増えてはいない状況です。精神的なところがやはり増えてきています。特に、このサービス費の中身でいきますと、放課後デイサービスなんかが一番多く増えているような状況でして、お子さんの発達障害的なものを抱えている方が多くなってきているといいますか。逆に言うと、周りにいらっしゃったのかもしれないんですけども、なかなかオープンにできていなかったところもあるかと思います。ただ、事業所もそういったところは増えてきておりますので、やはり需要と供給の関係ではないんですが、そういう事業所が増えたことによって、今まで通えなかった方が通っているということも、場合によってはあるかと思えます。

○益子委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 ちなみに、何人ぐらい年度で増えているのか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 年度で増えているのでいきますと……

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時09分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

課長。

○平井社会福祉課長 今お話出ました放課後等デイサービスですと、月利用者の各自12の数字になっているとは思いますが、1,000人を超える人数が増えています、年間で。ただ、それは月当たり何人で、それを12を足していますので、ちょっと。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほかございませんか。

山本委員。

○山本委員 同じところなんですけれども、134ページのサービスの表のところで金額が出ていますよね、23億かな。事業内訳の一番下のところに出ていたのは23億ですよ。このお金というのは、つまり事業者に直接行くお金というふうに考えていいのか。134ページの障害者福祉サービス費という中の利用者の数書いてありますよね。それで、右側に金額が書いてありますよね。それで、今、事業者が増えているという話だったんですが。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

課長。

○平井社会福祉課長 こちら扶助費になりまして、これは事業所のほうに入るお金になります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 障害の方や障害のお子さんが増えるという、それも身体的なものじゃなくて精神的な方が増えているというのは実態として分からなくはないんですが、それで事業者が増えている。つまり多分デイサービスをやるようなところにお子さんが増えているのかなと思うんですが、増えているというのは、一定の勝手にやるというわけではないと思いますので、決まり事の中で申請をして許可を受ければ開設できると思うんですが、事業者もボランティアでやっているわけではないと思うので、損してまでやらないだろうと思います。これはそれだけニーズがあって、こういうものをやることによって事業者がもうかるという言

いは変なんです、というような部門というのがまだあるということなんですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 放課後等デイサービス、こちらは誰でも通えるわけではもちろんございません。ですから、通える対象者というのが当然おりますので、事業者が増えているということは、そこだけやはり対象者が多いといいますか、行ける方がいらっしゃる。これが少なければ、当然事業者は増えませんし、議員おっしゃるとおり、あくまで事業者ですので、そこはマイナスはないというか、マイナスですと事業者なくなると思います。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 例えばデイサービスに特化して言うと、ほかのところを見たことがあるんですが、結構やっぱりニーズは多いのに少ないと。なかなか学校にまで行って、通えて、親が最後は迎えに来るみたいなのがうまくマッチをしないと使いにくいというようなことはいろいろところで聞いたことがあるんですが、那須塩原市の場合は広いですよ。範囲も広いし、学校も広いしという中で、事業者が増えていて、ニーズもあって、障害の方も増えているという現実の中で、市役所としては、目標と言うと変なんです、どこまでどういうふうにこれをやっていく。だって、お金も増えて、後ほど出ますけれども、考えているのか。毎年これ見ていると、頭が痛くなるというか、なので、ちょっと話を聞きたいです。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 説明の中でも毎年度2億、3億とかというお話をさせていただきました。確かに事業者だけでなく、利用者が増えているからというところであります。放課後等デイサービスに限らず、障害者への支援という部分、そちらは、じゃ、極端なこと言うとどこまで考えていく

んだというところになってくるかと思います。これは一自治体だけの判断ではもちろんないところで、国の施策として、今、障害者の自立支援というのを、最終的にはもちろんそこが目標値ではあるんですけども、そのためにどこまでのところを取り組んでいくかというところがありますので、一自治体でどこを目標にというのは。ただ、言えることは、もちろん私どもも障害者の計画立てて、障害者が自分たち地域で生活できるという目標値を立てていますから、それに向けての支援というのは必要などころではあるんですが、既存制度上の支援でプラスアルファのことは、なかなか一自治体では取り組めないのが、現状としては国の制度の中で、できるだけその制度にのっかってという目標的なものしか、すみません、ないかなと思います。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 この134ページのほうのデイサービスじゃなくて、就労のA型、B型というのがありますよね。これは結構、ここに通われているというか、通っている人の親御さんから問合せがあったり、うまくマッチしていないみたいなことを言われることもあるんですが、このA型、B型、結構利用者数というのは多いんですよ、B型は特に多いんですが。この金額というのは、これはやっぱり事業者から市から払って、そこの中から幾らかはそこを利用した人のところに渡しているというものですよね。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 こちら、扶助費の中の金額は、あくまで事業所の請求に基づいて中身を確認してお支払いしているので、実際行かれている方、B型になると工賃の取扱いなと思うのですが、工賃が事業者から払われるということです。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 つまりここに書いてあるものは、直接事業者から払って、事業者がそこで払っているというか、人に払うお金はそれぞれの事業者がまた別に払っているということで、そこのお金に対しては、よくその問合せが来るんですけども、それは市が関与していないところなんですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 報告の中では、そういったものは請求時にはあるんですが、いわゆる指導権限的には、特に市にはないものですから、じゃ、その部分をより細かく見て実態の調査を把握してとかというところまでは市では行っていません。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 138ページの2段目です。1項5目精神障害福祉費の1001事業の那須フロンティアフォーラム事業、この9万2,600円ですが、事業内容と事業の効果をお伺いできますか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 こちらは精神障害者への理解というところの事業であるんですが、昨年度実施した内容でいきますと、「こどもかいぎ」という映画をみる上で上映しております。そういった障害がある方も含んだ映画の中で、そういった障害者に対する理解を得るところで、効果としては、もちろんその理解度というものは深まりつつあるかなというふうには思っております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、その対象者は障害者ではなく、一般の方は自由という対象だったということですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 対象者は一般の方、特に障害がある方のみとかというのではなく、広く公募は

させていただいています。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 どのぐらいの入場者があったんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 昨年度は、ちょっとみるるという会場だったものですから、50名でございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほかございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 131ページの自殺対策強化事業費なんですけど、こちらのメンタルチェックのこころの体温計、これは利用者の推移分かっていらっしやるんですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 申し訳ございません。今年度から健康増進課にはなっておるんですが、ただ、私どももデータは持っています。増えてきています。

○星副委員長 これはまた健康増進課のほう……

○平井社会福祉課長 先ほど終わってしまったので。

○星副委員長 ああ、終わっちゃった、残念。そうですね。すみません。

○平井社会福祉課長 傾向としては増えています。

○星副委員長 傾向は増えているということですね。分かりました。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 それと、避難行動要支援者なんですけど、こちらの支援事業、登録者数、こちらもどのような傾向にあるのか教えてください。129ページです。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 要支援者の同意になってくるかなと思うんですけども、いわゆる情報提供の

同意の有無になってくると思うんですが、同意者については増えてはきております。増えてはきておりますが、ただ、いわゆる分母の部分、対象者そのものはやはり高齢化もあって増えてきているものですから、パーセンテージ的には下がってきているというところがあります。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 対象者は増えているけれども、同意をなかなか得られないということですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 この避難行動要支援者の事業なんですけど、対象者をどういうふうに見ているかというところで、特に高齢化社会を見据えたときに、75歳以上の高齢者の独り暮らしの方とか、あとは75歳以上の高齢者のみの世帯とか入っております。ただ、そういった方が全て支援が必要かと言うと、今の時点です。今の時点で必要かと言うと、そうではないところもあると思います。75歳の壁を越えて対象者にはなったけれども、その中で、じゃ、自分は支援を求めるとかどうかというものもあるものですから、そこはちょっと一概には言えないところかなと思いますけど、どうしても今は年齢、条件等で対象に上げているものですから、実際に必要か必要ではないかではなくてです。なので、一概にはなかなか言えないかなとは思いますが、それでも、ただ、分母のいわゆる対象者の伸び率に対して、同意者の伸び率は低いといえますか、そういう現状ではあります。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、今対象者75歳以上ということだったんですけども、例えば、お子さんでも障害を持っていて、やはり自力で避難をするのは難しく、親御さん当然いると思うんですけども、なかなかやはり、例えば日中、お母さんが体が不自由なお子さんを見ていたとしても、

いざ何か災害が起きたときに、お母さん一人では手が足りない。だれか、やはり助けを求めたいといった場合の方は、ここはその対象にはならないということによろしいんですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 先ほど、ちょっと人数が増えているという一例で高齢者を述べましたが、障害をお持ちの方も対象とはなりますので、そういったところは……。

○星副委員長 大丈夫ですか。

○平井社会福祉課長 はい。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべ

きものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

社会福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時37分

○益子委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎生活福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから、生活福祉課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

—————◇—————

◎議案第81号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第81号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○高根沢生活福祉課長 (議案第81号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 直接関係ないかもしれないんですが、外国人の方で生活保護を受けている方って何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○益子委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 4月1日現在で13世帯、16人になります。

○益子委員長 そのほかございませんか。

では、進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 進行を交代いたします。

委員長。

○益子委員長 今、課長の説明の中で、このことによつて今までのマイナンバーを利用したもので、事務手続がスムーズになるというお話あったかと思うんですが、ここに至るまで、どうした経緯でこういったことになったのか、その経緯をお伺いいたします。

○星副委員長 補佐兼係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 マイナンバーにつきましては、この法律によりまして、情報連携を順次していきなさいということがありまして、今回、子育て支援課のほうで条例改正もあるということもありまして、うちのほうでも見直したところ、外国人の事務についてはマイナンバーのほうで情報連携しないとならないということがありまして、見直したところ、外国人に関しては明記しなければならないということで、今回の改正に至ったものであります。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 今、補佐から説明受けました。その中で了解いたしましたが、そうしますと、このことによつて相当数、担当課の職員の皆さんをはじめ、庁内全域に当たって、関係する方々は仕事の

効率が図られて、また働き方改革にもつながっていくものと認識して間違いないでしょうか。

○星副委員長 補佐兼係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 そこまで言われるとちょっと……13世帯、16世帯ということで、同様の事務のほうは図られるということで、今後、そのほかにもいろいろな事務があれば、業務の効率化を図れるよう事務の見直しをしたいというふうに考えております。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

そのほか、質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 これって別表だけ改正するということなんでしょうかね。この本条はどこもいじる必要はないということなんでしょうか。

○益子委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 そのとおりです。

○相馬委員 分かりました。そのとおりと。了解しました。

○益子委員長 そのほかございませんか。

堤委員。

○堤委員 この議案第81号の、ちょっと文章を見ているだけども、59ページということであるんですけども、基本的にはマイナンバーをいろんな行政手続にくくりつけるというための条例だというふうに解釈すればいいんですかね。

○益子委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 そのとおりだと思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 その条例の、この改正案の中に、次のように加えるだとか、あるいはこのひとり親家庭の親と子に対するところを削って、特定の個人情報

の欄を次のように改めるといふような、いろいろ書いてあって、そこに医療保険の各法律だとか国民の年金法とか住民基本台帳法だとかいうところで、いろいろ、それぞれ文面に加筆されるどころとか改められるところがあるというふうに書いてあるんですけども、それが今回の生活福祉課としての議案になっているんですけども、何かほかの課も関連するような感じがするんですけども、それについてはどういうふうを考えればよろしいですか。

○益子委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 ほかの課にも確かに関連はあると思います。今回は子育て支援課が関連があるということで、今回の改正に当たりますので、ちょっとそのほかの課については、うちのところではちょっと分からないところがありますので。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 ちょっとよく分かりにくかったんですけども、生活福祉課だけの条例修正だけではないということで解釈してよろしいんですか。

○益子委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐 議案の資料によると、別表第1の1から5が子育て支援課ということで、うちのほうは6の生活保護法に関することだけが生活福祉課の所管ということで、今回の改正ということになります。別表第2のほうも同じような感じで。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 ちょっとまだ、なんかすみません、頭悪くてね。なかなか理解しにくいんですけども。

今のお話だと、表の中での加除修正というところで、生活福祉課に関するところというところは理解したんですけども、ほかの課の中でこういう加除修正はないということでよろしいんですか

ね。

○益子委員長 よろしいです。部長。

○板橋保健福祉部長 今回の条例改正は、通称マイナンバー法にひもづくようということをごさいますして、こちらについては、主な関係する課、部といたしましては、こども未来部の子育て支援課のところに関係しております。

そのほかに、一部うちのほう、保健福祉部の生活福祉課の、いわゆる生活保護に関する部分が引っかかってきますので、うちとするとその部分について、今回説明をさせていただいたところ。

このメリットとすると、先ほど益子委員長のほうから御質問がございましたけれども、いわゆる、今までは他部署に個人情報等を依頼する場合に、紙文書で依頼をして、それでまたもらうというふうな、そういう手順がございましたけれども、これの法改正というか条例の設定、改正によりまして、そういったものがなくなって、いわゆる委員長がおっしゃった働き方改革、事務の効率化、これにつながる、そういった改正ということをごさいます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 ちょっと確認ですけども、マイナンバーカード持っていない人は従来どおりの確認方法でいいということよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○高根沢生活福祉課長 やはり、マイナンバーカードを所有していないと、従来どおりの文書によるやりとりが発生するというものでございます。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第81号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第81号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分

○益子委員長 それでは、委員会を再開いたします。

○益子委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔に願います。課長。

○高根沢生活福祉課長 （議案第62号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 9ページの生活保護システム改修に、内容は理解したんですけども、そこに至ったきっかけというか経緯はどのように考えればよろしいですか。

○益子委員長 課長補佐。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 毎年、生活保護基準の改正が、県の改正がありまして、それによりまして、先ほどの就労自立給付金の変更と、あとは高校生の生活、就職。生活もあつたんですけども、就職した場合に生活保護を脱した場合の給付金という形で、それが創設されたので、それによる今回のシステム改修という形になります。

○堤委員 了解しました。

○益子委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 すみません、先ほど歳入のところ、上限が150万円というふうなところで。実際歳出は173万ということで、上限を超える理由をお伺いできますか。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 こちら、国の通知のほうで、市町のほうは一律150万が上限って決まっています、うちのほうとしては端末が一応23台、ほかの市町もやはりワーカーも多いということがありますので、それによって150万というですね、ほとんど県内、同じシステムを使っていますので、その人数による差額というふうに理解していただければ。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補

正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩といたします。

なお、再開は午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 零時57分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで、先ほどの答弁の修正がございますので、発言がございます。よろしくお願ひいたします。

課長。

○高根沢生活福祉課長 先ほど、議案第81号、条例改正の中で質疑のありましたマイナンバーカードを所有する外国人に対応するのかという御質問があったかと思いますが、その中で、カードを所有と答弁してしまいましたが、実際には、個人番号を所有していれば、カードの有無ではなくて、個人番号が確認できれば対応できるということに訂正させていただきます。

○益子委員長 それでは、予算常任委員会を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、認定第1号 令和5年度

那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明については、金額に大きく変更のあった項目、新規事業の項目を中心に御説明願います。

執行部から、議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○高根沢生活福祉課長（認定第1号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 131ページでございます。生活困窮者自立支援事業費、この生活困窮者自立支援事業の対象者の人数が分かりましたらお聞きしたいと思います。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時03分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 対象者ということですが、対象者につきましては、生活困窮者ということで、一般的には非課税世帯の方が対象になってくるんですけれども、ここで対象としているのは、その中で相談に来る方が随時いますので、その方、随時来た方を相談対象として、人数というのがちょっと出せていないということになっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 生活困窮者の自立支援事業費として、これだと金額にして3,154万4,000円が支払われてい

るということで、これはこの困窮者に対して支払われた金額と考えてよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 こちら、生活困窮者自立支援事業ということで、事業が複数ありまして、1つは社会福祉協議会に委託している自立相談支援事業というものと就労支援事業がありまして、それともう一つが学習支援事業、こちらは市のほうでやっているんですけれども、そちらを合わせた委託費と一応経費ということになっていきますけれども、それを人件費が主な経費となっています。社会福祉協議会のほうは、相談員、支援員ということで、今5名を配置しております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この事業は、生活保護を申請する直前のところの困窮者が対象ということで、先ほどお伺いしたものですから、どれぐらいの方がおられるのかなというのをお聞きしたかったところなんですけれども、そこら辺は何か分かることはできないですかね。

○益子委員長 今答弁できないようであれば、後日で結構ですので、そういうことでお願いいたします。

そのほかございますか。

堤委員。

○堤委員 引き続きまして、167ページということなんですけれども、先ほど、166ページの生活保護事務費については、何か説明がなかったもので、ここで……これも生活福祉課ということでよろしいですかね。この166ページの2001事業ですが。

○益子委員長 生活福祉課長。

○高根沢生活福祉課長 166ページ、生活保護事務費につきましては、決算額は先ほど御説明させていただきましたが、システム改修費が主な金額と

なっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 じゃ、取りあえず生活保護システムの改修費、167ページに記入してございますが、これはどういう内容の改修が行われたというふうに考えればいいんでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 この改修費の内容なんですけれども、医療扶助オンライン、資格確認導入による委託料の増ということで、レセプトの審査、支払いを行っている社会保険診療報酬支払基金というものがあるんですけれども、その間で生活保護受給などの資格情報とか医療機関との情報を共有する、そのためのパソコンのリースだったりとかシステムの改修とかそういったものの、あとは工事費といったものの委託費ということになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この生活保護事務費の増額分は、今の生活保護システムの改修費がそれに当たるということなんです、それを引くと、逆に決算額は前年度とあまり変わらないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 その部分が前年度増えたということで、そのとおりでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 分かりました。

それでは引き続いて、この167ページの生活保護費1001事業ですが、これは前年度と比較して少し減額になっているんですが、これは生活保護費を受けている方が少なくなったと考えてよろしいでしょうか。

○益子委員長 生活福祉課長。

○高根沢生活福祉課長 保護者そのものは、ほぼ横ばいで数値的には変わっていないんですが、ここで大きく減額になったものとしては、医療費、医療扶助の部分が大きく減額になったことが原因となっております。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。
相馬委員。

○相馬委員 すみません、先ほど出た部分なんです、131ページの生活困窮者自立支援事業で、国庫負担金の返還が2項目出ていますけれども、これ令和4年度の分が返還ということだったんですが、令和4年度に予定されていた事業ができなかったということなのかお伺いをいたします。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 こちらの返還金なんですけれども、1つは重層的支援体制整備事業ということで、誰一人取りこぼさないということで、社会福祉課のほうでやっているもの……すみません、生活保護の適正化の推進事業というのがありまして、人件費になるんですけれども、レセプトの点検、あとは介護のサービスの点検、あと扶養義務調査で、あと自立相談員で警察官を2名ということで、そちら5名の人件費が主なものでして、当初予定していたものよりも精算で減ったということで、その分が差額が返還ということになっております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 人件費というのが主ということで、人数が減ったわけではなくて報酬額が減ったと、そういうことでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 人数も、年度途中で辞めたりとかありまして、報酬は変わらずもう決まっていますので、その人のデゴヒゴ

による減ということになります。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 その人数が減ることによって、事業自体に問題があったのかなかったのかお伺いしたいと思います。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 人数的には、若干減れば、その分、事務の補助が減るということになりますが、そこは職員と連携しながらやってきたと聞いていますので、それほどの事務の停滞はなかったというふうに考えています。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。
星副委員長。

○星副委員長 167ページ、先ほど堤委員からもシステムの件で質問があったんですけども、生活保護の方の健康保険証ですね。健康保険証ってたしか毎月、月ごとに発行されるものでしたっけ。何か……すみません。

○益子委員長 保護係長。

○大森保護係長 生活保護受給者につきましては、まず初めに医療機関を受診するときに診療依頼書というものを、病院に対して被保護者から提出するようにしております、病院から市のほうに医療費を請求する場合には、こちらから医療券というものを病院に対して発行しております、それに基づき請求をいただいているところでございますので、保険証というものは現在、被保護者については所有しておりません。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 そうすると、病院のほうで照らし合わせるのがこの医療券、その医療券のナンバーというのは月ごとに変わってくるものになるんですか。

○益子委員長 保護係長。

○大森保護係長 基本的には変わらないものになっております。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 オンラインで受給者資格というんでしょうか、そういったものが、病院とのやり取りが、これをやることによってスムーズになってくる、レセプト審査においてもスムーズにできるようになるというふうなことでの、システムを構築されたということでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 そのとおりでございます、今、先ほど言った支払基金のほうと生活保護受給しているという資格情報とか、医療機関の情報とかを、情報登録をしまして、その情報が整えば、生活保護受給者であればマイナポータルとかで自分の情報を見たり。医療機関も見られる。その上マイナンバーカード持っていれば、それで受診できるということになります。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、生活保護費の受給者の方は、ほぼマイナンバーカードを持っているような、保持者も多いということでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 今現在、ちょっと12月の時点での生活保護受給者での情報で、マイナンバーの保有状況を調査したのによりますと、大体56%の生活保護受給者が保有しているというふうな結果が出ております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 何で聞いたかという、結構生活保護を受給されている方って、病院にかかっている方も多くて、このレセプト審査って結構大変な作業だということを知ったことがあるんですね。

要は番号が変わることでの個人情報の照らし合

わせだったりとか、このレセプトで病院のほうに問合せやこれはどういうことでしょうかみたいな、そういったやり取りというのがすごく大変だということを前にお聞きしたことがあります。

なので、このオンラインできちんとその情報が共有できれば、仕事もスムーズに進みますし、また、マイナンバーカードも、それこそ生活保護を受給されている方はもう皆さん、今56%ということだったんですけども、限りなく100%に近い皆さんが持っていていただけると、例えば薬の情報だったりとか、あとは診察だったりとか、そのほかにも生活困窮家庭の支援のこともいろいろとやることも多いと思うので、スムーズに進んでいくと考えられるんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田生活福祉課長補佐兼生活支援係長 オンラインになることによってスムーズになるということはおうちのほうも感じていまして、実際、薬局とか医療機関なんかからは、データの確認があるんですけども、中には、やはり資格情報等とかの情報も、結構突合できないものがあります。その場合には紙と並行して出しているというのがあります。実際には医療機関のほうでもデータ、オンラインで確認しているというのを実感しておりますので、引き続き、生活保護者のマイナンバーカードの取得と資格情報等の突合等というのをやっていきたいというふうに思っています。

○益子委員長 そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

生活福祉課所管の審査事項は以上となります。ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時25分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎高齢福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから、高齢福祉課の審査に

入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

◇

◎議案第91号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第91号 那須塩原市シニアセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第91号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 この使用料なんですけど、1日当たりということで、例えば多目的ホール150円、グランドゴルフ場は個人利用だと100円ということで、単位が時間じゃなくて1日ということになっておるんですけど、ほかのいろんな利用料金の改正で見ると、時間当たりがほとんどだと思うんですけど、ここで、この1日当たりとした理由は何か伺えますでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○印南高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長 この1日当たりにつきましては、今回の条例改正というところではなくて、改正の前から1日当たりというところで定めさせていただいております。

時間当たりにしていない理由というのは、当時、今からですと平成14年からオープンしているものになるので、そこまでのところは詳細は調べてはいなく、今現在、はっきりしたことは分からないところではありますが、そもそも、ここは高齢者の人たちが集まっておしゃべりなんかをするよう

なところなので、時間単位ではなくて1日当たりでの使用料というふうに定めたのではないかというところで推測するところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 1日というと、大体5時間から8時間ぐらいというふうに考えるんですけども、公民館で会議室を8時間使うと、多目的ホールと同じようなものですけども、時間、大体50円から100円という格好で。50円の場合だと、当然8倍すると400円。100円のと看だと800円という格好になるかと思うんですね。

そうすると、ここでいう多目的ホール、1日当たり150円と比べると、こちらのほうがお安いわけですよ。だから、そういう意味では、公民館が今まで無料だったのが今度有料になって、こちらの多目的ホールが若干上がっているんだろうけれどもお値打ちだなということになると、こちらを、じゃ使おうかという人が出るかもしれませんのでね。

何か少し、前から1日当たりとなっているということはお聞きしましたけれども、そういう公民館の料金の取り方というところはちょっと違うのかなというふうに思うんですけど、その点、もう一度いかがですか。御意見ありましたら。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○印南高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長 おっしゃるとおりかとは思いますが、ひとつ、公民館とちょっと違うところは、多目的ホールという書き方をしていますが、ホール全体を貸し出すものではなくて、そこのマージャンとか将棋とかということで、フロア全部を貸す金額ではなくて、そこで遊技するものについて1日当たりというような定めとなっていますが、そこら辺がちょっと、ごめんなさい、公民館の会議室の利用とはちょっと違うところかというところで御理解いただければ

と思います。

○堤委員 了解しました。

○益子委員長 よろしいですか。

○堤委員 はい。

○益子委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 第8条の原状回復の義務というふうなものの追加というふうになっておりますが、これ前条ですから7条の減免を、回復して減免がなくなりますよと、そういう規定だということですか。意味がよく分かんないです。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 こちら、第7条の減免の規定の削除と原状回復の義務の新たな追加というのは、全くリンクしているものではございませんで、今回のこの使用料の見直しに当たって、こちらのシニアセンター条例全体をちょっと見直ししましたところ、減免規定に関しましては、実際に減免の適用されるケースがほぼ認められないと、ケースが考えられないというところから、こちら、総務課の指示もいただいた中で、減免の規定は不要だろうという判断をしたところでございます。

一方で、原状回復の義務については、これまで、現行の条例に規定がなかったんですけども、こちら、社会通念上、当然破損したとか汚損した場合に原状回復をするという、そういったところがあったんですが、そういうのは明文化されていなかったというところで、こちらも指示を受けた中で、一つの、施設の管理上必要な条文だということで今回追加をさせていただくものでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、前条の規定によりの前条は、今度は何になるんですか。前条というのは許可の取り消しの7条ですよ。逆になっています

けれども。

前条の規定によりセンターを利用、制限もしくは停止させられたときには直ちに……。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時33分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 大変失礼いたしました。

現行で第8条に規定があります許可の取り消し等の定めが、条が変わりまして第7条になっております。こちらが、前条の規定により利用を制限されるというものについては、第7条の中で許可を取り消すという、こういうことをしたときには使用許可を取り消しますよというところが幾つか明記をされておりまして、そちらの指示に従わない場合というふうな感じになります。失礼いたしました。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 ほか、ございませんか。

堤委員。

○堤委員 今回、使用料の改定に当たって、利用者から意見をどのように聞いたか。あるいは意見の内容はどのようなものであったのかをお聞きいたします。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○印南高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長 今回の利用料改定について、料金の増減の部分の話について、利用者のほうからの意見は伺っておりません。あくまでも、市の方針として利用料の改定というところの見直しを行った結果、料金が上がるよと。今回の我々の場合には料金上がるよというよ

うな判断になったものですから、料金の値上げについての市民の意見というのは、今現在聞いているものはございません。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 じゃ、条例が変わったら、利用者に対してシニアセンターとして説明されるということによってよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○印南高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長 今回の部分については、多目的ホールの、先ほど言いました将棋ですとかマージャンですとか囲碁ですとか、そういうところに通われている方々の分が値上がりになるものになりまして、そのほかのトレーニングの部分とかの料金値上げはないものでございます。

ですので、そこに定期的に通っているといえますか来る方はいらっしゃるんですが、固定客ではない部分もございますので、説明会というよりはホームページ、それとあと施設への貼り出し等々で、できる範囲の中で周知をしてみたいというふうにご考えてございます。

○堤委員 了解です。

○益子委員長 ほか。

相馬委員。

○相馬委員 回数券を廃止する理由は何ですか。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○印南高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長 この回数券ですけれども、先ほど言いましたように、あそこの定期利用者という固定の方は数名いらっしゃいますけれども、その方たちも、例えば月に1回ですとか数か月に1回の利用者ということで、実際に回数券を利用されている実績がないというのが現状でございます。

ですので、回数券を買う方もいらっしゃると思って、我々もつくったりする手間とかも今まであ

ったんですが、利用者がいないということなので、この際なので、ないものは削除をさせていただいたということになります。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第91号 那須塩原市シニアセンター条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第91号 那須塩原市シニアセンター条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第91号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第103号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 続きますして、議案第103号 那須塩原市高額介護サービス等資金貸付基金条例の廃止についてを議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔に願います。
課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第103号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長と進行を交代いたします。

○星副委員長 進行を交代します。
委員長。

○益子委員長 ただいま、課長のほうから説明ございましたが、制度が平成17年につくられて以来利用された実績がないということでございましたが、これまでのその制度の周知などはどのようにして行ってきたのか、その点をお伺いいたします。

○星副委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 正直に申し上げますと、制度開始以降、広くこの貸付制度を周知したという実績がないというのが事実でございます。

一方で、この高額介護サービス費という制度については、医療保険でいういわゆる高額療養費、こちらと同じような性格のものでありまして、介護サービスの利用料が一定以上を超えた場合に、その超えた分を払い戻ししますよというものなんですけど、2か月たつとそれが入ってくるということで、実際にその間の介護サービス費が払えない

という、生活に困窮されている方がいた場合なんですけれども、市に相談するよりも、まず介護サービス事業所のほうに相談するケースが多かったと聞いております。

支払いをちょっと待ってください、そのうちお金が入ってくるので、入ってきたら払いますよなんていうところで対応していたというケースもお話として聞いておりますので、実際に、需要自体はそれほど多くなかったんではないかと思っております。

一方で、今回この基金廃止に当たりましては、実際に高額介護サービスの受給されている方、御家族、それと介護サービス事業者のほうに周知を図りまして、このような制度がありますけれどもいかがでしょうかというところで周知を図って、廃止も考えておりますというところも含めての周知をしたところなんですけど、特に問合せもなかったということで、今回廃止の方針を決定したというところでございます。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 今までの経緯を御説明いただきまして、本当に理解いたしました。

そうしますと、今までつなぎの部分で貸付けということで、それまでもいろいろところで貸付けを事業者に相談したりとかして、なかなかそのまま対応されたということが理解できますが、そうしますと、今後、今いろいろな部分で物価高の影響出ております。

そうしますと、やはり医療費ですとか、場合によっては器具なども高額になる可能性もあるんですけど、その点なんかも加味された上での御判断だったのか、その点、ちょっとお伺いします。

○星副委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらにつきましては、あくまでも制度上、将来給付がされる高額介護サービ

ス費の限度内での貸付けということで、生活資金そのものを貸し付けるものではないと。あくまでも、介護サービス費用を払えない方に、介護サービス費用の範囲内の金額でお金を貸し付けるというものでありますので、実際に生活費とかそういったところに充てられるものではないというところ、そういったところからちょっと扱いつらい貸付制度だったのかなという気もしておりますが。

一方で、先ほど申し上げたとおり、高額介護サービス費というのが2か月遅れで支給をされるということから、実際に、先ほどお話ししましたとおり、社協の小口貸付なんかの制度もありますので、そういったところでの代替が可能というところから、今回、制度の廃止を組んだというところでございます。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 じゃ、進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

そのほか質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第103号 那須塩原市高額介護サービス等資金貸付基金条例の廃止については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第103号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

○益子委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 （議案第62号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。よって、議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第65号 令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。課長。

○秋元高齢福祉課長（議案第65号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第65号 令和6年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

○益子委員長 続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についての議題といたします。

なお、説明に際しては、金額に大きく変更のあった項目、新規事業の項目を中心に御説明ください。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 (認定第1号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 141ページ、地域医療介護総合確保事業費ということで、5年度決算は4年度に比べて減少したということで、先ほど理由が、4年度のほうは3施設の整備があったということで、5年度はそれに関してなかったということでよろしいのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 そのとおりでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 4年度、3施設整備して、5年度も新たな整備がなかった理由についてちょっとお伺いします。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらの施設整備につきましては、委員御存じのとおり、介護保険事業計画の中で年度計画を定めまして、必要な地域資源ということで介護施設を整備していくものでございますが、実際のところ、令和5年度中に定期巡回・随時対応型訪問介護看護というちょっと長い名前の施設なんですけど、そちらを整備する予定でいたるところでございましたが、募集をかけましたところ、応募者がなかったということで、こちら今年

度、令和6年度に事業のほうを繰り越しております。したがって、令和5年度中に整備予定はあったんですが、実際には行われなかったということでございます。

○堤委員 了解しました。

○益子委員長 そのほかございませんか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第4号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。
高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 （認定第4号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 414ページの委託料で、要介護認定A Iサービスと載っていますが、これA I導入したことによりまして認定の作業が進んでいるかどうか、その辺の評価をどのようにされているのかをお伺いします。

○益子委員長 係長。

○君島介護認定係長 具体的にこのA Iサービスの委託の業務の内容といいますのは、調査員が調査後、作業を調査票を作成して、その作成した調査票についてチェックした項目と、特記事項といひまして、補足して書く項目あるんですけれども、こちらの整合を確認するということに特化した業務でございます。これを今まで人の目で確認していたもので、平均25分かかっていたものが、A Iでチェックすることによりまして5分、5分の1ほど短縮してございます。認定の期間でいいますと、令和5年度当初につきましては、おおむね申請を受けてから平均45日から55日ぐらいと、大きく法定期間を上回っていたものではございますけれども、現時点では、おおむね35日前後ぐらいで認定ができていくという評価をしているところでございます。

○益子委員長 ほかがございませんか。

堤委員。

○堤委員 同じ今のA Iサービスの話なんですけれども、A Iというと、一般的にいろんな過去の履歴だとか実績を基に、それを照らして、今、この例えば、要介護認定の調査票に基づいてA Iが判断するわけなんですけれども、この蓄えたいろんな累積データを基にA Iが判断する格好なんです、累積したデータというのはどこの部分を累積したというか、このシステムがどこのベンダーさんなのかちょっと分からないんですけれども、要するにこのA Iが判断する根拠となるデータはどのようなものか、ちょっと聞かせていただければと。

○益子委員長 介護認定係長。

○君島介護認定係長 こちらは、まずベンダーなんですけれども、ベンダーはNTTデータ東北というNTTデータ系列の業者でございまして、どこかにデータを蓄積しているというよりは、A Iでありますとおり、その人工知能に学習をさせて、その学習をさせた人口知能がどんどん賢くなっていくというイメージですので、データが膨大になっていって、たくさんの量のデータがあるというよりは、たくさんのデータを読み込んでその人工知能の頭がよくなっていくというようなイメージをしていただければと思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 分かりました。

その1ページ前の413ページの介護認定審査会の費用なんです、先ほどのお話でいくと、審査件数が776件増えて、3,450件になったということですが、実際には審査会に携わっている人は50人ということよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 審査会の委員につきましては、50人が5人ずつ10個の合議体をつくっております、その10個の合議体が、月平均1回、審査会の会議を行っているところでございますので、審査

委員の数からすると50人なんです、1つの会議、会議については5人でやっているというところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 審査件数が776件増えたということですので、そういう意味では2割ぐらい増えたのかなという感じで、審査委員は人数に変更はないということによろしいんですかね。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 そうですね。審査件数が増えれば、当然その会議の開催回数であったりとか、委員の増員というのは検討しなければならないところではありますけれども、今後、この審査会の開催におきましても、デジタル技術なんかを導入しながら、審査委員の負担を軽減したり、また、審査の時間を短縮したりということで、審査委員自体の負担を減らしながら、例えば、1回の審査会にかけられる件数を増やしていくなっていくところで対応していきたいと思っておりますので、現時点では、審査委員の増員、あるいは審査会の開催回数の増加というのは考えておりません。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 その下に要介護認定者数ということで、令和6年3月31日現在で、それぞれ要支援1から要介護5まで合計で5,005人ということで、これも前年と比べると296人増えたということをお聞きしました。これは、増えた要因というのはどういうふうに考えればよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 細かい分析をしているわけはもちろんです、介護認定申請の件数の増加なんかも比べますと、やはりその高齢者数の増加というのがそのまま直接影響しているんじゃないかと感じているところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 実際の高齢者数が増加して、それに伴って要介護認定の数も増えているということは理解いたしました。ただ、人数がどんどん増えてくると、この申請から認定まで、当然、審査委員も含めてなかなか大変な作業かと思っておりますので、そこら辺を今の現状のところでは賄えるものなのかどうかというのをもう一度お聞かせいただければ。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 そうですね。今のところ、1回の審査会で審査をしている件数が40件程度というところでやっておりますが、こちらは実際に、今、行っている方法というのがアナログなやり方で、実際に紙の資料を基に審査をしているというところで、現状では、1回の審査会での審査件数40件ぐらいが限度ではないかと感じているところでもありますけれども、審査会のその審査の内容をできるだけ効率化していくというところから、例えば、前回、更新申請をされた方で、更新認定を受けられる方で前回と大きな体の変動がない方については、審査会を省略できるというような取組も、今、行われておまして、那須塩原市においても今年度から簡素化というような呼び方をしてはいるんですが、審査会にかけずに介護度を継続するという制度も取り入れておりますので、審査会の委員の負担を減らしながら、できるだけ現状の審査件数をこなしていきたいと思っておりますし、また、先ほども御説明しましたとおり、デジタル化を導入することによって、今、先ほどお話ししました紙の資料をデジタルで審査会の委員さんに送ることによって、できるだけ期間を短縮するとか、そういった取組をしていきたいと考えておるところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 ちょっとページがどこにあるか分からないんですけども、特別養護老人ホームの戸数と

いますか、何か所市内に存在しているかをお聞きしたいと思います。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時36分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 大変失礼いたしました。箇所数については市政報告書にも載せてございませんで、大変失礼いたしました。

那須塩原市内の特別養護老人ホーム、地域密着型とランチなども含めまして、全部で11か所ということになってございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 11か所あるということなのですが、定数はあるかと思うんですが、当然入れない人もおるかと思うんです。そういう意味で、入所を申請している方はどれぐらいおるか、そういうのはわかりますでしょうか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 こちら、ちょっと今、最新の数字については調べさせていただきますが、私のほうからは、第9期高齢者福祉計画を策定した際にそれぞれ各施設のほうに問合せして精査したというところで見つけている数字になりますが、第9期高齢者福祉計画策定時では、特別養護老人ホーム入所待機者数を50人ということで捉えております。

一方で、入所申込者ということからいたしますと、200人程度いるというところではあったんですが、実際に入所の順番が回ってきても、今すぐ必要がない、あるいはほかの施設も併せて申込みしているという重複している方なんかもいらっし

やったということで、そちらを精査いたしまして50人というところで見つけているところでありませぬ。

ちょっと古いデータなんですけど、最新のものがもし分かりましたら。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 失礼いたしました。

特別養護老人ホームのいわゆる運営指導等については、地域密着型施設以外は栃木県ということでありまして、詳しくは地域密着型の施設でしか把握していないところがありますので、実際の待機者数という部分につきましては、第9期計画の際にこちらで調査をした50人というところで御勘弁いただければと思います。申し訳ございません。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 ページでいうと四百何十ページだと思うんですが、介護サービス相談員を増やしているということなんですけれども、何人増えて何人になったかというのは。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 介護サービス相談員につきましては、8人から10人に2人増やしたというところがあります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 最後に、財政調整基金のお話ですが、前年度末より8,438万863円増えて17億5,761万9,405円となったというふうに理解しておりますが、この増えた理由をどういうふうに考えているかお聞きしたいと思います。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 委員御存じのとおり、財政調整基金の積立てにつきましては、歳入歳出決算の剰余金の一部を基金に積み立てるというものでありますので、実際に歳入歳出決算で剰余金が生じたというところが大きな理由ではありますけれど

も、特にここ近年、介護保険料の収納率が上がっているというところがありまして、先ほども御説明しましたとおり、第1号保険料が年々歳入が増えている。

一方、介護給付費、こちらも増加しているところではあるんですが、高齢者の数の増加に比較して、給付費については急激な値上がりは今のところしていない。ある意味、介護予防が効果を発揮しているというところがあるのかなというふうに私どもも分析しているところではあるんですけども、そういったところから、ここ数年、歳入歳出決算の剰余金がちょっと増えているというのが、基金が増えている大きな要因ではないかというふうに考えております。

○**益子委員長** そのほかございますか。星副委員長。

○**星副委員長** 424ページの一般介護予防費1001事業で、需用費、消耗品で介護ボランティアポイント事業用消耗品とあるんですけども、この介護ボランティアポイントは、今、何というんでしょう、登録してボランティアをやった方にポイントがつくという制度だったかと思うんですが、これの登録者数とか、そういう感じで詳細を教えてください。

○**益子委員長** 課長。

○**秋元高齢福祉課長** 大変申し訳ございません、今、手持ちに登録者数のデータ持っていないんですけども、こちらのボランティアポイント事業につきましては、御存じのとおり、元気な高齢者の皆さんに介護施設などでボランティアをしていただいで、社会貢献していただくという趣旨の中で行っているものでありますけれども、コロナ禍以降、受入れをする介護保険施設のほうでボランティアさんはちょっと遠慮してくださいという流れがあったというところがございます、実際に今5類には移行しているところではあるんですが、

まだ本格的にボランティアポイント事業が再開できていないというのが実情でございます。

こちらについては改めて、令和6年度、本年度中にボランティアポイントをもう一度ちょっと魅力のあるものに再編したりとかしながら、来年度以降、もっと活性化できればなというところで検討しておりますので、ちょっとボランティアポイント事業は停滞しているところの状態かと思えます。

○**益子委員長** 課長補佐兼高齢福祉係長。

○**伊南高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長** すみません、人数のほう分かりましたので、人数のほうをお知らせしたいと思います。人数のほう、登録者人数で今現在190人の一応登録というところでの数になってございます。

○**益子委員長** そのほか質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**益子委員長** 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**益子委員長** ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**益子委員長** 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

堤委員。

○**堤委員** 反対討論です。

令和5年度的那須塩原市の介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の討論を申し上げます。

ひとつ、それぞれいろんな業務の中でやりくり

をしていただいているというのは理解しました。

1つは介護サービス相談員を2人増やして10人にして対応しているということと、あと、介護認定審査件数が増えているにもかかわらず、審査員50人でやりくりしながら、AIも活用しながら対応しているということは評価できるんじゃないかというふうに思います。

しかしながら、特別養護老人ホーム市内11か所の中で、まだ入所の申込者190人おられるということで、その中で、実際に精査した中でも急を要する待機者というのが大体50人だというふうにお伺いいたしました。まだまだ入所待ちが解消されていないという現実があるかと思えます。

その上に、財政調整基金が8,438万円ほど増えて17億5,761万円ほどになっているということから、まだまだ保険料にそれぞれ財政調整基金を使える余地があるんじゃないかというふうに考えるところから、この那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対して反対いたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、挙手により採決いたします。

認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべき

ものと決しました。

高齢福祉課所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時57分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎国保年金課の審査

○益子委員長 ただいまから国保年金課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

◎議案第92号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第92号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○江連国保年金課長 (議案第92号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 条例の改正は、虚偽の届出をした場合の被保険者証の返還を求めてこれに応じない場合、あるいは虚偽の届出をした場合というところの改正ということなんですけれども、被保険者証が紙

の保険証からマイナ保険証に替わるということで、この内容を変更しなければいけないということでよろしいのでしょうか。

○益子委員長 国保年金課長。

○江連国保年金課長 罰則規定の中で、被保険者証の返還に応じない場合と、今お話がありましたように、被保険者証そのものがなくなるということと、国民健康保険法、こちらの一部改正によりまして、そちらの規定がなくなるもんですから、今回うちのほうの条例も削除するというものでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 被保険者証の返還のところを削除するというので、被保険者証の返還をマイナ保険証の返還というふうに置き換えるということではないということなんですかね。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 そのとおりでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 同じような事象でマイナ保険証の返還は要らないということなんですか。ちょっとその理解がよくできないんです。

○益子委員長 課長。

○江連保険年金課長 そうですね。マイナ保険証自体の登録取消しですとか返還ということは求めないということでございます。

○堤委員 何といたたらいいかちょっとよく分からないところがありますけれども、分かりました。

○益子委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

堤委員。

○堤委員 反対の立場で討論させていただきます。

基本的にマイナ保険証、12月2日から切替えという格好に決まっておりますけれども、まだまだマイナ保険証の利用率も少ないし、実際にマイナ保険証を持っている方も少ないし、本当に12月2日からこれが本当に施行できるのかどうかも不安があるし、国民の中でもいろいろ不安視している方も多いと思います。よって、この条例については反対いたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

ただいま反対討論がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第92号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第108号の説明、質疑、

討論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第108号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○江連国保年金課長 (議案第108号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 進行を交代します。

委員長。

○益子委員長 ただいま課長のほうから御説明ありましたとおり、今回、広域連合のほうということで、所属する県内の市町の皆さんのほうも一番直近の定例会などで議決を経て、変更を出されて、併せて連合の規約としてそういった改正がなされるというような認識で間違いはないでしょうか。

○星副委員長 課長。

○江連国保年金課長 9月の議会で全市町の議決をいただきまして、協議書を作成して広域連合へ送付するというので、先ほど、その後は御説明したような流れで、県知事の許可の上、変更になるというようなことでございます。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうしますと、それをもって県内全域が一斉にこのものによって変わっていくというような認識で間違いはないですか。

○星副委員長 課長。

○江連国保年金課長 そのとおりでございます。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 進行を委員長と交代します。

○益子委員長 進行を交代いたします。

ほかに質疑ございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 現行の規定だと、被保険者証及び資格証明書と明記してあります。今回は改正後は資格証明書等というふうに書いてございますが、等に入るものが現実にあるのかどうか伺います。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 資格確認書等というのは、資格情報のお知らせというものがマイナ保険証を持っている方にお出しするようなものになるものですから、そちらを含めてということで、ここでは等という形になってございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 資格確認書と、もう一つ何が来るんですか。

○江連国保年金課長 資格情報のお知らせですね。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 補足で、資格確認書というのは、マイナ保険証の登録がなされていない方にお出しするものです。逆に、資格情報のお知らせ、こちらはマイナ保険証をひもづけている、登録されている方にお出しする書類になります。

○益子委員長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

堤委員。

○堤委員 反対討論です。

先ほどの理由によく似た問題ですけれども、マイナ保険証に12月2日から切り替えるということですが、やはり紙の保険証、ここで言う規約の中では被保険者証に当たるかと思うんですが、この被保険者証をやはり残していただきたいという立場から、今回の栃木県の後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の変更について反対いたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

ただいま反対討論がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第108号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○益子委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。課長。

○江連国保年金課長 （議案第62号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 7ページの国民健康保険特別会計繰出金の中のシステム改修の内容についてお聞きしたいと思います。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時13分

○益子委員長 委員会を再開いたします。国保年金課長。

○江連国保年金課長 こちらのシステム改修でございますが、国保連合会であります大量印刷システムというのがございまして、そちらの改修費用に係るものをこちらにお願いしている22市町で均等に割ったような内容となっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今のはちょっと分かりにくいんですけども、基本的にマイナ保険証に係るシステム改修と考えるとよろしいのでしょうか。

○益子委員長 国保年金係長。

○小出国保年金係長 今、委員の御質問でいただきました、今回の栃木県国保連合会のシステム改修に係る負担金としまして、おっしゃるとおりマイナ保険証移行に対してのシステム改修となります。

具体的に申し上げますと、資格確認書、それから資格情報のお知らせ、こちらのほうが大量に印刷できるように発行するシステムを、今後、マイナ保険証に移行したとしても、今後も毎年、7月末で国民健康保険の保険証のほうが切り替わる形になりますので、その上で、そのときに大量に印刷するために、22市町、こちらのほうで一括で国保連に業務委託しているシステム、こちらの改修の負担金となります。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 マイナ保険証を持っていない方は資格確認書を持つことになると思うので、その資格確認書をこのシステムで印刷すると考えてよろしいでしょうか。

○益子委員長 国保年金係長。

○小出国保年金係長 通常の窓口での印刷等はこちらから市のほうの端末のほうで随時発行はさせていただけますが、年に一度に一斉に更新するタイミングでは、国保連のシステムを使って資格確認書、資格情報のお知らせのほうを発行する予定となっております。

以上です。

○益子委員長 その他ございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び

質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第63号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

国保年金課長。

○江連国保年金課長（議案第63号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 討論がないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第63号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第63号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第63号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 次に、議案第64号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○江連国保年金課長（議案第64号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 歳出の後期高齢者医療広域連合納付金の中で、901万7,000円ということで、これは滞納者の分から新たに税が収納されたから納付するということがよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 これは出納閉鎖期間です。3月で年度一旦締めるのですが、その際に、出納閉鎖期間、4月と5月ですか、簡単に言いますと。そちらのときに納付されたものを翌年度に過年度分として入れるというような内容になります。

○益子委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第64号 令和6年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第64号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

○益子委員長 続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に対しては、金額に大きく変更のあった項目、新規事業の項目を中心に御説明ください。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○江連国保年金課長 （認定第1号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第2号の説明、質疑、討論、

採決

○**益子委員長** それでは、認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○**江連国保年金課長** (認定第2号について説明。)

○**益子委員長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**益子委員長** 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**益子委員長** ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**益子委員長** 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

堤委員。

○**堤委員** 反対討論です。

那須塩原市の国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に対して反対の立場で討論します。

被保険者数が要するに国民健康保険から後期高齢者医療保険等へ移っていくということで、国民健康保険の被保険者数は減少していると。そういう状況の中で、財政調整基金を大体1億円を取り崩して被保険者数が減ったことによる歳入を補っているというところは理解いたしました。

しかしながら、国民健康保険の中で均等割額というのがまだ存在しております。これは当然、均

等割ですので、各世帯で家族の人数が増えればすぐに税の対象となる人頭税というような制度になっておりますので、これは理不尽な制度だというふうにまず考えます。

あと、財政調整基金を1億ほど取り崩して歳入の補填に充てたというところは評価できるんですが、まだまだ残高として27億9,090万5,000円ほど残っております。これをやはりしっかり保険料の引下げに充てるべきかというふうに考えておりますことから、この国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対いたします。

○**益子委員長** ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○**益子委員長** ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**益子委員長** 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、挙手により採決いたします。

認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを、原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**益子委員長** 挙手多数と認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第3号の説明、質疑、討論、

採決

○**益子委員長** それでは、認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

国保年金課長。

○江連国保年金課長（認定第3号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 393ページで再質問ですが、後期高齢者医療広域連合納付金ということで増額となっておりますが、先ほど被保険者が増えたから増額になったという御説明がございましたが、これは要因についてもう少し詳細を教えてくださいと思います。

○益子委員長 国保年金係長。

○小出国保年金係長 今回、令和4年度末から令和5年度末にかけて、807名増加しております。大きな要因として考えているのは、団塊の世代の方が75歳に到達して、被保険者数が増加しているということで考えております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 807人増えたということで、今後も後期高齢者が増えていくというふうに想像はできませんが、それについて市の業務として何かどんどん増えていく、被保険者が増えていくことによって業務の負担等は何か変更があるかどうか、お聞きしたいと思うんですが。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 被保険者につきましては増えていくんですが、中身自体は広域連合のほうで実施しているものですから、うちのほうは簡単に言ってしまうと窓口業務だけなものですから、対応する件数は当然増えると思うんですが、そういうふうなところで考えてございます。

○益子委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

堤委員。

○堤委員 反対の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療特別会計の中で被保険者数が807人ほど増加しておるということで、どんどん増えている現状であると認識しております。

後期高齢者医療制度そのものが、75歳になるとそこに国民健康保険から切り替わっていくという仕組みになっておるわけです。それは、別の見方をすると、やっぱり団塊の世代がどんどん75歳になっていく過程で、そこに何か狙いを定めてつくられた制度じゃないかなというふうに私は見ております。

そういう意味で、この後期高齢者医療制度、本来、国民健康保険の中でやれば一番いいんですけども、そこから切り替えられて後期高齢者医療保険制度に変わっていかざるを得ない、そういう現状はあって、さらに言えば医療費もやはり3割負担にだんだん近くなっている保険者がたくさんおる状況を考えて、やっぱりこの後期高齢者医療保険制度そのものがやはり問題があるというふうに私は考えております。後期高齢者医療保険制度そのものに反対する立場から、この那須塩原市の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対し

て反対いたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、挙手により採決いたします。

認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

国保年金課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時00分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎その他

○益子委員長 本日の審査は全て終了となりますが、皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 事務局から何かございますか。

石田書記。

○石田書記 (事務連絡。)

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 討論通告書の対象は、全ての議案という格好になるのでしょうか。

○益子委員長 どうぞ。

○石田書記 はい、そのとおりです。

○益子委員長 ほか、皆様ないでしょうか。大丈夫ですか。

〔発言する人なし〕

◎散会の宣告

○益子委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を散会といたします。

大変にお疲れさまでございました。

散会 午後 4時02分

福祉教育常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第二分科会）

令和6年9月20日（金曜日）午前9時55分開会

出席委員（8名）

委員 長	益 子 丈 弘	副 委 員 長	星 宏 子
委 員	堤 正 明	委 員	室 井 孝 幸
委 員	相 馬 剛	委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	山 本 はるひ	委 員	玉 野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

子ども未来 部 長	栗 野 誠 一	子育て支援 課 長	押久保 昭
子育て支援 課 長 補 佐	瀧 靖 子	子ども福祉 係 長	高 野 桃 子
給付係 長	小 畑 光 治	給付係主査 (係長級)	室 井 政 樹
給付係副主幹	小 野 純 子	子育て相談 課 長	菊 地 直 路
子育て相談 課 長 補 佐	青 木 洋 人	児童家庭担当 G L	戸 室 百合子
発達支援・ ひとり親担当 G L	相 馬 広 幸	母子保健担当 主幹兼 G L	金 山 富美恵
母子保健担当 副 主 幹	大 田 早 苗	子育てサポ ートステー ション 所 長	三 嶋 香 織
子育てサポ ートステー ション 副 主 幹	折 井 千 恵	保 育 課 長	佐 藤 和 穂
保育課長補佐 兼 管理係長	田 中 綾	企 画 係 長	鍋 島 弘 史
管理係 主 幹	伊 藤 悦 子	管理係副主幹	阿 見 久美子
管理係副主幹	相 馬 良 一	給 付 係 長	田 中 薫

出席議会事務局職員

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[子ども未来部]

- ・子ども未来部長挨拶

[子育て支援課]

- ・議案第81号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- ・議案第90号 那須塩原市子ども・子育て会議条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[子育て相談課]

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[保育課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

3. その他

4. 閉 会

開会 午前 9時55分

◎開議の宣告

○益子委員長 皆様、おはようございます。

散会前に引き続き、福祉教育常任委員会を再開いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。



◎子ども未来部の審査

○益子委員長 これより子ども未来部の審査を行います。

初めに、子ども未来部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○栗野子ども未来部長 (挨拶。)

○益子委員長 ありがとうございます。



◎子育て支援課の審査

○益子委員長 ただいまから子育て支援課の審査に入ります。担当課の皆様、お疲れさまでございます。



◎議案第81号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第81号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○押久保子育て支援課長 (議案第81号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、条例改正の目的が基金とか他団体との連携を図るものを目的というふうにおっしゃいましたが、他団体というのはどの程度の範囲、他自治体なのかどの程度の範囲の連携なのかお伺いできればと思います。

○益子委員長 子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 基本的には、一番考えるところが市町村です。やはり転出入によってどういう資格なり情報を持っている住民なのかというふうなことを今現在は書面でやり取りをして、照会をかけてというふうなところなんですけれども、こういったことで例規を整備することによりまして、マイナポータルを使って確認することがしやすくなるということになりますので、基本大体は市町村、あとは県ですね。そういったところが主な団体になってくると思っています。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、その市町村は全国の各市町村を並べてということですか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 お見込のとおりでございます。

○益子委員長 そのほかございますか。

星副委員長。

○星副委員長 連携市町村ということなんですけれども、例えばこの中には書いていないかと思いますが、DV関係で今も保護はされていると思うんですけれども、そういった例えば奥さん

が子供を連れてほかの市町村に行きましたという情報に関しても、マイナンバーカードで移転先のほうにはどういう状況かというのは分かるかと思うんですけども、そういった関係はどのくらいまでの保護が保障されるのかということ、まずはそこをお聞きしたいと思います。

○益子委員長 給付係長。

○小畑給付係長 給付係長の小畑と申します。よろしくお願ひしたいと思います。着座にて回答させていただきます。

基本的に住民票を移る際にまず地域課のほうでDVブロックというものをかけます。それは警察や福祉事務所からこの家庭はDVなどの被害があって、この住民票の閲覧には注意が必要です、外部には出しちゃいけませんよというふうな、そういった規定が最初になされている場合に関しては、今後の情報連携での情報照会も基本されないという形になりますので、そこをもって保護が必要な方の案件は守られるということが前提だと思います。

先ほどの相馬委員の質問に追加させていただくと、例えば医療費助成制度に関しては、例えばマイナ保険証を使ったときに資格情報と一緒に子ども医療費とか、そういった医療費を助成した後も利用期間が確認できるようになるんですけど、そこもDVロックがかかった方に関して言えば、照会ができなくなる。なので、そういった場合は紙の資格者証等で子ども医療費の資格がありますねとかそういったことを利用機関が確認するという形になっていく予定となっております。

以上です。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうしますと、デジタルでそこも管理がしやすくなるというところでは、今まで例えばよくニュースなんかではDVの本当は流しちゃ

いけない情報がちょっとどこかの時点で漏れてしまったがために事件になってしまったという事件もあったかと思うんですけども、そういうものをDVロックというんでしょうか、バイアスがかかるので、保護はされやすくなるということ、されやすいというか、人が一々確認して情報伝達で行き違いがあるということは防げるようなものになってくるということなんですか。

○益子委員長 給付係長。

○小畑給付係長 防げるというか、まずDVロックが分かった時点でその情報がマイナポータルや情報連携等で確認することができなくなるということなので、そういった意味では、その対象者がどういう資格を持っているとか、どこに住民票が移ったのか、そういったところが第三者からはかなり見えにくくなるということがあると。ただ、やっぱり情報を扱っているのは人間であって、例えば大本の市町村が何らかの事故で個人情報を漏えいさせてしまった。例えば那須塩原市から別の市町村に転居されて、別の市町村が漏らしてしまったとか那須塩原市に手違いがあって漏らしてしまったという場合は、情報連携とは違う次元で漏えいというのは伝播していくのかなと思いますので、そこはちょっと今回の情報連携、マイナンバー制度と併せて考えていただく必要があるかなというふうに考えます。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 その他ございますか。

堤委員。

○堤委員 この議案第81号の条例の中で個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関するというふうな規定がされているんですけども、個人番号というのは、1つはマイナンバーカードであり、もう一つはマイナンバーカードを持っていない人は個人番号通知情報といいますか、それに該当する

と考えてよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 そのとおりです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 もう一つ、特定の個人情報というのがあるんですけども、ちょっとこれだけだとなかなか分かりにくいので、中身をいろいろ見させていただいているんですけども、非常に幅広い分野で特定の個人情報を提供するというふうにあるんですが、さっきちょっと星宏子副委員長からも質問がありましたけれども、いろんな問題、課題を抱えている家庭に対する情報をどこまで出すんだということがあるかと思うんですけども、その特定個人情報の範囲というのはどういうふうに定められているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○益子委員長 給付係長。

○小畑給付係長 すごく分かりやすく申し上げますと、例えばマイナンバーカードを持つにあたってマイナポータルを使って自分の情報を確認、照会できると思うんですが、それで照会できる情報が基本的には特定個人情報、いろんな情報がマイナンバー、個人番号とひもづいていて、本人と権利がある団体が照会できる情報というふうにお考えいただくと分かりやすいのかなと思います。私もその点で100%把握をしていないんですけども、どの程度と言われるとその回答が一番分かりやすいかなというふうに思っております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 ほかの団体と連携してお互いに情報共有するということなんですが、先ほど言われたように全国の市町村だとか県だとか、当然国も入っているかと思うんですけども、そこはそれぞれの職員もいろんな分野で働いていると思うんですよ。この団体の名前と連携するというのは分かり

ましたけれども、じゃあ担当分野のレベルではどこまでセキュリティがかかっているといいますか、参照できる担当と参照できない担当というのはあるんでしょうか。

○益子委員長 給付係長。

○小畑給付係長 まさしく今回ここがこの条例に関して言えば、別表第1、別表第2で規定されているところとして、まず私ども那須塩原市が利用できる事務担当者として利用できる情報の範囲というのが別表第2に定められております。

まず、別表第1において私どもが通常仕事で使う事務を特定個人情報にしますというイメージを持っていただければと思うんですが、続けて別表第2において市長が例えばひとり親家庭医療の事務を行うために住民票の情報を使えますよとか、税金の情報を使えますよというふうなところのどこまでの情報を調べられますよというような権限を別表第2に定めていると。これは各市町村が法律で定めているとか、市町村が定めるのは各市町村の独自事務、市町村が独自に行っている事務のみでございますけれども、例えば国や県、市町村で行う場合は各法律でその範囲や対象者が決められております。あとは番号法で決められております。マイナンバー法で決められておりますので、基本的には権限のない者が権限以上の調査を情報連携を使って行うことはできませんし、した時点で違法というふうになって、処罰の対象になる可能性があります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今のお話で例えばの例なんです、障害者ですね。身体障害者、精神障害者がおられると思うんですけども、その情報はどこの担当まで見ることができるというふうになっているんでしょうか。

○益子委員長 給付係長。

○小畑給付係長 やはりまず第一に申し上げますのは、番号法で利用が認められている担当者、例えば那須塩原市の障害福祉担当の担当者は、恐らくほとんどが法律で定められた権限で照会していると思うんです。逆に言うと、市民課の職員や税務課の職員は権限がない情報は確認できないという形になります。

今回の条例に関して言えば、この重度心身障害者医療費助成制度に関しては、まさしくその方が持っている障害の程度が支給対象となるかどうか資格をつける判断材料になってまいりますので、そういった意味では、今回条例の規定によって私たちは今後10月1日に条例が改正になった以降は、御本人様が仮に基礎資料、手帳とかを持ってこなくても情報連携でその方の障害情報を確認することができます。

じゃあ私たちができるからといって、例えば課税課の職員が自分たちの使っている端末で照会することはできません。権限がついていないので、できませんし、仮にそれを悪用した場合は先ほど申し上げたように処罰の対象になる可能性が出てくるということになります。職員が使う端末一台一台に権限が与えられていて、この職員が扱うこの端末は障害者情報の情報連携ができます。税務課の職員が扱うこの端末はできませんよというふうにしっかり分けられております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 職員と、あと会計年度任用職員がおるんですけども、会計年度任用職員が要するにもう一度言い直しますと、参照できる権限は端末に与えられている。個人に与えられているものではないということでも確認したいんですけども、そういうことでよろしいですか。

○益子委員長 給付係長。

○小畑給付係長 それも選ぶことができまして、例

えば職員のIDに権限をひもづけることもできますし、もしくは職員がいないと仕事ができないという場合を想定して、そのセクションの端末自体に権限を与えることもできます。ですので、それはどういった仕事が行えるのかということによって使い分けを行っていくという形になります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 そういう意味では、その参照の端末の使い方とか運用に関しては各部署で任されているという理解でよろしいでしょうか。

○益子委員長 給付係長。

○小畑給付係長 そうです。特定個人情報保護評価という規定がございまして、これもやはり今回の条例と並行して内閣府の外郭団体である個人情報保護委員会というところに私どもの収集した特定個人情報はこのように扱いますという宣言書のようなものを作成しまして、既にデジタル推進課を通して手続を行っているところで、今回PIAというふうに略すんですけども、PIAを通して私どもも厳格な個人情報の取扱いをしていくという形になります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 10月から運用するというお話ですけども、運用するに当たって途中で問題、課題があれば見直していくという方針でよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 当然それは不具合があるものは是正していくことは、当然のことです。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等はご

ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第81号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第81号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第90号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第90号 那須塩原市子ども・子育て会議条例の一部改正についての議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 (議案第90号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑がないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等はいかがでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第90号 那須塩原市子ども・子育て会議条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第90号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を
予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査
を行います。

それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市
一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。
執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○押久保子育て支援課長（議案第62号について説
明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、先ほどの歳入の件の説明なん
ですが、児童手当負担金の補助率が95%という説明
でしたが、95%という数字はあまり聞いたことが
ないんですが、詳しく説明いただければと。

○益子委員長 子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 これは年齢階層によっ
て負担率がばらばらなんです。ですので、それを
一個一個説明するのはちょっと省かせていただき
まして、ほぼほぼ国が今回の改正でもって負担し
ていただくということになってございます。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 その他ございますか。

副委員長。

○星副委員長 児童扶養手当が10月から改正にな
るということで、今、部長の最初の挨拶のとおり一
生懸命手続を行っている最中ということなんです
けれども、これは申請漏れが起きないようにしな
くてはいけないものじゃないのかなと思いますけ
れども、今どのようにこれは市民の方、分かっ
ていない方ももしかしたらいるかもしれないん
ですけれども、どのように対象の方に周知を図っ
ているのかを確認します。

○益子委員長 室井給付係主査（係長級）。

○室井給付係主査（係長級） 給付係の主査（係長
級）の室井と申します。よろしくお願ひいたしま
す。着座で説明させていただきます。

児童手当の拡充につきましては、10月分から支
給拡大となりまして、10月、11月分が12月に支給
される運びになりますので、そのような形で改正
の手続を順次進めさせていただいております。

周知につきましては、ホームページ、そして、
郵送、あとは電子申請などを用いまして順次進め
させていただいているところございまして、郵
送につきましては、最大限候補者の方を抽出させ
ていただきまして、その上で皆様に行き渡るよう
に周知はさせていただいております。なおかつ先
ほど申し上げましたとおり郵送に加えまして、窓
口での申請、そして、電子申請などにつきま
しても窓口を拡大いたしまして、積極的に周知を進め
させていただいているところでございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 今の申請を出されている方々で何割
ぐらい、何割と言っておかしいですけども、
それは分かるのでしょうか。手続をしてもう申請
が始まっているんですね。これからでしたか。
やっていますよね。どのぐらい手続終わっている
方がいらっしゃるのか。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時29分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

室井給付係主査（係長級）。

○室井給付係主査（係長級） 今回の発送対象とい
たしましては、受給資格者の方は改正前の所得限
度の額の超過によりまして、特例給付の支給対象

外であった方、こちらにつきましては395世帯の方に発送させていただいております。中学生以下の児童を養育していない方や高校生の児童を養育している方1,794世帯に送らせていただいております。

なおかつ新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末を迎えた、あと、22歳年度末までの子がいらっしゃる世帯、こちらは大学生相当年代の世帯になりますが、こちらは599世帯、こちらにつきましても多子加算の対象になるということで送らせていただいております。こちらの方につきまして周知をさせていただいた上で、申請を随時受け付けさせていただいております。申請につきましては、今の現段階でということにはなってしまうんですが、少々お待ちいただけますでしょうか。

約ということにはなってしまうんですが、1,200世帯ほどの方につきましては申請をいただいているところでございます。通知を出させていいただいている方につきましては、最大限でお送りさせていただいておりますので、最大限で2,805世帯の方にお送りをさせていただいております。その中で約1,200世帯の方に返送いただいているところでございます。

○益子委員長 星副委員長。

○星副委員長 分かりました。

徐々に進んできているということが分かりました。10月までということなので、これ皆さんオンラインでもできるということですのでごく利便性も高くなってよかったなと思うんですが、やっぱり残らずこれは対象になる方に申請していただきたいなというのもあってお聞きした次第なんですけれども、ぜひまたそういったことのないようにまた呼びかけて、ある程度の時期が来て、まだ来ていない人というのも分かると思うので、再度呼びかける等しながら進めていただければと思いますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○益子委員長 要望ということでお願ひいたします。

そのほかござひますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ほかになければ、よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等ござひますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び

質疑を終了したいと思ひますが、異議ござひませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議

及び質疑を終了いたします。

討論はござひますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思ひますが、異議ござひませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補

正予算(第5号)は原案のとおり可決すべきもの

とすることに異議ござひませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に際しては金額に大きく変更のあった項目、新規事業の項目を中心に御説明ください。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長（認定第1号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 市政報告書132ページの重度心身障害者医療費助成ということになるわけですが、増えた理由は対象者が増えているという意味ですということでしたが、対象者が増えている要因の分析とかはされていらっしゃるでしょうか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 分析まではしていません。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 どの程度令和4年度と比べて増えているかというのはわかりますか。

○益子委員長 給付係副主幹。

○小野給付係副主幹 よろしく願いいたします。

着座にて説明いたします。

令和4年度の数字なんですけれども、令和5年3月31日時点での数字でお答えしたいと思います。複数手帳をお持ちの方もいるので、ダブルカウントになっているところもあるかもしれません。目安的な形で捉えていただければ助かります。身体障害者1級、2級、こちらのほうが1,701名です。

それから、療育手帳A1、A2をお持ち方は205名、そして、身体3級、4級かつ知能指数が50以下、こちらのほうが3名、そして、精神のほうです。精神1級が126名です。

令和6年3月31日時点での数値のほうになります。身体障害者1級、2級の方1,683名、そして、療育手帳A1、A2の方、そして、ちょっと中に混ざってしまっているんですけども、すみません、修正いたします。申し訳ございません。

○相馬委員 対象者数が増えているので、金額が増えているとおっしゃったので、対象者数だけで要因は分析されていないということなんですけれども、実際にどれくらい対象者が増えているのか、人数もしくは件数を。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 トータルですけれども、今年度の助成対象者は2,291人と大きく増えたような言い方にちょっと聞こえたかもしれないんですが、昨年度は2,284人ですから7名程度ではあるんです。ただ、助成件数が約600件ぐらい増えているというところで、毎年、毎年重度心身障害者というのは増えてきているというところは間違いないところです。確かに昨年度は僅か1桁の増加ではあったんですが、それ以上に助成件数が多かった。ちょっと私の説明も不備なところがございまして、申し訳ございません。

○益子委員長 そのほか、ございますか。

山本委員。

○山本委員 今と同じところなんですけれども、この医療費の助成というのは先ほど1級、2級とかおっしゃっていましたがけれども、重度心身障害者の方はどの科に何でかかっても全て助成件数になるんですか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 まず1件というものは一

月単位です。

- 小野給付係副主幹 申請件数もしくは医療機関。
- 押久保子育て支援課長 ごめんなさい。申し訳ないです。医療機関ごとに一月まとめてというのが1件という単位になってきます。
- 益子委員長 山本委員。
- 山本委員 つまり重度心身障害の方が持っている病気というか、そういうもののためにかかるところ以外の例えば目が悪いとかそういうものも全部入っているのか、すみません。
- 益子委員長 課長。
- 押久保子育て支援課長 要するに自分の障害に関わるものだけか、それ以外のものかということですよ。失礼しました。
これは保険診療と言われる全て面倒を見させていただいております。ですから、足に障害を持たれていても風邪にかかったり、ほかの箇所を骨折したりとか歯医者さんに行ったりとか、全て助成させていただいております。
- 益子委員長 山本委員。
- 山本委員 そうすると、これだけじゃなくいろいろなところで医療費の助成があるんですけれども、例えば特定の病気とかでも助成があるというのと同じで、そういうものを持っている個人の方が全部医療費の関係するところに行くとはそれは大体全部助成されるのと同じと考えていいですか。
- 押久保子育て支援課長 はい。
- 山本委員 分かりました。
- 益子委員長 そのほかございますか。
堤委員。
- 堤委員 報告書の144ページの児童福祉総務費で先ほど決算額の減少した理由がそれぞれ子ども・子育て支援交付金の返還金が減ったためだということで説明があったんですが、子ども・子育て支援交付金返還金が減ったということは、逆に支援

交付された内容がたくさんあったという理解でよろしいですかね。

- 益子委員長 課長。
- 押久保子育て支援課長 これは4年度に発生した返還金、こちらが飛び抜けて多かったということなんですけれども、実は令和3年度にかけて、平成29年度から令和2年度までの一度確定はしていたんですけれども、改めての再確定がされまして、それで通常、過去に遡って返還金はあまり聞かないんですけれども、4年分の返還金が令和4年度にはあったんです。それで、その返還金が8,600万からありましたので、それで昨年度と比べて、要するにおととしが高かった、4年度が高かったので昨年度はその分要するに決算額が低くなりましたということなんです。
- 益子委員長 堤委員。
- 堤委員 返還するのは令和4年度は4年分まとめて返還したのでちょっと多かったと。基本的な返還の原則は毎年なのかという何かくりがあるんですか。
- 益子委員長 課長。
- 押久保子育て支援課長 本来は毎年、毎年、ですから、再確定というようなことを使わせていただいたと思うんですが、一度確定したものを改めてまた確定作業に国・県のほうでされたというふうなところなんです、実は要するに毎年、毎年確定はしていたんですけれども、要するに余っているお金がうちのほうでお願いしていた委託業者、NPO法人なんですけれども、そこが余剰金を抱えているような状況だったんですね。
それで、余剰金を抱えているのがそれで確定というのはおかしいというところで、令和3年度に再確定の作業に入ったというふうな状況でございます。今現在はそういった余剰金が発生しないように毎年、毎年ちゃんとした確定作業をやっている

るので、今現在は起こっていないです。ですから、令和3年度分からそういったことは起こっていないんですけれども、令和2年度分まではちょっと余剰金が発生していたというところで、その分、過去の分をまとめて令和4年度に返還したというようなところで、ちょっと令和4年度の決算額というのが高くなってしまったと。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 基本的に県・国が再確定をするんだということで、じゃあその再確定する前に市は一定確定したものを交付するということですね。そうすると、市が確定した内容を県とか国が再確定するということはそこに見直しがあるわけですが、市の確定した内容の基準については妥当だったということでよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 当時、長期継続契約で、5年間で最終年に最終的な確定をして精算するつもりだったようなんですね。当時の担当のほうは。ただ、令和3年度の担当のほうでやはり余ったお金を抱えているというのは利用し切れない、毎年、毎年確定をした上で余ったお金は返す、足りないお金はもらうというふうなことを毎年、毎年、当然のことながら単年度会計ですので、そういったことをしなきゃいけないというふうなところで、5年間の長期継続契約だった、最後に精算しようとしたものを年度の途中で毎年、毎年のちゃんとした確定にしましょうねというふうなことで、こういう再確定の作業になってしまったということです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 そういう意味では、確定の中でいろいろやり方が改められたということで理解してよろしいでしょうか。

○押久保子育て支援課長 はい。

○益子委員長 よろしいですか。

副委員長。

○星副委員長 同じページなんですけれども、予算のほうで委託料、第3期子ども・子育て未来プラン策定に伴う調査ということで1,012万計上されていたんですけれども、これは補正か何かで載っていませんでしたか。決算書のほうには計上されていなかった。1,012万、委託料のほうが決算書のほうに計上されていなかった理由は確認も含めてなんですけれども、すみません。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 こちらは令和5年度のほうに実施する予定で計上していたところなんですけれども、コロナ禍以降国のほうで調査に必要なことも大綱の発出が遅れまして、ちょっと調査のほうは年度中に取りかかれないというところがありましたので、調査と5年度実施予定だった策定という部分を一括して改めて組み直したという形で、昨年度12月補正で減額補正という形が出ています。

○星副委員長 すみません。失礼しました。

○益子委員長 そのほかございますか。

山本委員。

○山本委員 145ページのファミリーサポートセンター運営費のことなんですけれども、この表の中の活動件数は送迎が1,270、預かりが734と書いてあるんですが、ファミリーサポートセンターの主なものというのはお子さんを自宅とどこかほかの場所に連れて行って帰ってくるということが主なものだというふうになってきつつあるんですか。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 近年、始まった当初はやはり預かりというところが多かったんですけれども、習い事ですかそういった部分で送迎ニーズというのが令和3年ぐらいから大幅に上がってきているような形です。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 ファミリーサポートセンターができたときにはどうか、今もそうなんだと思うんですが、このサポートする人とサポートしてもらう人と研修を受けたりしていると思うんですが、最初の目的は送迎ではなかったような、送迎もあったのかもしれないんですけども、御自宅でどなたもいないお子さんを預かってというようなものが主で、そういうもののニーズということで始まっていると思うんですが、何年前から送り迎えが増えてきたということであれば、目的とは少し違ってきているとは考えないで、そういうニーズがあるからこれでいいんだと。つまり車で送り迎えしているんだと思うんですけども、そうすると、そちらのほうの事故とかそういうこともあるし、タクシーを使えばとも言いたくなるんですが、それはどう考えたらいいんでしょうか。

○益子委員長 子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 やはりお預かりすることを主たる目的で始まったものだと思うんですね。ある意味送迎なんかは、ついでにというところだったんだと思うんですけども、うちのほうとしても実態としてこれだけの需要があるんだとすれば、やっぱり預かりサポートをなされているというところもありますので、じゃあこれを例えば送迎はちょっと考え直したいというふうなことを言うと、ちょっとなかなかこれは難しくなってしまうかなというところがあると思うんですね。

ある程度こういった需要があって応えられているというのはやはりあると思うので、ちょっとこの間にもやっぱり預かるというふうなものがどちらかというところが多いというほうが確かに本来の目的はそちらですからと思うんですが、やはりそういう需要もあるというところで、塾通いとか何とかでお勤めされていて、自分ではできない、お願

いできるのであればやはりサポートする側、される側というのは信頼関係でやっていただいていますので、これはなかなか否定することはちょっと難しいかなというふうに思っています。

○益子委員長 よろしいですか。では、ほかになければ大丈夫ですか。

副委員長。

○星副委員長 あと、146ページの子育て応援券事業費なんですが、957万8,000円で決算額には出ているんですけども、1,201万8,000円は予算のほうでは計上されています。約240万ほど未執行になっている理由が分かりましたら教えてください。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 この応援券は2歳になるまで使えるものなので、あくまでもつかみでしかやはり予算のほうは計上できないんですね。最終的に使い切る人もいれば使い切らない人もいたりというところがありますので、でも、ほぼほぼ最終的に、ですから、2年またがりで見えるというふうなところもあるので、最終的な執行率は9割を超えているところではございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 分かりました。

2年をまたぐということで、執行率としては9割ということなので、なぜこれを聞いたかといいますと、やはり子育て応援券に関してはちょっと使いにくさがあるというふうなことがあったものですから、2人目、3人目になってくるとチャイルドシートとかというのは上の子が使っているのを使えるので使う必要もなくて、だったらそういう話は皆さんからお聞きになっていると思うんですけども、もう少し使い勝手のいいものに変えられないかというような意見もあったものですから、執行率がそれほど余ってしまうようであれば応援券の内容も変えて、もっと便利に使って

いただけるような内容に変えてもいいのではないかなということでお聞きしたんですけれども、9割ほどは使ってくださっているということでしたので、また、この明細、利用実績のほうも含めてになるんですが、まだやはり紙おむつとか例えば子供を見てもらうためのヘルパーさんにお手伝いをしてもらおうとか、あとはミルク代とかそういった消耗品だったりとか、そういったことへの子育て応援券というのは利用できるようなには、ちょっとここで質問することなのかどうか疑問なんですけれども、実行をより100%に近づけていくということに関しては、利用幅を広げるといことは考えられないのかどうかお伺いします。

○益子委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 相談課が出産子育て運営ギフト、こちらを産前5万、産後5万の計10万円、こちらは国庫負担が入っているんですよ。うちの子育て応援券というのは出産後2歳になるまでの年間というところで、夢基金を充てさせていただいて市単独事業と。

そもそもやはり財政サイドのほうとちょっと言葉はあまり悪いんですけれども、やったことがあるんですけれども、要するに線引きですよ。まず応援券というのは経済的負担を軽減しましょうと。単独でやっている子育て応援券、我々がやっている子育て応援券事業というものはあくまでも子育ての負担感を軽減しようというのを目的としてやっております。

ですから、例えば育児相談、あとは乳が出やすくなるような乳房マッサージですとか、あとは御家族で微々たる金額でしかないんですけれども、1万5,000円分なので、御家族で市内外4か所でしたか、提供させてもらって御家族でお子様と一緒に泊まりができる、要するにそういったメンタル的な支援をということを中心に子育て支援

というところでやっていることなので、ですから、これは当初からもうずっと粉ミルク、紙おむつという話はずっと言われているんですけれども、ですから、子育て応援券のほうでは一切その辺は今のところ考えてはございません。

○益子委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等がございますか。

山本委員。

○山本委員 意見です。

○益子委員長 はい、どうぞ。

○山本委員 先ほどのファミリーサポートセンターの話ですけれども、できてもうかなりたっていますし、利用している人も割と未利用だった人もいますけれども、保険も変わって、ちょこちょこなぜか変わっていたと思うんですね。

それで、その事例からいうと、この送迎をしてもらいたいという人がいるんです、本当に。送迎がありがたいと。そういう人にとっては、今800円でしたか、そうですね。700円とか800円が安いから、その値段が安いからいつもやってもらっているのよと。何のためとお友達なんか聞くと、塾へ行くため、習い事のため。お母さんがいるんですよ、家に。それで、もう何年もやっていたいて仲良くなってしまっていると。いけないとは言わないけれども、そういう使い方をしている。

一方で高く使えないという人がいるんです。700円を出せない。別にそれこそ預かってもらいたい。自分が仕事をしなきゃいけないとか、結構PTAにも出なきゃいけないから預かってもらう。でも、700円はねと言って預かってもらえないという人がいるんです。ぜひファミリーサポートという事業、840万と書いてありますけれども

も、何のためにやっているのか、誰のためにやっているのかというんでしょうか、誰でもいいんだと。ともかく考え方によってはお母さんが子供と離れるがために送迎をお金を出してやってくれるなら、それも親にとってのメンタル的なものであるかもしれないんですが、値段のことも安いわという人と高くて使えなという人が実際にいらっしやるので、このやっぱり事業を一度見直しをして、どういうために、何のためにどういうことが必要なのかというのは考えていただきたいというふうに思います。という意見です。

○益子委員長 ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

子育て支援課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時26分

○益子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎子育て相談課の審査

○益子委員長 ただいまから子育て相談課の審査に入ります。担当課の皆様、お疲れさまでございます。

子育て相談課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんで、決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に際しては、金額に大きく変更のあった項目、新規事業の項目を中心に御説明ください。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○菊地子育て相談課長 （認定第1号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

山本委員。

○山本委員 161ページになります。婦人相談費というところなんですけれども、ずっとほぼ20年以上30万円を補助費として女性保護団体の運営費として出しているんですが、那須塩原市はこの保護団体にどのくらいお世話になっているのか教えてください。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 女性保護団体運営費補助金なんですけれども、30万円としてお支払いしているのは平成27年からお支払いになっております。

うちのほうの内容といたしましては、シェルター運営費ですとか、あとは相談事業ということでお願いしている形になっております。DV支援ということになりますので、やはり本市の件数については具体的に何件ということは団体のほうでなかなか示すのが難しいということを言われておりますが、県内全域ですと、相談だけで1,000件を超える数の相談を受けておりますので、うちのほうも本市としてもDVの件数は県内でも多くなりますので、総体的に見てそれなりの件数を相談されているのかなというふうに考えております。

やはり法律でもこういった団体の補助をするよというところで規定がございますので、引き続きこういった支援団体、寄附事業で運営している団体になりますので、支援のほうを続けていきたいなというふうに考えております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 那須塩原市にとってもお世話になっているということは確かみたいなんですけど、個人情報のことがあるので、何人ということは教えていただけないのは確かなんですけど、先ほど来いろいろ

決算で出てくるんですが、人件費が上がっているから上がったみたいなのもいろいろあるんですが、この女性保護団体も非常に苦しい運営をしているのにもかかわらず、平成27年からでしたか、ずっと同じ金額を維持している、これ決算で聞くことかどうかあれなんですけど、このことに対しては執行部側として考えはないんですか。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 補助金のほうは確かにずっと変わっていないという状況ではあるんですけども、運営団体の方とお話しさせていただいて、取りあえずいただけるだけありがたいというお話をまずいただいているところです。

人件費ですとか物価高騰でございますので、運営のほうも大変苦しいということもございまして、近隣市町村の負担状況を勘案しながら本市としてもどの程度まで補助できるかというところは、今後考えてまいりたいと思います。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 考えていきたいという言葉は初めてお聞きしたんですけども、今までは意外とそういう答えがなかったんですけど、ぜひここで意見として言っていかがどうか分からないんですが、本当に那須塩原市はそういう大変な方が多いので、この団体も大変だし、他市がどのくらい出しているかというのを調べていただいて、考えていただきたいと思います。

以上です。

○益子委員長 そのほかございますか。

星副委員長。

○星副委員長 158ページの4001事業、児童虐待防止対策費で、報償金でペアレントトレーニング講師謝礼とあるんですけど、これはペアレントトレーニングの詳細といいますか、講師として迎えてい

るので、受講者数、その対象となる方がいらっしやると思うんですが、そういったちょっと詳細をお伺いいたします。

○益子委員長 児童家庭担当グループリーダー。

○戸室児童家庭担当GL このペアレントトレーニングについてなんですが、講師については社会福祉法人養徳園のちゅうりっぷさんの職員の方を依頼しております。以前、令和4年にペアレントトレーニングという形ではないんですけども、個別に保護者の対応をお願いしている方がいまして、そういったことをやっていただけるのであればと令和5年度に初めて予算化をしたものです。令和4年から関わっていただいている方については、令和5年度も何回か実施はしていただいたんですけども、4年度からの続きということで、その分としては講師報償費はお出ししていません。

ここに計上している分については、今後市として講座を開催するに当たって、まず市の職員に対してどういう内容をやるかということで、子育て相談課内の児童家庭担当の職員を対象に1回実施していただきました。人数はちょっと正確には把握していないんですが、10人程度で職員がまず体験して、保護者に紹介するときにもこういったことをやる講座ですよという紹介ができるようにということで、試験的かというと、実施いたしました。

○益子委員長 では、副委員長。

○星副委員長 179ページの1項3目の使用料で母子手帳アプリなんですが、こちらの登録者数を教えてください。

○益子委員長 母子保健担当主幹兼グループリーダー。

○金山母子保健担当主幹兼GL 今日現在、利用者数のほうは1,203名という形で登録をされています。

○益子委員長 そのほかございますか。堤委員。

○堤委員 159ページの発達支援システム推進費(70事業)ですが、この決算額323万の中で報償金が204万円ということではほとんどが報償金を占めておいて、その報償金の内訳は講演会だとか、あとセミナーだとか会議等でいろいろなものが混ざっていることは確かなんですけれども、例えば発達支援講演会講師謝礼15万円、発達支援講演会要約の筆記謝礼3万3,000円、これ多分一緒の講演会だと思うけれども、合わせて18万3,000円ということなんですけれども、この講演会に謝礼を出す基準というのはどういうふうに考えていけばいいのかお聞きしたいと思います。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 講演会に謝礼を出す基準ということでございますけれども、発達支援講演会は本市のほうで発達支援システムということで発達支援に地域ですとか支援者ですとか、そういった方に発達支援のこういった講演会を開いて知識のほうを深めていただくということで、今回明治大学の教授のほう、全国でも多数講演をされている先生のほうをお呼びしております、ただ、予算に限りがございますので、この金額で来ていただけるということで交渉をしまして、今回交通費込みで15万円ということで来ていただけるということでお話をさせていただいて、来ていただいたという形になります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 発達支援の推進ということでいろいろ講演会と研修会、ちょっと盛りだくさんだと思うんですけども、今回は報償金として204万ぐらいで数としては結構な数があるんですけども、令和4年度も同様だったということでよろしいでし

ようか。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 報償金なんですけれども、令和4年度につきましては一部年長児巡回相談の謝礼ですとか、あとは多職種相談の謝礼ということでこちらは委託料のほうに計上させていただいたんですが、令和5年度から報償費のほうに心理師の報償費として移行させていただいておりまして、令和4年度と決算額のほうは、報償費のほうは上がっているんですけれども、基本的に委託料を含めた金額的には同様の金額で推移しているという形になっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この報償金は大体11項目ぐらいあるんですけれども、これらの11項目やるという目的といますか、それをちょっとお聞かせいただきたいです。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 報償金の項目が多い、11項目あるということなんですけれども、それぞれ事業ごとに報償金のほうをお支払いしておりまして、先ほどの研修会ですとか、研修会については主にこちらで発達支援コーディネーターですとか学校特別支援教育コーディネーターさんを対象とした研修会を開催しております。講演会につきましては、一般の方も含めまして全体的な講演会を実施しております。

あと、体制協議会のほうもやっておりますので、そちらの委員報酬ですとか、さらにそちらの実務者会議という下の会議がございますので、そちらに対してお支払いしていたり、あとは年長児巡回相談ということで、こちらも就学に向けた年長児を対象とした相談事業を行っているんですけれど

も、こちらは心理師の先生にお支払いする謝礼ということです。

さらに、多職種相談になると、今度は主に発達支援システムに加入されている保護者の方ですとか、お子さんを対象として心理師と相談ということで実施しておりますので、それぞれの場面、違ったところでそれぞれ心理師の先生ですとか言語相談とかをされる講師とか、様々な先生にお願いしている関係で謝礼のほうのバリエーションがちょっと増えてしまっているというところはあるんですけれども、これについても必要な事業かなというふうに考えております。

○堤委員 了解しました。

○益子委員長 そのほかございませんか。

山本委員。

○山本委員 いつからかは覚えていないですが、同じところですか。159ページの今のところなんですけど、この読みあい遊びというのをやっているのは知っていたんですけれども、これはどういう過程というか、これだけのお金を委託料で96万、それから、講師の謝礼で10万ということで100万近く使っているわけなんですけれども、これの成果というか結果というか、教えていただきたいです。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 読みあい遊びにつきましては、こちらは宇都宮大学の石川先生です。臨床心理学の先生にお願いしている事業になるんですけれども、まず委託料の部分になりますが、こちらについては毎年公立保育園を2園設定しまして、さらにそこからクラスを各年度2クラス選定していただいて、年間を通して読みあい遊びということで、絵本の世界で遊びを体験するというところで脳科学にいいということで実践をしているものでございまして、やはり年間を通して

お子さんの様子を観察というか、見ていく形になるので、例えば発達に課題がある子であっても、こういった年間を通してやっていく中でこれだけ伸びたですとか、毎回カンファレンスを行うものですから、その伸びている具合ですとかそういったものを見ていくような事業になっております。こちらは1園につき大体二、三年を周期として、別の園にお願いして実施しているものでございます。

さらに、読みあい遊びの保護者支援セミナーということなんですけれども、こちらについてはこういった読みあい遊びの概念といたしますか、こちらを一般の方向けにも実施しようということで、こちらは委託料とは別に一般の方を募集しまして、前回ですといきいきふれあいセンターで振付師の先生ですね、宇都宮大学附属教育の特別支援学校で振付師のダンスなんかを教えている先生をお招きしまして、一般の方向けに読みあい遊びというものはどういうものかということで、体験をしていただいたものになっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 これ今聞いている限りだと、大学の先生や専門家の方に来ていただいているみたいなんですけど、何年か続けていくと、例えば保育園の保育士さんとかがその手法を学んで、ここまでお金を出さなくても自分たちでそれぞれの園でやっていくみたいなことはできるようなものなんですか。すみません、私見ていないので。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 手法のほうは、実際にやっていく手法については保育園のほうでは2年、3年やることで習得できるようになると思うんですけども、さらにそこに心理の先生に入っただいて、カンファレンスを行って、そ

この経過を見ていただくというところがやはり必要になってくるかというふうに考えていますので、心理の先生の部分というところが保育園単独だとできない部分になっておりますので、今は委託事業として実施しているところです。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 それを実施して何年かかけてやっていくことで、保育園などで発達支援システムということなので、子供たちの発達のそういうことの遅れているという言い方も変なんですけれども、そういう人たちを見つけるためではないんですね。ちょっとその目的がよく分からないので、もう少し説明してください。

○益子委員長 子育て相談課長。

○菊地子育て相談課長 リーダーから説明があったとおり、目的であることと同時に委員おっしゃったとおり保育士、今度は支援する側の専門性の向上だとか、こういった子供に対する関わり方とか、そういったものも併せて高めていくというような目的でもありますので、今言われたとおりのところも加味しながら、ただ本当に専門的な心理的部分とかそういったところについてはその専門職の心理師の先生とかそういったところに御助言いただいたりということにはなりますが、本来の園での子供との関わりとかそういったもう少し支援が必要とかそういったところを早期に発見とか、必要なところにつなぐとか、そういったところを保育士の先生とかといったところが見つけていただくというのも目的の一つでありますから、こういったことを実施していくことによって、そういった早期発見、早期支援というところに結びつけていきたいというふうに考えています。

○益子委員長 ほかがございませんか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

子育て相談課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 零時56分

○益子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◇

◎保育課の審査

○益子委員長 ただいまから保育課の審査に入ります。担当課の皆様、お疲れさまでございます。

保育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

保育課長。

○佐藤保育課長 （議案第62号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 歳出の8ページです。三島保育園の設計測定の委託料ということでございますが、この設計測定の開始と、あと、それ以降の工程について時期も含めて分かりましたらお聞かせいただきたいと思います。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 今、先月の全員協議会でも御報告させていただいたとおり、移管先事業者が決定いたしました。先ほど言った具体的な協議内容というのがこれから実際に一度顔合わせも含めてやっているところなんですけれども、その辺も踏まえて今後、年度内の中で面積を確定して分筆のほうをにかけていきたいというふうに考えてございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 三島保育園を利用する利用者の方への何か説明会というのは終わったということによろしいんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 まずは保護者説明会ということで10月の当初のほうに予定しております。それやって説明会、地元説明会ではないですけども、そういったところも実施する予定でございます。

○益子委員長 そのほかございませんか。
相馬委員。

○相馬委員 先ほどの8ページの民間保育施設整備支援事業ということで、利子補給ということで20万2,000円ということですが、これは年額の利子ですか、それとも半年分なのか。

○益子委員長 係長。

○鍋島企画係長 年額が40万ほどあって、その2分の1に当たる20万2,000円分を利子補給として支給するというふうなイメージでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、先ほど予算書のほうにあった債務負担行為の銀行との契約に基づくということで、例えば元利均等方式だとずっと20万、10年間補給していくということなんでしょうか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 そうですね。今、年によってだんだん元金が減っていくので利子のほうも減っていくんですけども、なので最初は20万円でだんだん減っていくような形です予定はしております。

○益子委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等はご

ざいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会を決算審査特別委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に際しては、金額に大きく変更のあった項目、新規事業の項目を中心に御説明ください。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

保育課長。

○佐藤保育課長（認定第1号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

ここで進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 進行を代わります。

委員長。

○益子委員長 課長から説明いただいた市政報告書の147ページになります。3款民生費、2項2目保育園管理費、保育総務費（1001事業）についてお伺いいたします。

その中で報償金の中に保育園等芸術家派遣事業講師謝礼とございますが、内容をお伺いいたします。

○星副委員長 課長。

○佐藤保育課長 こちらの事業内容につきましては、4つほど実施しておりまして、まず1番目といたしまして、音楽としてドラムサークルというのがございます。そちらの事業を実施しております。あと、2番目といたしまして木工・図工ということで、木に関わる事業ということで、そういった事業を行っています。もう一つが絵画ということで絵のほうです。絵のほうも芸術家に来ていただいて、そういった事業をしております。

あと一つにつきましては、演劇ということで、ちょっとすみません、ど忘れしちゃったんですけども、らくりん座を呼びまして、保育園のほうでそういった事業を実施しています。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 様々な事業が行われているということで了解いたしました。

そうしますと、それぞれ行われている事業が各保育園でこういう事業をやってほしいというような依頼があって行うものなのか、その点ちょっと

お伺いいたします。選べるものなのかどうかということですか。

○星副委員長 係長。

○鍋島企画係長 年度当初に対象となる園は2年に一回回れるようにしております。メニューは先ほど課長が説明した4事業がありますよということで希望を伺った上で、できる限り希望に沿うような形で調整しまして、各園に派遣しているというところでございます。

目的としては、いろんな芸術に触れる機会を通して子供たちの豊かな感性を磨く、育むということを目的としておりまして、各園の実施した施設に対するアンケート結果とかによりますと、かなり高評価をいただいております、この事業についてもそういった効果が期待できるものだという事で評価いただいている事業でございます。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 今係長から御説明いただきました。そうしますと、その評価が高いということで、私はなぜこれを伺ったかといいますと、やはり係長のお話の中であつたように、小さなうちに三つ子の魂百までといいますと、こういった中でお子さんに芸術活動など、そういったものを幅広く展開いただいて、体験いただくということはやはりこれからの心の教育であるとか情操の部分で大変有意義なことだと思います。

そういった中で伺いたんですが、そうしますと、各園においてもそれぞれのお子さんについてももちろん高評価を得ていると、そういうような認識で間違いないでしょうか。

○星副委員長 係長。

○鍋島企画係長 そのとおりでございます。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 進行を交代いたします。

○益子委員長 それでは、ほかに質疑ございますか。

堤委員。

○堤委員 同じく147ページの保育総務費の中で、148ページに載っている償還金、これの一番最後の欄に令和4年度の栃木県保育対策総合支援事業費補助金清算に伴う返還金ということで、結構大きな942万8,000円という数字が表れております。全体の5年度決算が1,286万円ほどですので、結構この数字は大きな数字かなというふうに感じるんですが、まずなぜこれを令和4年度に対する返還金なのかお伺いしたいと思います。

○益子委員長 係長。

○田中給付係長 こちらは栃木県補助事業なんですけれども、まず令和4年度のを5年度に返還する形ですけれども、こちらの補助の決定の日時が令和5年度に決まりまして、そこで調整することから令和5年度の補助金の精算を行っているものでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 令和5年度はまた新たに発生するということになるんでしょうか。

○益子委員長 給付係長。

○田中給付係長 令和5年度も新たに発生して、また精算は令和6年度に精算をして返還金もしくは返還等をして追加でもらうというような精算を行う予定でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 では、令和4年度の942万8,000円という額は結構返還金としては大きく感じるんですが、内容をお伺いしたいと。なぜ返還しなければいけなかったのかということです。

○益子委員長 給付係長。

○田中給付係長 こちらの返還金なんですけれども、内訳が保育補助者雇い上げ強化事業とコロナ対策の事業の2つになっておりまして、雇い上げ事業のほうは919万5,000円、コロナ対策のほうは233

万円の返還となっております。雇い上げ事業のやはり額が大きいのでございますが、こちらは栃木県の補助事業ですので、補助事業の場合、交付申請のときに申請した額よりも実績額が低い場合、補助を切られてしまう場合がございますので、申請時にマックス値で申請しているものですから、こちらのような額で出てしまうという形でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 最大額で申請をして、実績はそれに満たなかったということだと思んですけども、なぜ満たなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○益子委員長 給付係長。

○田中給付係長 こちらの雇い上げの補助金なんですけれども、保育補助者1人に対して192万円、2人に対しては384万円の補助になります。なので、1人ずれてしまうだけでも200万円弱の返還金の誤差が出てしまうので、このような数字になっているのかなと考えております。

○益子委員長 そのほかございませんか。

副委員長。

○星副委員長 150ページなんですけど、これの委託料の中に園児登園管理システム保守9万9,000円とありますが、これはたしか新規で、令和5年度新規としてここに計上されたものだと思いますが、保護者のこの登園システム管理を入れることよっての事業の評価はどのようなものかお伺いいたします。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 登園システム保守のほうは以前の登降園管理システムの費用でございます。もちろん委員おっしゃったとおり新規のほうの保育支援システムということで、一体的な管理、登降園管理ですとか保護者からの連絡ですとか、そういつ

たものを一体的に管理するようになりまして、保護者さんからはいずれも欠席の連絡ですとか遅刻の連絡ですとか、あるいは保育園からの連絡を送れることができるという形で、便利になったという評価をいただいているところでございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうしますと、次のページの152ページ、賠償金のところで登降園時間管理システム業務委託の違約金が支払われているんですけども、これはこちらの新システムのほうに移行するに当たって、今まで以前に使っていたものを一旦解約しなきゃいけないがあるので、そういったことになっているという解釈でよろしいですか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 お見込みのとおりでございます。

○益子委員長 そのほかございませんか。
山本委員。

○山本委員 前のページ、151ページの備品購入費の中でタブレット型のパソコン、これ多分新しいものだと思うんですが、どんな形でどんなふうに各園に配置するものなのか教えてください。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 まず、こちらのタブレット端末につきましては、正規職員に対しての配備ということで、購入数は114台購入してございます。実際に正職の保育士分ということで、104台職員で、登降園管理、先ほど言った管理する用のパソコンとして10台ということで、合計114台を購入してございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 これは購入ということなので、各園に配ってというか、配布をしてというんじゃないくて、正規の職員に私なら私のところに1台あげますみたいな形で使っているということなんですか。

○益子委員長 保育課長。

○佐藤保育課長 我々が使っているパソコンと同じように、その職員が使うパソコンとして配置している形になります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、保育士さんの半分ぐらいは正規ではないと思うんですけども、仕事の内容としてパソコンを使うような仕事は正規の職員に限られているということなんですか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 御指摘のとおり会計年度任用職員さんもかなり多いという中で、共用の端末を設けていたりですとか、あとは一部使用しないときに少し連絡を見てもらったりとかいろんな形で携わってもらっている部分もございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 異動があると思うんですけども、職員のパソコンがどういうふうに使っているかわからないですが、例えば新しいものがあなたのものだとなったら、異動するときそれを持っていくのか、あるいは園に置いておいて次の人が使うのか。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 基本的にというか、異動の場合にはそのパソコンを持って異動する形になります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、自分のことかというと、パソコンは四、五年すると駄目になっちゃって新しく買い替えるんですが、この保育園のパソコンというのは、その辺はどんなふうな形で、買っているわけですよね。管理しているんですか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 購入ではあります、やっぱり委員おっしゃるとおり年数がたってくれば駄目になってくる部分とかそういったものもあるかと思えますので、入替えについては随時デジタル推進課

とかそういったところと協議しながら調整を進めていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

基本的に我々の端末と同じ業務用の端末というところの中でやっておりまして、それが持ち運び、保育室に持っていかるとかそういったものをしやすいようにタブレット型のパソコンを導入しているというような形になります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、保育士さんの仕事は子供たち一人一人のいろいろなものを把握しなきゃいけないと思うんですが、持ち出すことはできない。つまり保育園の中でのみ使って、保育園にそれを置いていってという形になっているんですか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 基本的にはもちろん保育園で使うというところにはなっています。ただ、保育課とか会議とかもありますので、ペーパーレスということも推進しているというところからも、持ち運んだ先の庁舎の中でも市のネットワークに接続することができるようになっておりますので、そういった形で市の庁舎のほうには持ち出すことができます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 ないとは思いますが、今こういうものはいろいろ外に出てしまったり個人情報がたくさん入っていますよね。その辺のセキュリティーはきちんとされているのでしょうか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 設定自体、デジタル推進課が携わってやっているというところもございますし、いろんなセキュリティソフト関係は我々と同じようなものが入っているというところで、万全なものになっていると思います。

あとは物理的なものは我々も同じなので、そこ

は気をつけて管理するよというところで伝えているところでございます。

○益子委員長 そのほかございませんか。
堤委員。

○堤委員 同じく151ページ、備品購入費の中でさくら保育園の防犯カメラレコーダー58万8,280円という数字が計上されておりますけれども、この内容をお聞きしたいと思います。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時34分

○益子委員長 委員会を再開いたします。
保育課長。

○佐藤保育課長 こちらのさくら保育園の防犯カメラのレコーダーということで、通常であれば動いていて視界の部分が経年劣化でレコーダー自体が壊れてしまって、結局防犯カメラの機能をなしていないということで、レコーダーということで登録するときにそちらの部分の備品として購入をした、そこを入れ替えたという形になります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 防犯カメラではなくて、防犯カメラの映像を録画するための機器を更新したということでよろしいですね。

○益子委員長 堤委員、どうぞ。

○堤委員 防犯カメラがあるということは、これは保育園の中でどのように使われているかお聞きしたいと思います。

○益子委員長 主幹。

○伊藤管理係主幹 保育園などには午睡中とか、あと食事中、給食等のときの事故がないよということで、そのために防犯カメラが設置されてお

ります。それで、検証というか危険性がないようにということで、危険性を感じられるところを管理できる、監視できるということで、監視用に午睡の部屋にということろで、特に乳児の部屋に置くこととなります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 さくら保育園以外も同様と考えてよろしいでしょうか。

○益子委員長 管理係主幹。

○伊藤管理係主幹 そのとおりです。

○益子委員長 ほかがございませんか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 150ページの給食のことなんですけれども、先ほどたしか公立10園のうち委託料として3園だったと思うんですけれども、これ給食を委託したことによって今までよりも質が向上してお金がかからなくなったんですか。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 実際に委託をしたことと直営のときの比較というのは本当に申し訳ございません。比較はしていないんですけれども、安全管理というか、食の衛生管理とかそういったものはやはり民間で持っているノウハウを使うものですから、そういった安心・安全な給食というところでは今までも直営でやっていたとしても、そこは気をつけていた部分なんですけれども、より一層そういったところで園児に対する安心・安全な給食の提供ということは向上しているのではないかなと思っております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 小さいお子さんなので、うまく表現できているか分からないんですけれども、味とか残す量とか、それから、お母さんやお父さんたちの評価とかその辺はどんなふうになっていますか。

○益子委員長 管理係主幹。

○伊藤管理係主幹 給食の味とか食事の進み具合に関しましては、各保育園のクラスの担任が食事の喫食状況ということでそちらを把握しております、そちらを書類上にして提出して園内で共有できるようにしております。そちらを給食の調理員のほうに報告をして、この食であればこういうふうに食べたとか、この量だとこの残量だったというのを共有して、調理員をはじめ園長が検討ということで、園内で把握して、それをお示しするようにしておりますので、その部分に関しては共有できているかなというふうに感じます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 確かに食べることは安心・安全というのが一番ですよ。食中毒が起きたらいけない。でも、おいしいかどうかという言い方は変なんです、おいしく子供たちが食べているかということとはとても大きなものだと思うんですね。その辺のところはどうなのかなと気になったものですからお聞きしたんですけれども。

○益子委員長 主幹。

○伊藤管理係主幹 保育課のほうで栄養士の方もおりまして、給食管理というほうもそういったことを実施しておりまして、そういう場でこの食材はどういう調理法だとおいしく食べられたよと。この調理法だったら、ちょっとあまり進みが悪かったかもしれないので、そういった工夫を違う形で提供したらいいかという形で、そういう情報を共有して子供たちによりおいしい食材を提供するように考えて提供させていただいております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 学校給食はいただいたこともあるし、写真とかを見たこともあるんですが、保育園の給食はどんな形で、お弁当箱にみんな入れて運んでくるのか、それとも食缶で来て配るのか、その辺ちょっと説明していただけますか。

○益子委員長 管理係主幹。

○伊藤管理係主幹 給食のほうは各園の調理室で食材が作られておりました、それぞれ園で配合されているというか、おみそ汁、主食、副食、副菜という形で全部配膳をされた状態で提供されて、また、調理室で作っておりますので、園児たちが園の中で作られて、いい匂いがするとかそういうものも感じる事ができまして、あとは本当に子供たちが楽しめるような食材で季節によったものとか、あとは誕生日、何かがあったらリクエストということで作られていて、子供たちから要望があった、これおいしいよという給食なんかを提供していますので、かなり反映されているかなということで感じております。提供の仕方はそのような形になっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、学校給食みたいに1か所でどんと作って持って行くのではなくて、その園の中で委託された会社なりが入って、そこで作って皆さんに食べていただいていると。そうすると、3園と言ったんですけれども、それぞれ献立も違ってきていて、そこで作ったものを食べられているということになっておりますか。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 調理自体は各園で業者が入って、そこで作っているということで、献立は先ほど言った市の栄養士がございますので、統一の献立でやっております。

○益子委員長 ほかがございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 153ページの2項3目の認可保育園費なんですけど、ちょっと教えていただきたいんですけど、予算のほうで業務効率化推進事業ということで750万円予算計上されていたのが今回この決算のほうには計上されていないんですけれど、

ども、これは執行されなかったということによろしいでしょうか。

○益子委員長 保育課長。

○佐藤保育課長 申し訳ございません。保育所の業務効率化推進事業でよろしい。

○星副委員長 そうですね。業務効率化推進事業です。

○佐藤保育課長 決算につきましては、153ページ一番下に196万4,000円ということで、予算額よりはかなり低い金額になっているんですけども、こちらにつきましては手を挙げてきた園が3園ほどございまして、当初はもう少し手を挙げてくる数を希望していたんですけども、最終的には3園が実施したという形でございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、すみません、この事業の詳細を教えてください。本当はもっと手を挙げてくれる本当に期待をしていて750万という予算だったと思うんですけども、実際のところは3園だったということで、業務を効率化するためによかれと思って多分推進事業として予算を取ったんだとは思いますが、この辺、詳細を教えてくださいなればと思っております。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 業務効率化のためのICT機器とかそういったものを導入する関係の補助事業になります。私どもも課長が説明しましたとおり、ある程度希望があれば挙げてくれるかなというところはあったんですが、ある程度の保育園、幼稚園等ではもう整備されているというところと、あと残っているところが比較的小規模な園が導入していないということになっておまして、その辺やっぱり費用対効果の面で少ない園児だと、そこまで入れなくてもいいかなみたいところでちょっと手が挙がってこなかったのかなと考えており

ます。

- 益子委員長 星副委員長。
- 星副委員長 ICT機器で利便性を図るとい
うものでよろしかったですか。
- 益子委員長 企画係長。
- 鍋島企画係長 そのとおりでございます。
- 益子委員長 そのほかございませんか。
相馬委員。
- 相馬委員 すみません、説明があつたのかちよ
つと分からないですが、152ページの上から9行目
のその他補償金ということで登降園時間管理シ
ステム業務委託解約違約金ということで45万2,000
円となっていますが、これの詳細を御説明して
いただいでよろしいですか。
- 益子委員長 企画係長。
- 鍋島企画係長 こちらは新しいシステムを入れる
前に登降園管理をしていたシステムの契約を解除
するに当たっての違約金になります。
- 益子委員長 相馬委員。
- 相馬委員 このシステムの委託契約をしていた年
数というのはどのくらいあつたんですか。
- 益子委員長 企画係長。
- 鍋島企画係長 5年になります。
- 益子委員長 相馬委員。
- 相馬委員 そのうちどのくらい解約したんですか。
- 益子委員長 企画係長。
- 鍋島企画係長 残り1年をちょっと早めてとい
う形で、残り1年分の違約金という形になります。
- 益子委員長 そのほかございませんか。よろしい
ですか。

[発言する人なし]

- 益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。
討議すべき点あるいは委員からの御意見等はご
ざいますか。

[「ありません」と言う人あり]

- 益子委員長 ないようですので、議員間及び質疑
を終了したいと思います。異議ございませんか。
[「異議なし」と言う人あり]
- 益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議
及び質疑を終了いたします。
討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

- 益子委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認
定すべきものと決しました。

保育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時59分

- 益子委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会
を再開いたします。

—————◇—————

◎その他

- 益子委員長 それでは、次第4、その他に入りま
す。

委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、私のほうから1点ございますので、よろしく申し上げます。

今回は頭出しの部分なんです、当委員会でテーマとして挙げているものがもうじき改選を迎えますので、それまでにどのような方向で進めていくか、星副委員長のほうにも今お話をあげていただいて、アンケートの件を皆様に以前お話があったかと思うんですが、その部分も含めてなんです、それを含めて私どものほうで今まで2年間の取組としてどのようなことをしてきたかというものも含めて、併せてものによっては提言書にするのか、あるいは報告書で済ませるのか、そこら辺も含めて各委員の皆様にある程度私と副委員長のほうでたたき台的なものを作ってまいりますので、お示しした中で皆様から御意見を頂戴しながら、この委員会全体としてどのような方向で進めていくかというものを検討させていただく時間を後で設けたいと思いますので、一応その旨御承知おきいただければと思いますので、よろしくお申し上げます。

ほか皆様のほうからなければ、私のほうからは以上でございますが、委員の皆様、よろしいですか。

では、事務局のほうから。

○石田書記（事務連絡。）

○益子委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様方、特になければその他を終了いたします。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○益子委員長 以上で委員会の審査事項は全て終了

いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願い申し上げます。

以上をもちまして福祉教育常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 2時02分